第三章　多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

（論点整理 P25～46関係）

（２）義務教育段階（「調整授業時数制度」の創設等）

（論点整理 P30～34関係）

標準授業時数の規定

小学校学習指導要領 総則　解説（抄）

◆ 別表第１に定めている授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであり、**各学校において年度当初の計画段階から別表第１に定めている授業時数を下回って教育課程を編成することは、上記のような学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない**。

◆ 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第１に反するものとはしない。

学校教育法施行規則 別表第一

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考
一　**この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。**
二　特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
三　第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

備考
一　**この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。**
二　特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

単位授業時間の規定

小学校学習指導要領 総則（抄）
（ア）各教科等のそれぞれの授業の１単位時間は、**各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める**こと

小学校学習指導要領 総則　解説（抄）
…各授業時数の１単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第１に定める授業時数の１単位時間は45分とするとの規定は従前どおりとしており、**総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の１単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第１に定める授業時数を確保するという意味であることに留意**する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。

標準授業時数を確保した上で、１コマあたりの単位授業時間は
各学校が設定することは可能

年間最低授業週数の規定

小学校学習指導要領 総則（抄）
ア　**各教科等の授業は、年間35週（第１学年については34週）以上にわたって行うよう計画**し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。

小学校学習指導要領　総則　解説（抄）
各教科等の授業時数を年間35週（第１学年については34週）以上にわたって行うように計画することとしているのは、各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって配当すれば、学校教育法施行規則別表第１において定めている年間の授業時数について児童の負担過重にならない程度に、週当たり、１日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。したがって、**各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、児童の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる**。各学校においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び児童の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要である。

年間の授業週数について、35週以上であれば、上限はなく、
各学校が40週等と設定することは可能

現行の教育課程の主な特例

2 個々の児童生徒に着目した教育課程の特例

日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程
<学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等>

- 日本語に通じない児童生徒を対象とし、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようにするための指導を実施する
- ➢ 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- ➢ 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる

障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程 <学校教育法施行規則第140条等>

- 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の児童生徒を対象とし、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導を実施する
- ➢ 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- ➢ 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる

学齢を超過した者に対する特別の教育課程（夜間中学） <学校教育法施行第56条の4、第132条の5等>

- 学齢を超過した者を対象とし、対象者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容の指導を実施する
- ➢ 学習指導要領を踏まえ、必要な時数・指導内容を校長が判断する

1 学校として編成する教育課程の特例

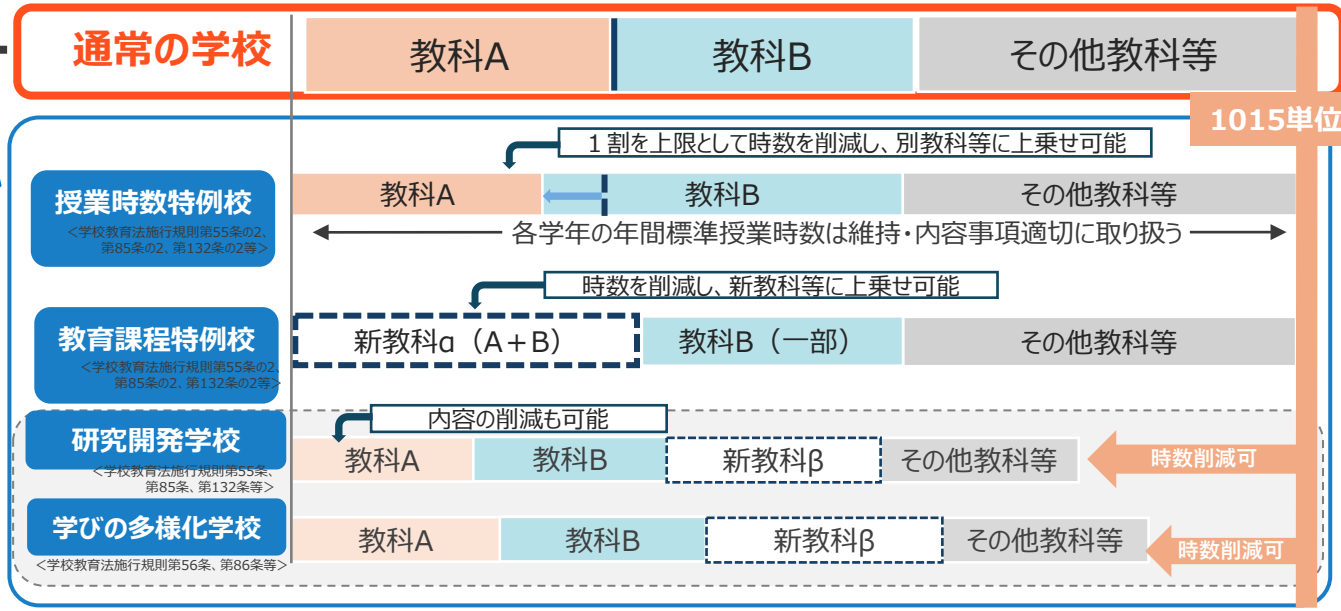

3 学級として編成する教育課程の特例

特別支援学級

○特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れるとともに、個々の児童生徒の障害の程度等を考慮の上、実態に応じた特別の教育課程を編成。
<学校教育法施行規則第138条>

教育課程特例校・授業時数特例校の状況

指定校数の推移

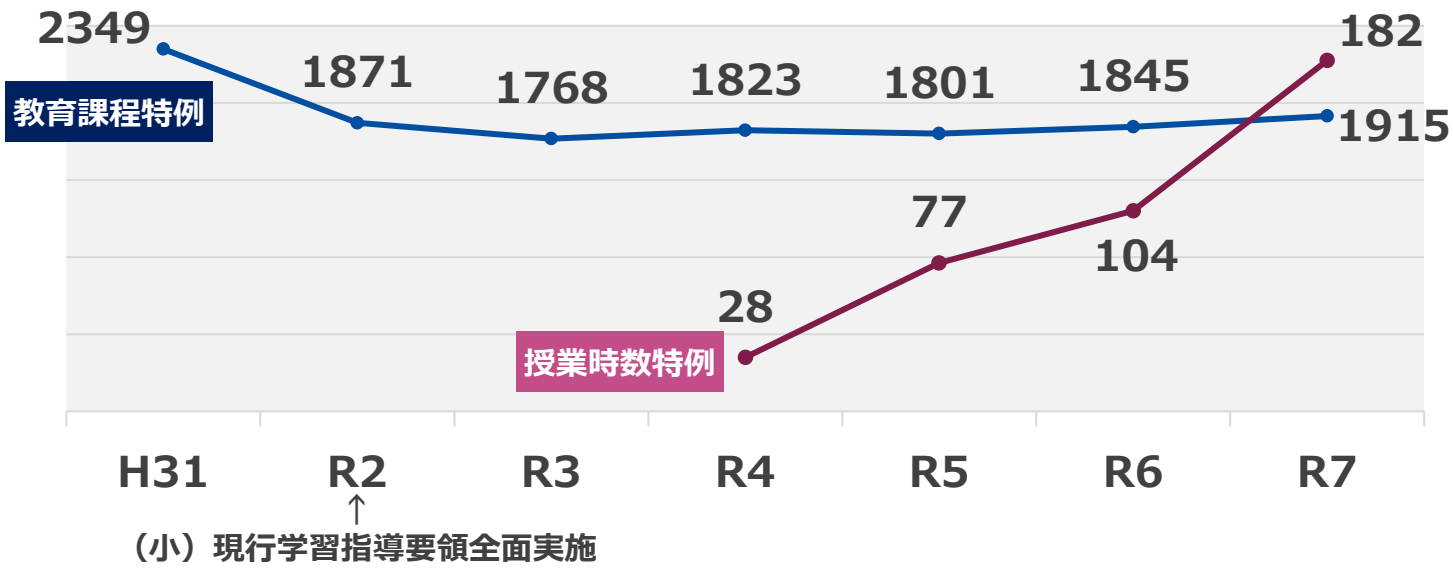

授業時数特例校における取組状況

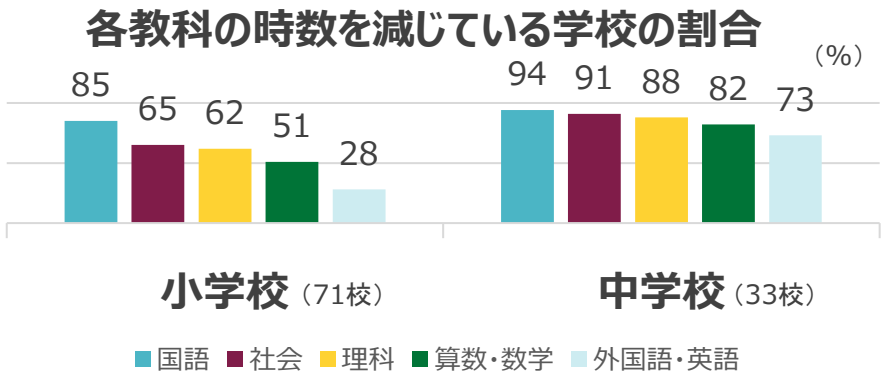

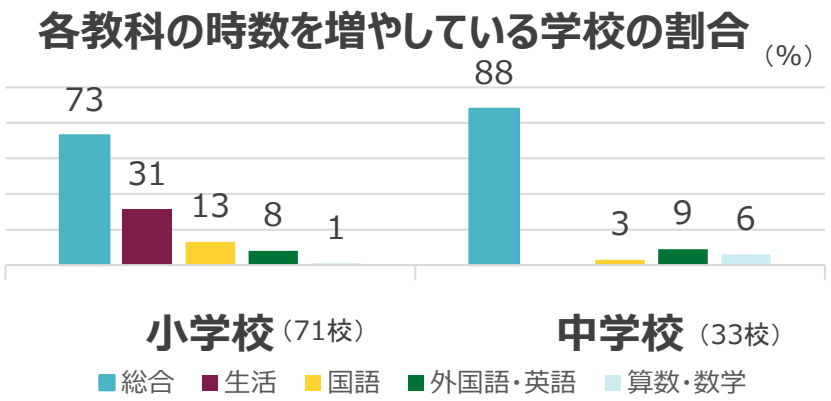

教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。　※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が，特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況　（令和6年4月現在）

指定されている管理機関数：　225件
指定されている学校数　　：1,845校

【主な取組内容】

- 学校や地域の実態に照らした新教科等の設定
  （例）北海道羅臼町：理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定
  （例）信州大学教育学部附属松本小学校：1～2 学年の既存の各教科をすべて統合・再整理し、「ことば」「かがく」「くらし」「ひょうげん」の４つの領域を新設
- 既存教科を英語で実施（イマージョン教育）
  （例）私立西大和学園中学校・高等学校：音楽・体育の一部を英語で実施
- 学校段階間の連携による教育
  （例）東京都立川市：特別活動や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施

教育課程特例校における授業時数のイメージ

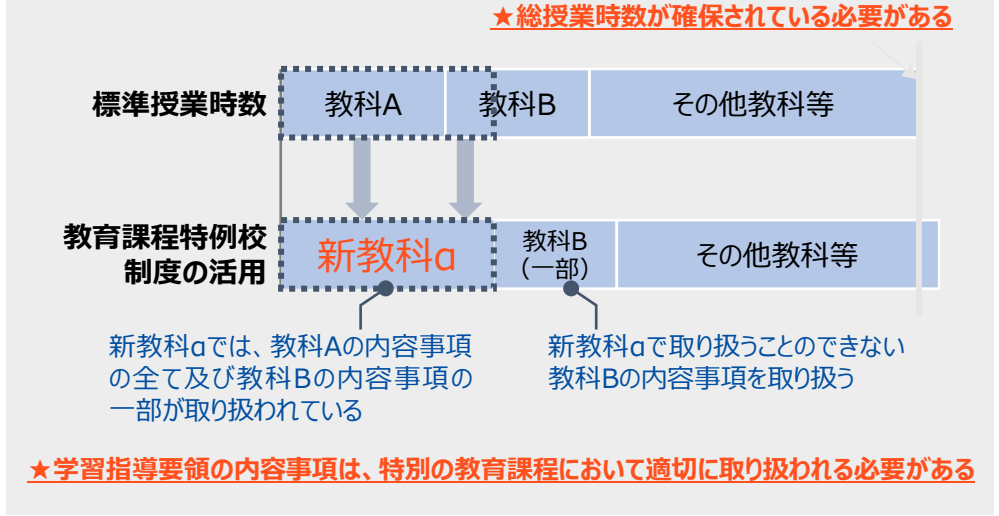

授業時数特例校制度

制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（各学年の年間の標準授業時数の総授業時数）は**維持**した上で、**1割を上限として各教科**（※1）**の標準授業時数を下回った**教育課程の編成を特例的に認める制度。
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（※2）や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
- **令和3年7月に制度創設**し、**令和4年4月から実施**。

（※1）音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。
（※2）学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など）が考えられる。

イメージ

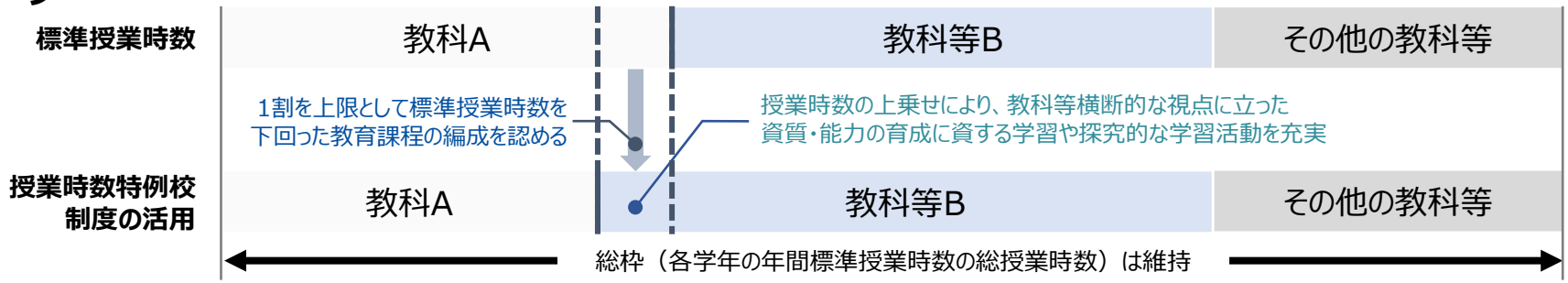

学校の指定（学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号）

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。
（指定の要件）

- **学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われている**こと。
- **各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保**されていること。
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和６年4月現在）

指定されている管理機関数：27件
指定されている学校数　　：104校

	主な取組内容
渋谷区（全小学校）	探究的な学習活動の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加し、午前に各教科の学習、午後に子どもの主体性を重視した探究を実施するカリキュラムを編成。
京都府京都市（義務教育学校）	伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
宮崎県宮崎市（中学校）	環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
私立星美学園（小学校）	国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、生活、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

研究開発学校制度

研究開発学校とは

教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う（昭和５１年度から開始）。

○ 市町村教育委員会等の学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定（４年 ※平成２４年度指定校までは３年）。

○ 文部科学省が示す「研究開発の募集課題」や「研究開発の視点の例」に基づき、各学校の創意工夫により研究開発課題を設定。

※令和６年度の研究開発学校数は計２５件、６７校
令和６年度予算額　64,442千円（令和５年度予算額　68,360千円）

研究開発の推進イメージ例

＜指定１年目＞

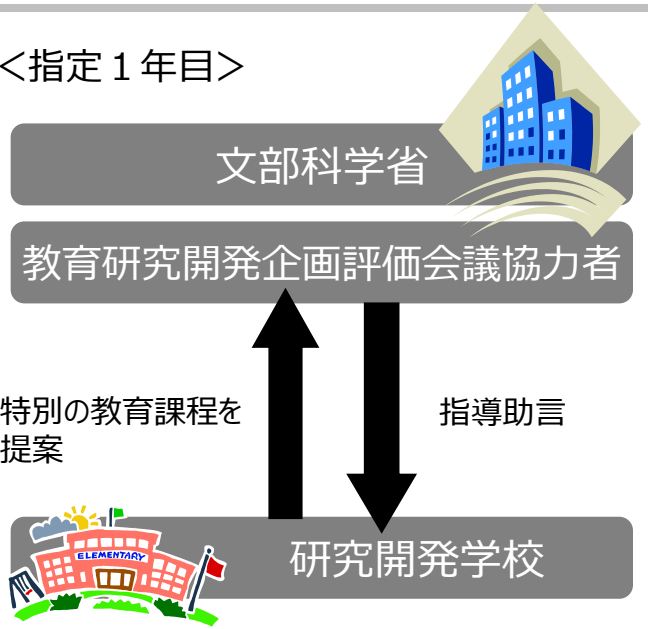

研究開発学校は、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言を踏まえ、

①子供たちに育むべき資質・能力の明確化

②新設する教科等の教育課程上の位置付けや教育課程全体における新設する教科等と既存の教科等との関係性の明確化

③新設する教科等の目標、内容の明確化

④特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定
（併せて、成果検証の際に子供たちの変化を見るため、特別の教育課程を実施する前段階での子供たちの状況を把握）

等を行う。

＜指定２～４年目＞　指定１年目に、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言も踏まえて編成した特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の編成により、子供たちがどのように変化したかなど、成果の検証を行っていく。

学習指導要領の改訂をはじめ、今後の教育課程の改善に資するより質の高い研究開発を実施

時数に係る学校裁量の拡大に関する学校の意識

- 標準授業時数に関し、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることについて、小学校では約７割、中学校では約８割が賛成と回答。
- 「年間総授業時数を確保した上で一定の範囲で教科等間での授業時数の調整を可能とする」ことを取り組みたいこととして回答した割合が小・中学校ともに最も高い。

標準授業時数について学校の裁量を広げることについて

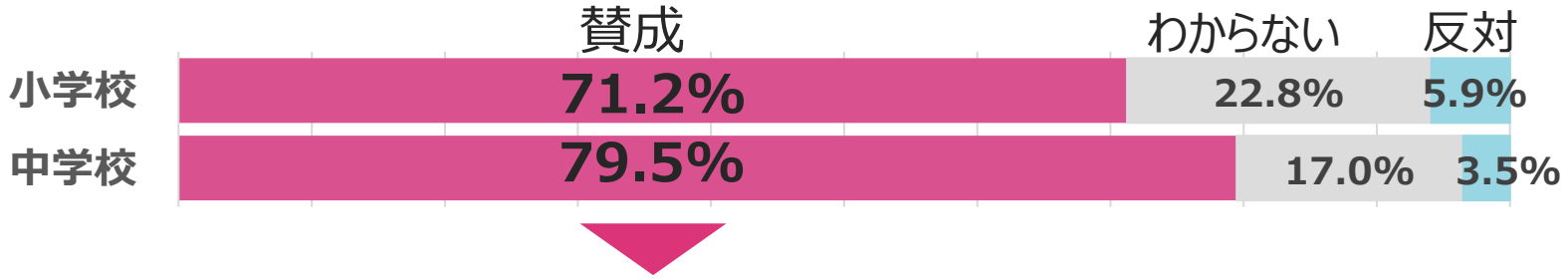

取り組んでみたいと思うこと（賛成と回答した者に対し、複数回答）

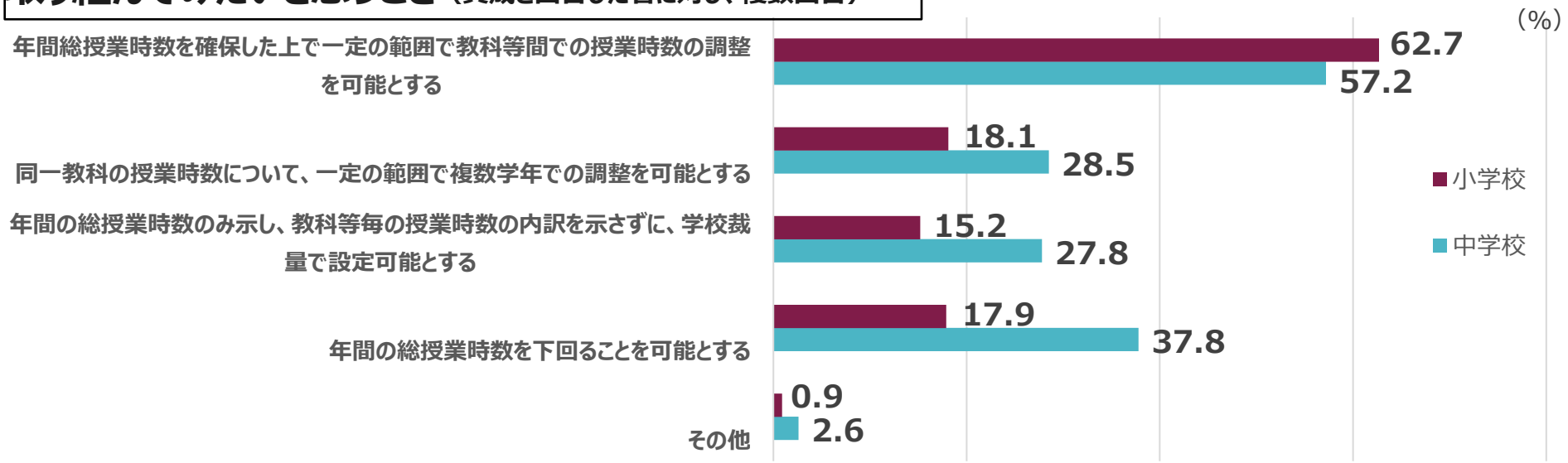

出典：国立教育政策研究所「令和４年度小学校学習指導要領実施状況調査（学校質問）」
「令和５年度中学校学習指導要領実施状況調査（学校質問）」

現行制度における単位授業時間の多様な設定例

○実現したい教育活動の方向性等に応じて、総授業時数を確保した上で、単位授業時間を柔軟に運用している例が見られる。
○４５分の単位授業時間を5分短縮するといったことに止まらず、15-20分の短い時間を設ける、100分といった長い授業時間を設ける、短い時間と長い時間を組み合わせて活動の特質に応じて分けたり合わせたりするといった工夫が行われている。

横浜市立奈良小学校

- 午前中は40分×５コマを実施
- 午後は20分・40分の１コマずつを実施し柔軟に運用（例：20分を個別のスキル学習に充てる、20分と40分のコマを組み合わせて60分じっくり探究する時間を設ける等）

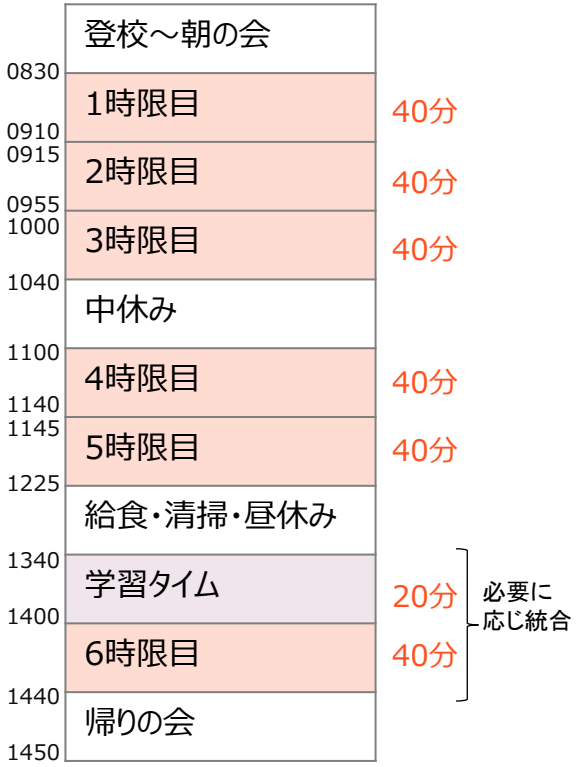

東浦町立緒川小学校

- ２コマ分を連続させたブロックを基本とし、じっくりと学びに取り組む時間を確保
- 児童の活動の実態に応じて、教科間の時間の切れ目は柔軟に運用

さいたま市立大宮国際中等教育学校

- 50分２コマ分を連続させたタームを基本とし、じっくりと学びに取り組む時間を確保。
- 朝にオールイングリッシュでの表現活動を行う時間を15分間設ける

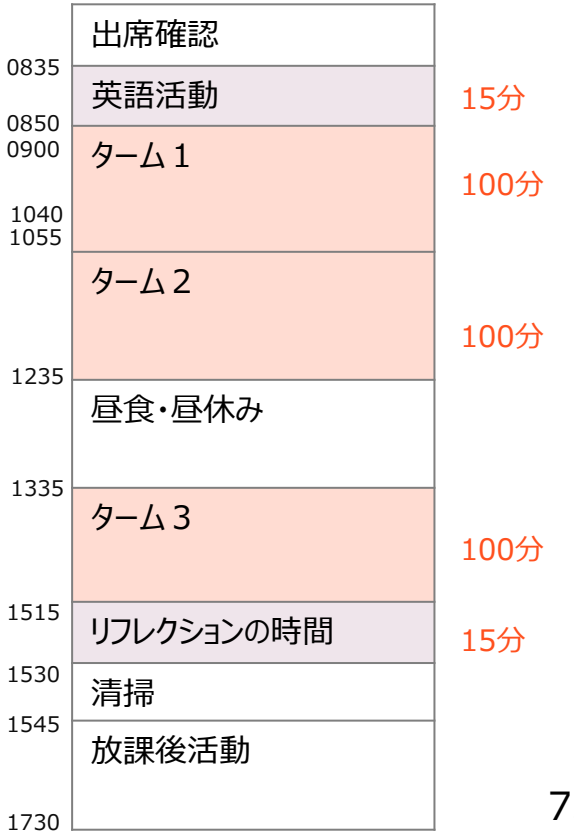

【参考資料２－①】

学習指導要領における学年の区分の状況（小・中学校）

- 総則では特に示す場合を除き、各教科等の内容に係る事項の記載順は指導の順序を示すものではないことを示しているが、当該特に示す場合として、各教科等においては学年の区分を示しており、その場合当該学年において指導する必要がある。（「内容の取扱」において更に特別な定めがある場合もある）
- 教科の系統性や発達段階を踏まえた指導内容を確保する役割を果たす一方、カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

小学校学習指導要領（平成29年告示）第１章　総則　　※中学校も同旨
第２第１節３(1)　内容等の取扱い
ウ　第２章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
エ　学年の内容を２学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、２学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、２学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

小学校

各教科における内容の示し方

各教科等	学年区分					
国語	1-2		3-4		5-6	
社会			3	4	5	6
算数	1	2	3	4	5	6
理科			3	4	5	6
生活	1-2					
音楽	1-2		3-4		5-6	
図画工作	1-2		3-4		5-6	
家庭					5-6	
体育	1-2		3-4		5-6	
外国語					5-6	
道徳	1-2		3-4		5-6	
外国語活動			3-4			
総合的な学習の時間	内容は各学校で設定					
特別活動	1-6					

内容の取扱（特別の定め）

※学習指導要領の記載を基に記述は簡素化している

- 国語：前学年において初歩的な形で取り上げたり、後学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導すること
- 算数：各学年の内容は、次学年以降においても必要に応じて継続して指導すること
- 生活：「A家族・家庭生活」の(1)のアについては、2年間の学習の見通しをもたせるために、第5学年の最初に履修させること
- 家庭：体育の「A体つくり（の）運動（遊び）」については、２学年間にわたって指導するものとする
  保健については各学年で指導する項目を指定している
- 体育：各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする
- 外国語活動：全ての学年において、学級活動の各活動、学校行事の各行事を指導する。

中学校

各教科における内容の示し方

各教科等		学年区分			
国語		1	2	3	
社会		1-3			
数学		1	2	3	
理科		1-3			
音楽		1	2-3		
美術		1	2-3		
保健体育	(体育)	1-2		3	
	(保健)	1-3			
技術・家庭		1-3			
外国語		1-3			
道徳		1-3			
総合的な学習の時間		内容は各学校で設定			
特別活動		1-3			

内容の取扱（特別の定め）

- 国語：必要に応じ前後の学年で取り上げることもできる
- 社会：第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とすること
  第３学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること
- 数学：各学年の目標達成に支障のない範囲で当該学年の内容の一部を軽く取扱い、それを後学年で指導することができる
  学年の目標を逸脱しない範囲で、後学年の内容の一部を加えて指導することもできる
  新たな内容を指導する際には、既に指導した関連する内容を意図的に再度取り上げ、学び直しの機会を設定すること
- 技術・家庭：各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。
  家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(1)については、中学校における学習の見通しを立てさせるために、第1学年の最初に履修させること
- 道徳：内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。

研究開発学校の取組（目黒区立中目黒小学校・愛荘町立秦荘西小学校）

１．特例の概要

授業の１単位時間を45分から40分に変更し、午前中に５コマの授業を行った上で、標準総授業時数を下回って時間を生み出し、その時間を活用し、子供の主体性を重視した教育活動、教員研修や教科担任制等を有効に機能させるための情報共有等を実施。

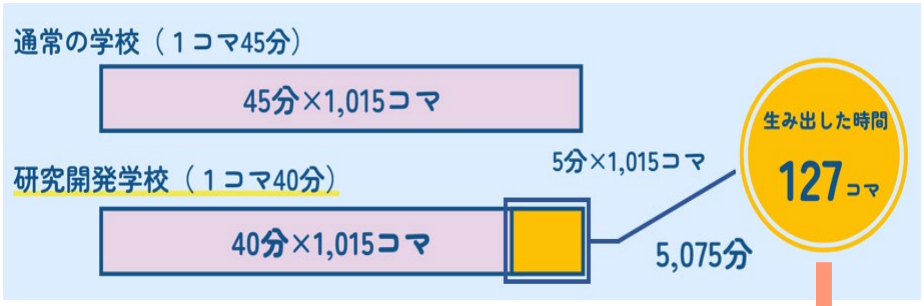

○ 通常の授業の中でもICTを活用することで、短くした１コマの中でも効果的な指導を行う。

○ １コマが短くなったことで、通常の授業においても、単元としてのつながりや、見方・考え方を働かせる授業デザインをより意識した授業を展開。

２．生み出した時間の使い道

目黒区

○子供が教材・ペースを自分で選びながら学ぶ単元内自由進度学習（マイプラン学習）を行ったり、子供たちが自分でテーマを決めて主体的に学ぶ時間（フリースタイルプロジェクト）を設けたりするなど、子供の主体的な学びを重視した教育活動を展開。教員の研修や授業準備等も実施。

マイプラン学習

○ マイプラン学習の時間では、自分の学びたい場所で、自分でペースを決めながら学ぶ。

○ 一人で学びに向かうことも、友達と協働的に学ぶこともできる。

○ ICTを活用することで、一人一人の学びの進度等を効果的に把握。

フリースタイルプロジェクト

○ フリースタイルプロジェクトでは、ギターの探究など、自分の興味関心に応じて自ら課題を設定し、主体的に探究に取り組む。

○ 各教科等で学んだことを生かしながら、一人一人が違う課題に取り組み、成果を発表する。

愛荘町

○自己調整力を育成する時間に充てたり、教員間での児童に関する共通理解を図るための情報交換や相談、授業づくり・教材研究に関する研修やOJT等を実施。

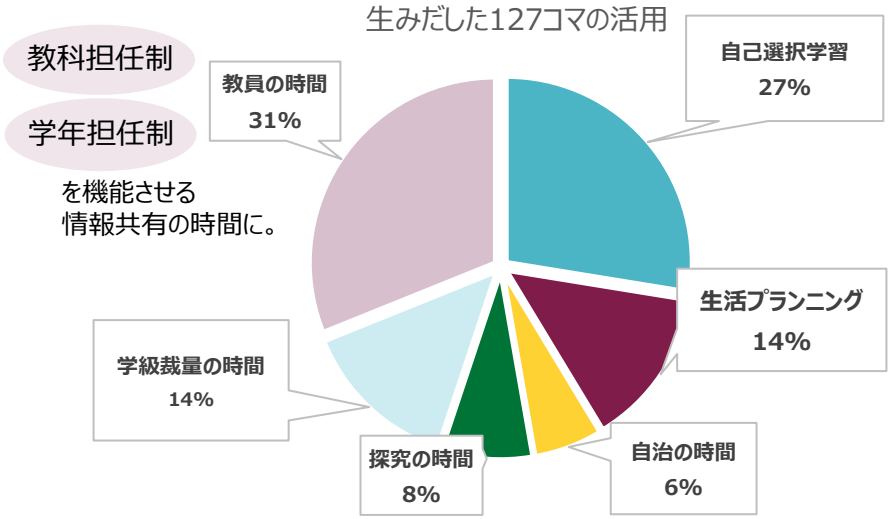

週当たり授業時数について

週当たり授業時数に係る考え方

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)(抄)

国が定める年間の標準授業時数の 1,015 単位時間を 35 週（※1）にわたって実施することを前提に、**週当たり 29 単位時間の授業を行う必要があるとの認識が学校には根強く、標準授業時数を大幅に上回った教育課程編成の見直しを学校が実施することが困難**との指摘もある。しかし、実際には年間の授業日数は 200 日程度（40 週）が一般的であり、**必ずしも 1,015 単位時間を確保するために週 29単位時間の授業を実施する必要はない**（※2）。

※1　小学校学習指導要領の総則においては、「各教科等の授業は、年間35週（第１学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする」と記載がある。中学校でも同様。

※2　年間の標準授業時数1,015単位時間を週当たり27単位時間で実施した場合、1015単位時間＝27単位時間×37.6週（188日）となる。

年間の総授業日数の平均※令和６年度計画ベース
小学５年　202.4日　中学２年　203.0日

35週で実施する場合の週当たりコマ数
1015単位時間÷35週＝29単位時間／週

週当たり授業時数の実態

小学校、中学校いずれも週当たり授業時数を28コマ以下で設定する学校の割合が増えているが、
小学校５年では約60%、中学校２年では約75%の学校は29コマに設定している。

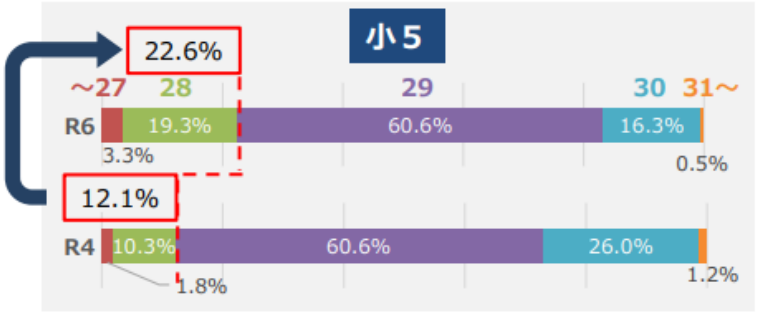

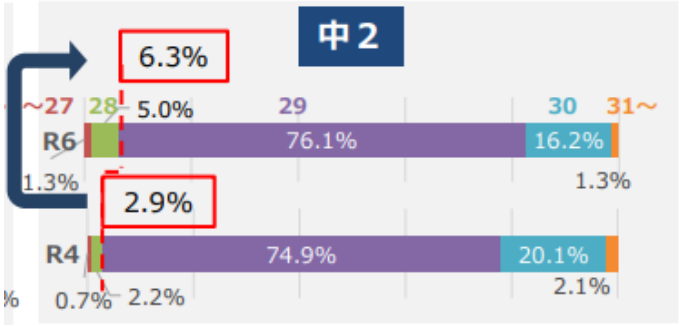

出典：令和６年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査

R7年度 研究開発学校
～多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程の編成～

1単位時間を短縮して生み出された時間を用いて、
- 児童生徒一人一人の興味・関心や学習上の課題等に応じて柔軟に学びを選択できる時間
- 体験活動、表現力や対話力を育成する活動など学習の素地を高める時間
- 教師の研修や授業改善のための時間　　等に充当。

令和６年度
管理機関：２（目黒区・愛荘町）（設置者等）
学校数：25

実施地域・学校を大幅に増加

令和７年度
管理機関：**9** 都道府県（設置者等）
学校数：**46**（小：38　中：８）

滋賀県愛荘町の取組（愛荘町立秦荘西小学校 ほか１校）

生みだした127コマの活用

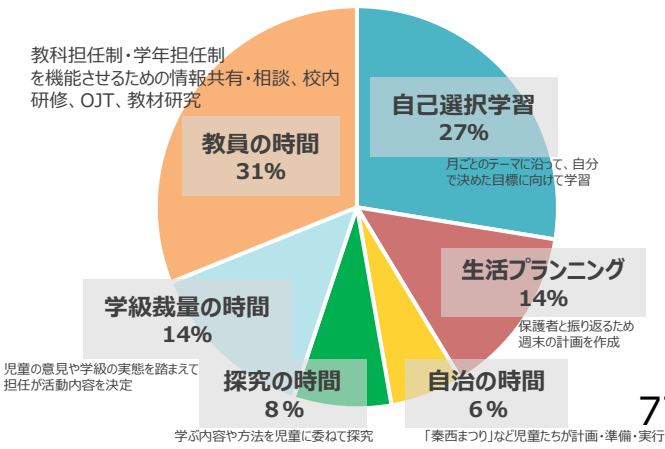

教育課程柔軟化サキドリ研究校事業　概要

趣旨

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、**一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進**するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において**「調整授業時数制度」**（※）の創設について検討中。全国の教育委員会や学校から、令和７年度から先行的に取り組んでいる研究開発学校と同様に、柔軟な教育課程の実施に取り組みたいとの声が多数寄せられている。

  （※）**各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの**。

- 柔軟な教育課程を編成・実施する上では、より一層、**各学校におけるカリキュラム・マネジメントや教育委員会等による伴走支援・指導助言が重要**となり、これらの知見の蓄積が、制度導入後の教育課程の質に直結することとなる。

- 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、**全国各地の教育委員会・学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組み（教育課程柔軟化サキドリ研究校事業）を創設。**

※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

事業概要

- 「調整授業時数制度」導入後の全国における円滑な制度実施に向け、研究開発学校とは別に、**「調整授業時数制度」を先取りするような形で教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校（サキドリ研究校）を文部科学大臣が指定する**。

サキドリ研究校事業における教育課程の特例の内容

サキドリ研究校においては、先行事例を踏まえ、**調整授業時数は対象教科等**（※１）**ごとに 10%程度を上限**とし、使途として以下に活用可能とする。その際、①～③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の状況を踏まえて判断することとする。

①既存の各教科等への上乗せ
②教科の新設
③裁量的な時間 (ｱ)子供の資質・能力の育成に特に資する教育活動（※2）
　　(ｲ)教師の組織的な研究・研修等

※1　年間35単位時間以下を標準としている教科等は、**対象外**
※2　標準授業時数が設定されていない学校行事や児童会・生徒会活動は含まれない
※3　①②合わせて30コマ程度まで、③ (ｱ)と(ｲ)それぞれ30コマ程度まで

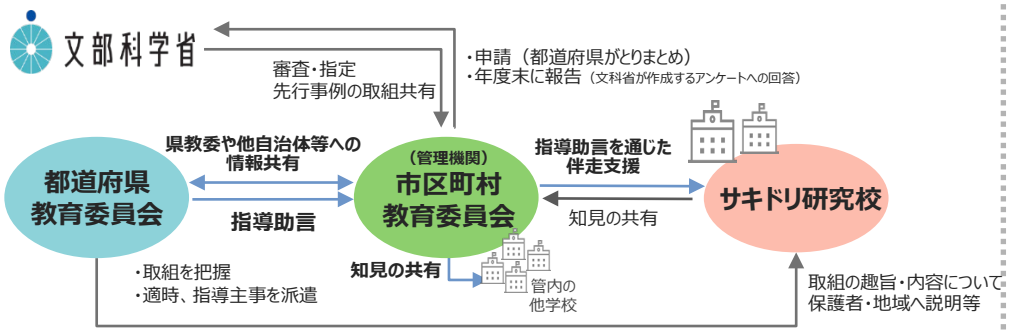

※都道府県・市区町村教育委員会は、サキドリ研究校の研究開発に資するよう関与し、知見を蓄積すること

対象

全国の公立小中学校等
※　義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
※　各都道府県・指定都市につき５校程度を上限として指定。
※　各都道府県・指定都市における申請校には中学校を含むこととする。

指定期間

令和８年度から令和10年３月までの２年間を想定
※「調整授業時数制度」の施行時期を踏まえて変更の可能性あり

スケジュール

各学校における取組開始
令和８年４月～

小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査（学会等未発表データ，速報値）

調査対象地域・学校等	全国の公立・私立の小学校・中学校に在籍する教師
回収数	回答数　375人　有効回答数　340人
調査回答者の属性	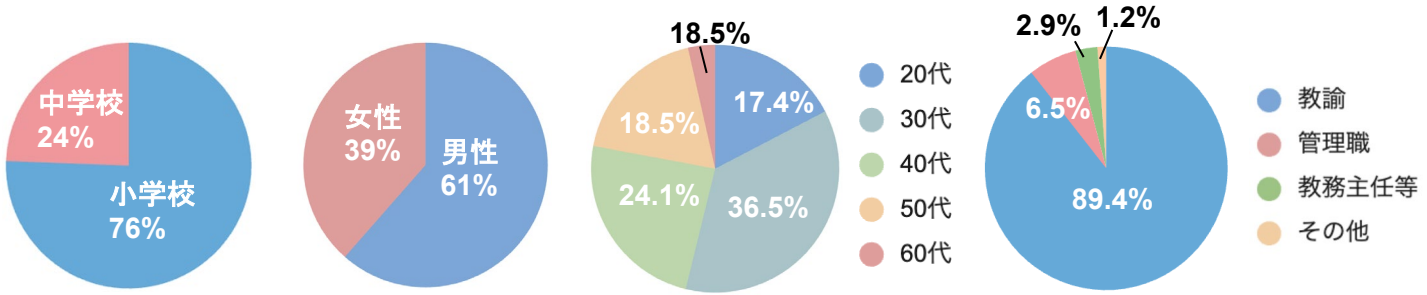
調査方法・調査項目	Webフォームによる。フェイス項目5項目、①授業の準備等：9項目の質問に対して、デジタル活用前・デジタル活用以後を問う計18項目、②授業の運営：14項目の質問に対して、デジタル活用前・デジタル活用以後を問う計28項目
調査期間	2025年3月4日から3月9日までの5日間

西本壇, 伊藤真紀, 杉本啓馬, 佐藤和紀, 堀田龍也
小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査
日本教育工学会研究報告集, Vol.2025, No.1：発表予定（2025.5.24.京都外国語大学）

デジタル学習基盤による授業運営の効率化

- デジタル学習基盤の活用により授業運営に関わる諸活動の効率化が可能との調査結果
- 同じ活動を行う場合でも、デジタル学習基盤の整備・活用状況に応じて効率化の程度が異なる可能性

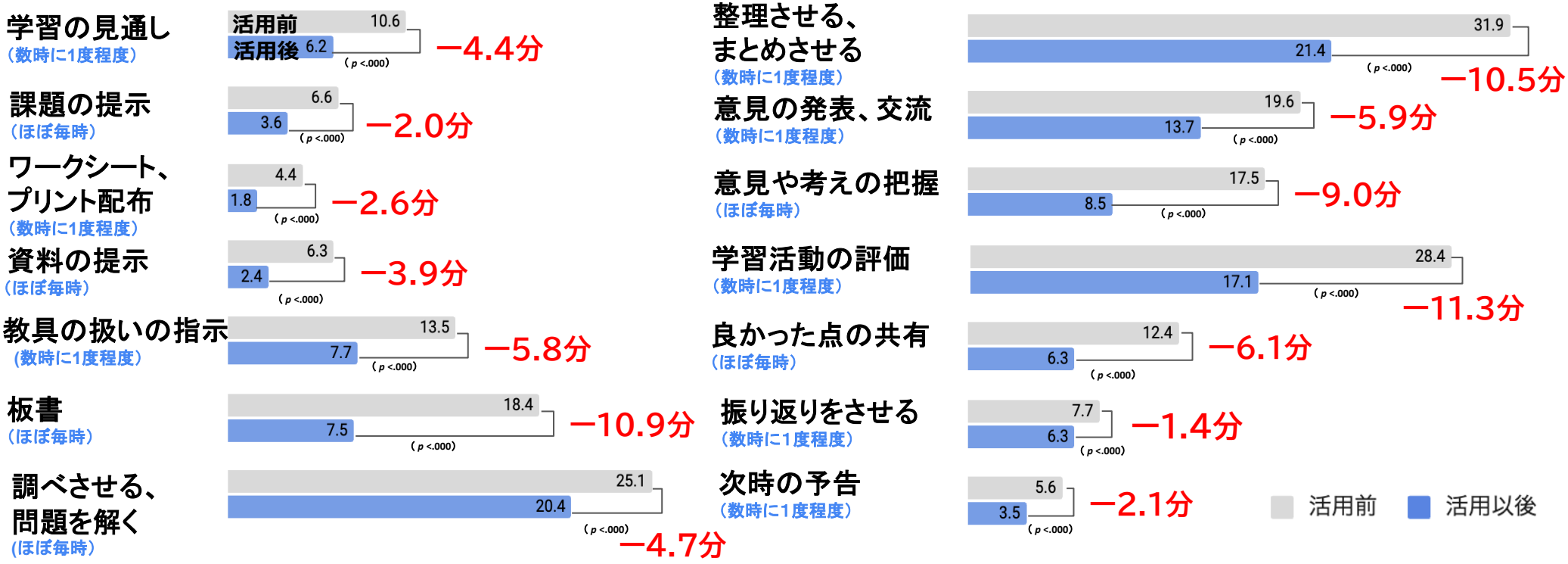

※各質問項目について、当該活動1回あたりの所要時間（分）を調査し、平均値を算出。デジタル活用前後の平均時間から差を算出。（p値はウィルコクソンの符号順位検定）
※青字は各活動の概ねの発生頻度　（1人1台の端末活用歴4年～5年の教員3人で議論し合意したもの）
※西本壇、伊藤真紀, 杉本啓馬, 佐藤和紀, 堀田龍也（2025）小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査. 日本教育工学会研究報告集, 2025(1)：発表予定

諸外国の授業時数等の示し方

授業週数・日数、総授業時数、各教科の授業時数、単位授業時間の示し方は各国で様々であり、大きく以下の３つに分類できる。
①年間授業週数・日数もしくは総授業時数まで国（州）として示し、各教科の授業時数や単位授業時間は自治体や学校に裁量を委ねる
②年間授業週数や総授業時数に加え、各教科の授業時数まで国（州）として示し単位授業時間は自治体や学校に裁量を委ねる
③年間授業週数・日数や総授業時数、各教科の授業時数の定めに加え、単位授業時間まで国（州）として示す

分類	国名	授業週数・日数の定め	総授業時数の定め	各教科の授業時数の定め		単位授業時間の定め
				定めの有無	時数の単位	
①	イギリス（イングランド）	定めあり 年間最低授業日数（190日）を**基準**として示す	定めなし	定めなし	－	定めなし
	カナダ（ブリティッシュコロンビア州）	定めなし	定めあり 複数学年ごとに年間**最低**授業時数を示す	定めなし	－	定めなし
②	オーストラリア（クイーンズランド州）	定めあり 学年ごとに年間授業週数を**標準**として示す	定めなし	定めあり 学年ごとに週**最低**授業時数と年間**最低**授業時数を示している*1	時間（hour）	定めなし
	フランス	定めあり 年間36週を**基準**として示す	定めあり 複数学年ごとに週授業時数を**基準**として示す	定めあり 複数学年ごとに週授業時数と年間授業時数を**基準**として示す*2	時間（hour）	定めなし
③	韓国	定めあり 年間34週を**基準**として示す	定めあり 複数学年ごとに**最低**授業時数を示す	定めあり 複数学年ごとに年間授業時数を**基準**として示すが**20%の範囲で増減可能**	単位授業時間数	標準として定めるが変更可 小学校の場合40分、中学校の場合45分
	中国	定めあり 年間39週を**基準**として示す	定めあり 学年ごとに週授業時数及び年間授業時数を**基準**として示す	定めあり 学年ごとに**総授業時数における時間配分の上限と下限**を示す	単位授業時間数	標準として定めるが変更可 小学校の場合40分、中学校の場合45分
	ドイツ（バーデン・ヴュルテンベルク州）	定めなし	定めあり 学校種ごとに週授業時数を**基準**として示す	定めあり 学校種ごとに週授業時数を**基準**として示し**各学年への配分割合を調整可能**	単位授業時間数	標準として定めるが変更可 45分
	フィンランド	定めあり 年間190日、年間38週を**標準**として示す	定めあり 複数学年ごとに週**最低**授業時数を示す	定めあり 複数学年ごとに週**最低**授業時数を示す	単位授業時間数	標準として定めるが変更可 45分

表全体注記：各学校に一定の裁量を持たせる記述が参考資料や原典資料から明確に確認できるものは「標準」として記載し、確認できないものは「基準」として記載しているが、法規範性の有無やその程度については不明。
※１：小学校段階においてのみ週最低授業時数も定められている。
※２：小学校段階においてのみ年間授業時数も定められており年間授業時数を確保していることを条件に週授業時数を調整することができる。

イギリス（イングランド）の授業時数等に関する概要

- 年間最低授業日数は法律で190日と定められている。
- 国が定める教育課程の基準は存在するが、年間授業時数、教科の授業時数、単位授業時間の定めはなく、教育水準局（OFSTED）による監査を行い全国的な教育内容の質保証を図っている。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

キーステージ（KS）		KS1	KS2	KS3	KS4
年齢		5-7	7-11	11-14	14-15
学年		1-2	3-6	7-9	10-11
中核教科	英語	●*1	●	●	●
	算数・数学	●	●	●	●
	理科	●	●	●	●
基礎教科	美術・デザイン	●	●	●	
	市民性教育			●	
	コンピューティング*2	●	●	●	●
	デザイン・技術	●	●	●	
	外国語*3		●	●	
	地理	●	●	●	
	歴史	●	●	●	
	音楽	●	●	●	
	体育	●	●	●	●
その他	宗教	●	●	●	●
	PSHE*4				

出典：Department for Education(2014, p.7)，植田(2021)を参考に筆者作成。

*1 ●は必修科目。空欄は選択科目であるが，学校ごとに開設方法の裁量が与えられている（例えば音楽と ICT の合科授業や，英語と演劇を同一科目で扱うなど）。

*2 「情報通信技術(ICT)」から「コンピューティング(Computing)」へ名称変更（2014 年）。

*3 KS2 では外国語，KS3 では現代外国語となる。

*4 PSHE（人格・社会性・健康教育，KS3 では人格・社会性・健康・経済教育）は法令上の必修科目とはされていないが，ナショナル・カリキュラムで「全学校は良い実践例を参考にして PSHE への対応をすべき」（Department for Education, 2014, p.5）と示されている。

（出典）『国立教育政策研究所『諸外国の教育課程改革の動向』（2022年3月）、教育省「Length of the School Week Non-Statutory Guidance」（2023年6月）参照。

◆時間割例（ Morningside小学校　第1学年の事例より）

- 教科に応じて授業時間を変更し、弾力的な時間割編成としている点が特徴である

	授業時間	月	火	水	木	金
9:00～9:15	15分	手習い*1	手習い	手習い	手習い	手習い
9:15～9:45	30分	フォニックス*2	フォニックス	フォニックス	フォニックス	フォニックス
9:45～10:30	45分	ライティング	ライティング	ライティング	ライティング	算数
10:30～10:45	－	休憩				
10:45～11:00	15分	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	集会
11:00～11:45	45分	リーディング	リーディング	リーディング	リーディング	リーディング
11:45～12:00	15分	算数の集い	算数の集い	算数の集い	算数の集い	算数の集い
12:00～12:15	15分	集会	集会		集会	物語
12:00～13:00	－	ランチ				
13:00～15:20	140分	宗教（－） 休憩（－） 体育（65分）	算数（45分） トピック（95分）	PSHE（30分） 音楽（45分） 算数（－） 読み聞かせ（－）	算数（45分） トピック（95分）	算数（45分） トピック（95分）
15:20 下校						

※１：字の書き方の伝授を指す。
※２：英語の綴りと発音の規則性を学び、英語の読み方や書き方の伝授を指す。
（出典）「Morningside Primary School_Our School Day」より仮訳。

カナダ（ブリティッシュコロンビア州）の授業時数等に関する概要

- 第1学年から第7学年までの年間最低授業時数は各878時間（1時間＝60分）、第8学年から第12学年までは各952時間と定められている。
- 各教科の授業時数や単位授業時間の定めはない。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

教科＼学年	K	1	2	3	4	5	6	7	8	9
英語またはフランス語* *フランス語は、フランス語話者またはフランス語イマージョンプログラム履修者が対象										
算数/数学										
科学										
社会										
保健体育										
芸術										
キャリア教育										
応用デザイン・スキル・技術（Applied Design, Skills and Technologies）										
言語（手話、コアフレンチ、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、中国語、パンジャビ語、スペイン語）										

Required Areas of Learning in an Educational Program Order (Ministerial Order 295/95) 及び Educational Program Guide（M333/99）をもとに作成。

（補足）卒業要件として10学年を対象に数学の習熟度を測る評価を実施しており、一部の教科においては教育内容の質保証の仕組みを設けている。

（出典）School Calendar Regulation参照。

◆時間割例（Lord Byng中学校の事例より）

- 60分と80分の授業時数を組み合わせて時間割を編成している点が特徴である

	月	火	水	木	金
FIT*	8:40～9:20（40分）				8:40～9:20（40分）
ブロック1	9:20～10:20（60分）	8:40～10:00（80分）	8:40～10:00（80分）	8:40～10:00（80分）	9:20～10:20（60分）
休憩	10:20～10:30	10:00～10:10	10:00～10:10	10:00～10:10	10:20～10:30
ブロック2	10:30～11:30（60分）	10:10～11:30（80分）	10:10～11:30（80分）	10:10～11:30（80分）	10:30～11:30（60分）
ランチ	11:30～12:15	11:30～12:15	11:30～12:15	11:30～12:15	11:30～12:15
ブロック3	12:15～13:35（80分）	12:15～13:15（60分）	12:15～13:35（80分）	12:15～13:15（60分）	12:15～13:35（80分）
休憩	13:35～13:40	13:15～13:20	13:35～13:40	13:15～13:20	13:35～13:40
FIT*		13:30～14:00（30分）		13:30～14:00（30分）	
ブロック4	14:40～15:00（20分）	14:00～15:00（60分）	14:40～15:00（20分）	14:00～15:00（60分）	14:40～15:00（20分）

※：FITはFlexible Instructional Timeの略。生徒が自身の関心や進捗状況に応じて多様な学習活動を行う時間を指す。

（出典）https://www.vsb.bc.ca/lord-byng/page/2789/bell-schedule
（2025年２月27日最終閲覧）より仮訳。

オーストラリア（クイーンズランド州）の授業時数等に関する概要

- 学習領域（教科に該当）毎に、学年別の年間最低授業時数と週最低授業時数が示されている*1。
- 標準授業時数の表は１時間＝60分で記載されているが、単位授業時間の定めはない。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

学習領域	時間	Prep	学年1	学年2	学年3	学年4	学年5	学年6
英語	年単位	280	280	280	280	280	240	240
	週単位	7	7	7	7	7	6	6
算数・数学	年単位	200	200	200	200	200	200	200
	週単位	5	5	5	5	5	5	5
保健体育	年/バンド単位	80	160（80時間/年）		160（80時間/年）		160（80時間/年）	
	週単位	2	2		2		2	
科学	年単位	20	20	20	40	40	60	60
	週単位	30分	30分	30分	1	1	1時間30分	1時間30分
人文・社会科学	年単位	20	20	20	40	40	60	60
	週単位	30分	30分	30分	1	1	1時間30分	1時間30分
芸術	年/バンド単位	40	80（40時間/年）		120（60時間/年）		120（60時間/年）	
	週単位	1	1		1時間30分		1時間30分	
技術	年単位	20	40（20時間/年）		80（40時間/年）		100（50時間/年）	
	週単位	30分	30分		1		1時間15分	
言語	年/バンド単位	20	80（40時間/年）		80（40時間/年）		80（40時間/年）	
	週単位	30分	1		1		1時間30分	

※：灰色塗りつぶし枠はオプション。P-9年生までは40週、10年生は38週が授業週とされている。

（補足）オーストラリアン・カリキュラムに基づき悉皆の全国調査（毎年）を実施し、教育内容の質保証を図っている。

◆時間割例

（Brisbane South State中等教育学校　中学校の事例より）

- 各コマに20分、40分、55分、90分の授業時間を弾力的に割り当て時間割を編成している点が特徴である

月	火	水	木	金
探求型学習 8:40～9:20（40分）	探求型学習 8:40～9:20（40分）	探求型学習 8:40～10:00（20分）	体育 8:40～10:10（90分）	全体集会 8:40～9:20（40分）
レッスン１ 9:20～10:15（55分）	レッスン１ 9:20～10:15（55分）	レッスン１ 10:00～10:40（40分）	探求型学習 10:10～10:30（20分）	レッスン１ 9:20～10:15（55分）
レッスン２ 10:15～11:10（55分）	レッスン２ 10:15～11:10（55分）	レッスン２ 10:15～11:10（55分）	休憩１ 10:30～10:55	レッスン２ 10:15～11:10（55分）
休憩１ 11:10～12:00	休憩１ 11:10～12:00	休憩１ 11:10～12:05	レッスン２ 10:55～11:35（40分）	休憩1 11:10～12:00
レッスン３ 12:00～12:40（40分）	レッスン３ 12:00～12:40（40分）	レッスン３ 12:05～12:45（40分）	レッスン３ 11:35～12:15（40分）	レッスン３ 12:00～12:40（40分）
レッスン４ 12:40～13:20（40分）	レッスン４ 12:40～13:20（40分）	レッスン４ 12:45～13:25（40分）	レッスン４ 12:15～13:10（55分）	レッスン４ 12:40～13:20（40分）
休憩２ 13:20～13:55	休憩２ 13:20～13:55	休憩２ 13:25～13:55	休憩２ 13:10～13:55	休憩２ 13:20～13:55
レッスン５ 13:55～14:50（55分）	レッスン５ 13:55～14:50（55分）	レッスン５ 13:55～14:50（55分）	レッスン５ 13:55～14:50（55分）	レッスン５ 13:55～14:50（55分）

*１：小学校段階においてのみ週最低授業時数も示されている。
（出典）国立教育政策研究所『諸外国の教育課程改革の動向』（2022年3月）、QL州教育省「K–12 Curriculum, assessment and reporting framework」より作成。

（出典）
https://brisbanesouthssc.eq.edu.au/SupportAndResources/FormsAndDocuments/Documents/Documents/bsssc-class-times-2024-%20junior-secondary.pdf
（2025年２月27日最終閲覧）より仮訳。

フランスの授業時数等に関する概要

- 複数もしくは単学年ごとに、週授業時数及び年授業時数が示され*1、教科ごとに学年段階に応じた授業時数が割り当てられている。中学校では各教科の週授業時数内で個別支援や教科横断的活動に充てることが可能である。
- 単位授業時間の定めはなく、学校の裁量で55分ないし50分で設定されている場合が多い。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

	第２学習期	第３学習期		第4学習期	
	小学校 第１～３学年	小学校 第4,5学年	中学校 第1学年	中学校 第2,3学年	中学校 第4学年
フランス語	10時間	8時間	4.5時間	4.5時間	4時間
数学	5時間	5時間	4.5時間	3.5時間	3.5時間
外国語	1.5 時間	1.5 時間	4 時間	3 時間（第一） 2.5 時間（第二）	3 時間（第一） 2.5 時間（第二）
体育	3 時間	3 時間	4時間	3時間	3時間
芸術	2 時間	－	－	－	－
美術	－	2 時間	1 時間	1 時間	1 時間
音楽	－		1 時間	1 時間	1 時間
歴史・地理	－	1.5 時間	3 時間	3 時間	3.5 時間
道徳公民教育	1 時間	1 時間			
世界への問い	1.5 時間	－	－	－	－
理科	－	2 時間	3時間	－	－
技術	－			1.5 時間	1.5 時間
生物・地学	－	－	－	1.5 時間	1.5 時間
物理・化学	－	－	－	1.5 時間	1.5 時間
芸術史	－	授業時間配当無し			
メディア情報教育	－	－	－	授業時間配当無し	
週合計	24 時間	24 時間	25時間	26 時間	26 時間

出典：小学校は2015年11月9日省令。中学校は2024年3月15日付省令

（補足）視学制度を用いて学校における教育内容の監督等を実施し、教育内容の質保証を図っている。

◆時間割例（Jean　Mounes中学校の事例より）

- 45分単位のコマ数も一部みられるが、原則55分単位の授業時数で各教科に時間が割り振られている

	授業時間	月	火	水	木	金
8:25～9:20	55分	物理・化学	数学	歴史・地理	ドイツ語*	体育
9:25～10:10	45分	CDI（情報資料室）	歴史・地理	フランス語	生物・地学	体育
朝休憩	－					
10:35～11:30	55分	技術	体育	数学	英語	歴史・地理
11:30～12:25	55分		体育	英語		
昼休憩	－					
13:00～13:55	55分	学級生活の時間	FSE（社会教育団体）*		数学	数学
14:00～14:55	55分	フランス語	英語	スポーツ協会*	フランス語	音楽
午後休憩	－					
15:10～16:05	55分	英語	フランス語	スポーツ協会*	フランス語	体操クラス*又は宿題支援*
16:10～17:05	55分	美術	数学		学習*	体操クラス*又は宿題支援*

*：いずれもオプション

（出典）『国立教育政策研究所『諸外国の教育課程改革の動向』（2022年3月）参照。
＊１：小学校段階においてのみ年間授業時数も定められており年間授業時数を確保していることを条件に週授業時数を調整することができる。

（出典）「Un emploi du temps de sixième _ Collège Jean Mounes.pdf」より仮訳。

韓国の授業時数等に関する概要

- 授業週数は年間34週を基準とする。学年群ごとの年間授業時数は最低授業時数であり、各教科（群）及び創意的体験活動に充てられている授業時数は20%の範囲で増減が可能である。
- 小学校の１単位授業時間は40分、中学校は45分が原則だが、気候及び季節、発達の程度、学習内容の性格、学校の実情などを考慮して弾力的に編成・運営できる。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

学　校		初等学校			中学校
学年群		1～2	3～4	5～6	1～3
教科群	国語	**482**	408	408	442
	社会／道徳	ただしい生活 **144**	272	272	510
	数学	256	272	272	374
	科学／実科／情報（中学校のみ）	かしこい生活 **224**	204	340	680
	体育	たのしい生活	204	204	272
	芸術（音楽／美術）	**400**	272	272	272
	英語	－	136	204	340
	選択	－	－	－	170
創造的体験活動		**238**	204	204	306
年間授業時数		1,744	1,972	2,176	3,366

表注１：表中の**太字下線**は、旧課程から変更された箇所を示している。

表注２：1 時間の授業は初等学校は 40 分、中学校は 45 分を原則とするが、気候及び季節、児童・生徒の発達の程度、学習内容の性格、学校の実情などを考慮して弾力的に編成・運営できる。

表注３：学年群の教科群別及び創意的体験活動の時間配当は、年間 34 週を基準とし、初等学校は 2 年間、中学校は 3 年間の基準授業時数を示したものである。

表注４：学年群ごとの総授業時数は最少授業時数を示したものである。

表注５：実科の授業時間は、5～6 年生の科学／実科の授業時数にのみ含まれる。

表注６：情報教育は実科の情報領域時数と学校自律時間等を活用し初等学校は 34 時間以上、中学校は 68 時間以上編成・運営する。

表注７：初等学校第 1～2 学年には、合科教科として、「ただしい生活」（道徳）と「たのしい生活」（体育と音楽、美術の合科教科）、「かしこい生活」（社会と理科の合科教科）が設けられている。

（補足）教育省が定める学校評価に係る基本計画の下、各地方で教育課程の適切性等を自律的に評価している。

（出典）教育部（2022）『初･中等学校教育課程総論』教育部告示第2022-33号別冊1より作成。

◆時間割例（ソウル市ウンジョン小学校の事例より）

- 40分の単位授業時間に基づいて一律に時間が割り振られている点が特徴である

	授業時間	開始	終了
登校及び朝活動	－	-	9:00
１時間目	40分	9:00	9:40
休み時間	－	9:40	9:50
２時間目	40分	9:50	10:30
休み時間	－	10:30	10:40
３時間目	40分	10:40	11:20
休み時間	－	11:20	11:30
４時間目	40分	11:30	12:10
お昼休み	－	12:10	12:50
５時間目	40分	12:50	13:30
休み時間	－	13:30	13:40
６時間目	40分	13:40	14:20

（出典）https://eunjung.sen.es.kr/108042/subMenu.do#fileDown
（2025年２月27日最終閲覧）より仮訳。

中国の授業時数等に関する概要

- 学年ごとに、週授業時数と年間授業時数、総授業時数に対する各教科の配分割合（上限と下限）が示されている。
- 単位授業時間は小学校40分、中学校は45分と示されているが、学校の裁量で調整可能である。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

	学年									総時間数に対する比率（%）
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
国が定める課程	道徳と法治									6～8%
	中国語（言語・文学）									20～22%
	算数・数学									13～15%
			外国語							6～8%
							歴史、地理			3～4%
	科学						物理、化学、生物（或いは科学）			8～10%
			情報科学技術							1～3%
	体育と健康									10～11%
	芸術									9～11%
	労働									14～18%
	総合実践活動									
地方が定める課程	省レベルの教育行政機関が計画し、設置									
学校が定める課程	学校が規定に基づき設置									
週時間	26	26	30	30	30	30	34	34	34	
年時間	910	910	1050	1050	1050	1050	1190	1190	1122	9522

表注１：時間数は単位時間。１単位時間は第１～６学年（小学校）40分、第７～９学年（初級中学）は45分。
表注２：表は６-３制を対象としており、５-４制は本表を参考に設定できる。
表注３：省レベルの教育行政機関は９年間の総授業時数を増やさず、各教科各学年の週当たり授業時数の上下限を定める。学校は週当たり授業時数を確保した上で、各教科の週当たり授業時数を決定し、自主的に各授業の具体的な時間の長さを決める。
表注４：労働と総合実践活動は毎週１単位時間以上、グループ活動を原則毎週１単位時間以上設ける。
表注５：地方が定める課程は９年間の総授業時数の３％未満（地方が定める課程を用いて小学校の第１～第２学年で外国語を開設した場合は４％未満）とする。
表注６：労働、総合実践活動、グループ活動、地方が定める課程、学校が定める課程の授業時数は統一的に計画して使用できる。その場合、分散させても、集中的に用いてもよい。

（補足）視学制度を用いて教育の質や教育方法の水準等を調査・監督し質保証を図っている。

（出典）教育部2022『義務教育課程方案（2022年版）』北京師範大学出版社、pp.9-10をもとに作成。

◆時間割例（上海市*華東師範大学付属小学校　第1 学年の事例より）

- 単位授業時間は、上海市華東師範大学付属小学校の裁量のもと35分と定められており、当該授業時数に基づいて一律に時間が割り振られている点が特徴である

	授業時間	月	火	水	木	金
8:20～8:30	－	国旗掲揚、ラジオ体操				
8:35～9:10	35分	言語・文学	言語・文学	科学	言語	言語・文学
9:20～9:55	35分	算数	言語・文学	算数	体育と健康	算数
9:55～10:00	－	目の体操				
10:10～10:45	35分	英語	科学	言語・文学	道徳と法治	造形と美術
10:55～11:30	35分	言語・文学	英語	体育と健康	言語・文学	造形と美術
11:30～12:00	－	ランチ				
12:00～12:50	－	昼休み				
12:55～13:10	－	昼の会				
13:10～13:45	35分	道徳と法治	体育と健康	音楽	音楽	クラス活動
14:00～14:35	35分	体育と健康	総合実践活動	学校が定める課程	労働	体育
14:40～15:30	－	運動などの各種活動を行う活動時間、国旗貢納				
15:30～16:30	－	放課後サービス１				
16:30～17:30	－	放課後サービス２				

*：上海市は教育実験地区として中国教育部が示す教育課程の基準とは別に「上海市義務教育課程実施規則」（推奨）を示しており、独自の教育課程を設置する裁量を持つ。

（出典）20241018132411961.pdf（2025年２月27日最終閲覧）より仮訳。

ドイツ（バーデン・ヴュルテンベルク州）の授業時数等に関する概要

- 学校種ごとに、各教科の週授業時数の合計が定められており、どの学年に何時間振り分けるかは各学校の裁量となっている。
- 単位授業時間は45分と定められているが、週授業時数相当を確保すれば単位授業時間や時間割編成は学校で調整可能である。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

基礎学校（1-4年）		ギムナジウム（5-10年）			
教科	時数	授業科目	時数	授業科目	時数
宗教	8	宗教	11	**自然科学領域**	
ドイツ語	28	倫理	(11)	生物，自然現象及び技術科目群	6
外国語	4	ドイツ語	24	物理	8
算数	21	第一外国語	22	化学	6
事実教授	12	第二外国語	18	生物	5
音楽	6	数学	24	情報発展コース	1
芸術/工作	7	**社会科学領域**		音楽	9
運動/遊び/スポーツ	12	歴史	10	美術	9
ドイツ語と算数の支援・深化時間（1,2学年の全児童に義務）	4	地理	7	スポーツ	16
テーマ志向のプロジェクト	教科の時間に統合	公民	4	プロフィール（第三外国語，自然科学及び技術，IMP，場合により音楽，美術あるいはスポーツ）	12
合計時数	102	経済/職業・学修オリエンテーション	3	物理（補足，ギムナジウム上級段階導入段階でプロフィール科目を継続しない場合）	1
				裁量時間（全ての生徒に義務）	4
				多様化と支援のための措置時間	9,7

（補足）視学制度を用いて各州において各学校の教育課程の順守の有無を検証し、質保証を図っている。

（出典）『国立教育政策研究所『諸外国の教育課程改革の動向』（2022年3月）参照。

◆時間割例

（シュツットガルト市シュタイネンベルク基礎学校
（全日制教育プログラムへの参加が必修の基礎学校）　第４学年事例より）

- 単位授業時間は45分一律で割り当てられている

	授業時間	月	火	水	木	金
8:00～8:45	45分	運動/スポーツ/遊戯	音楽	数学	美術/工作	自己のための学習（Wir）
8:45～9:30	45分	運動/スポーツ/遊戯	数学	運動/スポーツ/遊戯	美術/工作	自己のための学習（Wir）
9:35～9:50	–	休憩				
9:55～10:40	45分	ドイツ語	ドイツ語	ドイツ語	数学	数学
10:40～11:25	45分	英語	ドイツ語	英語	音楽	数学
11:25～11:40	–	ランチ				
11:45～12:30	45分	個別学習	個別学習	個別学習	個別学習	ドイツ語
12:30～13:15	45分	ランチタイム活動		音楽活動	ランチタイム活動	
12:30～14:30	–	ランチタイム活動				
14:30～15:15	45分	テーマ学習プログラム	学級会	テーマ学習プログラム	授業	
15:15～16:00	45分	テーマ学習プログラム	学級会	テーマ学習プログラム	授業	

（出典）Unterrichtszeiten im Tagesablauf - Lernen und Leben miteinander im Grünen
（2025年２月27日最終閲覧）より仮訳。

フィンランドの授業時数等に関する概要

- 複数学年ごとに、各教科の週最低授業時数の合計が定められており、どの学年に振り分けるかは各自治体の裁量となっている。
- 週最低授業時数相当を確保すれば、単位授業時間や時間割編成は学校で調整可能だが、義務教育段階では45分としている学校が多い。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

教科・科目＼学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
母語と母語文学	15		19				10			44
A1言語	2		9				7			18
B1言語	……2						2	3		7
数学	7		15				11			32
環境学習	4		10							
生物・地学							7			
物理・化学							7			
健康教育							3			
環境・自然科学合計	*14*						*17*			31
宗教・倫理	2		5				3			10
歴史・社会	……5						7			12
音楽	2		4				2			8
美術	2		5				2			9
手工	4		5				2			11
体育	4		9				7			20
家庭科	……						3			3
芸術系選択科目	6						5			11
芸術系科目合計										*62*
学習・進路指導	……						2			2
選択科目	9									9
最小授業時間数										228
自由科目 A2言語	……		(12)							
自由科目 B2言語	……						(4)			

出典：Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitetun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta annetun valtioneuvoston asetuksen 6 §:n muuttamisesta. (286/2024)

※ B1 言語の時間数の変更は 2024 年度より実施。母語及び算数の授業時数増は 2025 年度より実施予定。

（補足）各学校が、提供する教育及びその効果について点検し質保証を図る。

◆時間割例（ヘルシンキ市オウルンキュラ小学校　第６学年の事例より）

- 単位授業時間は45分一律で割り当てられている。

	授業時間	月	火	水	木	金
8:30～9:15	45分	数学	フランス語/ドイツ語	スウェーデン語	–	母語と母語文学
9:15～10:00	45分	英語	数学	スウェーデン語	フランス語/ドイツ語	宗教・倫理
10:25～11:15/11:30	45分*	音楽	英語	数学	歴史/社会	手工
11:15/11:30～12:15	45分*	音楽	母語と母語文学	音楽	歴史/社会	手工
12:45～13:30	45分	母語と母語文学	環境教育	美術	母語と母語文学	体育
13:30～14:15	45分	数学	環境教育	美術	音楽	体育

＊：３時間目または４時間目の最中に昼食を取り、日によってその時間が異なるため、開始時間もしくは終了時間がフレキシブルとなる。また各コマの開始時間と終了時間の差が45分の授業時間と一致していない場合がある。

（出典）『国立教育政策研究所『諸外国の教育課程改革の動向』（2022年3月）参照。

出典：現地在住研究員の提供資料より仮訳。

小中学校段階の必修授業時間数の国際比較（年間平均、2023年）

- OECDの調査によれば、義務教育における年間必修授業時間数（年間平均、実時間(hour)換算）は、OECD平均で1721時間（初等教育段階：805時間、前期中等教育段階：916時間）であり、日本の必修授業時間数はOECD平均よりも53時間少ない。

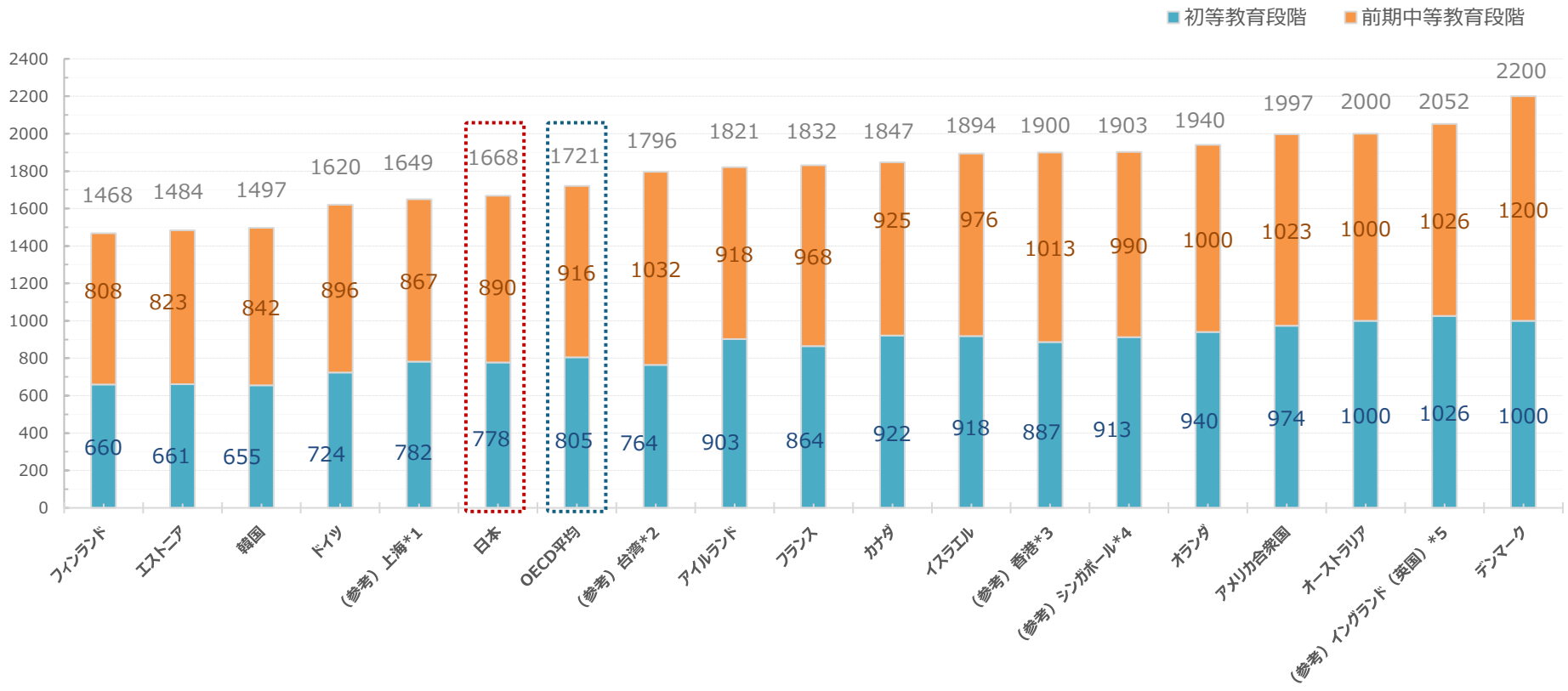

※日本、OECD平均、アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル、エストニア、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランスのグラフはOECD「Education at a Glance」（2023）の数値（調査年は2022年）を基に作成。日本は、各教科等の標準授業時数だけでなく、行事の時間等の平均値も加えて算定されている。
表内注記に関して、上海、台湾、香港、シンガポール、イングランド（英国）の数値は文部科学省にて算出。算出方法は以下参照。なお、小数点以下が発生する場合は、切り捨てて表記している。
※１：上海は、上海市が定める「上海市義務教育課程実施規則」に記載の単位授業時間、週当たり授業時数及び授業週数より必修授業時間数を算出。
※２：台湾は、教育省が示す「 Curriculum Guidelines of 12-Year Basic Education General Guidelines EnglishVer 」に記載の単位授業時間、週当たり最低授業単位数及び年間学校週数を基に算出。授業週数を定めた教育法規は確認できなかったため年間学校週数より算出したことから、必修授業時間数よりも上振れしている可能性に留意。
※３：香港は、香港教育局が示す小學教育課程指引及び中學教育課程指引分冊2より必修授業時間数を抜粋。
※４：シンガポールは、教育（学校）規則1957年に記載の週当たり最低授業時数と国立教育政策研究所「諸外国の教育課程の動向」（令和4年3月）に記載の年間授業週数を基に必修授業時間数を算出。
※５：イングランド（英国）は教育省が示す「「Length of the School WeekCase Studies」」のMountjoy Schoolの事例より、児童生徒の登校から下校までの開校時間から休憩やランチタイムを除いた時間を授業時間とみなし、実態に基づく授業時間数を算出。

（３）高等学校段階における教育課程の柔軟化

（論点整理 P35～41関係）

高等学校に関するこれまでの主な制度改革

年	概要
昭和63年	単位制高等学校の導入（定時制・通信制）
平成元年	定時制・通信制高校の修業年限の弾力化（４年以上　→　３年以上）
５年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校間連携、学校外学修（専修学校、技能審査）の単位認定の導入
６年	総合学科（普通教育・専門教育の選択履修を総合的に行う学科）の導入
10年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大（大学、高専、ボランティア　等）
11年	中高一貫教育制度の導入（中等教育学校の創設等）
16年	高等学校設置基準の全部改正
17年	学校外学修等の認定可能単位数の拡大（20→36単位）
22年	外国の高等学校における履修単位の認定可能単位数の拡大（30→36単位）
24年	中高一貫教育校に係る教育課程の基準の特例を拡充 （中学校段階における指導内容の移行、高等学校段階（普通科）における「学校設定教科・科目」の単位数上限の緩和（20→36単位まで））
26年	指定都市立高等学校の設置認可の廃止（事前届出制）
27年	全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育の制度化
28年	高等学校専攻科修了者の大学への編入学制度の創設
30年	通信制高校の面接指導等実施施設に関する事項を学則記載事項に追加
令和３年	「普通教育を主とする学科」の弾力化、高等学校通信教育の質保証
令和6年	全日制・定時制課程における不登校生徒等向けの通信教育や自宅等からの遠隔授業の制度化 遠隔授業の運用弾力化（一定の要件の下、受信側教室に職員を配置することが可能）

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ（令和７年２月） 概要

Ⅰ．これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況 にあるため、質の確保・向上に向けて、**「多様性への対応」**と**「共通性の確保」**を併せて進める必要

■多様性への対応
- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現

■共通性の確保
- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

に **取り組むことが特に重要**

Ⅱ．各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の凡例　○：通知等　□：予算事業　◇：調査　☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- □ **教科・科目充実型の遠隔授業、全日制・定時制課程における通信教育の活用、学校間連携等**の推進による学びの機会の充実に関する**実証研究の実施**
- □ **配信センターの体制・環境整備、学校間連携**等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、**学校の特色化・魅力化**
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- □ **地域や学校を越えた生徒同士の学びのネットワーク**の構築
- □ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による**学校と地域社会の連携・協働**の推進
- □ 学校における働き方改革の推進、**コーディネーター等の配置支援**

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて

不登校生徒の学習機会の確保
- □ **自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に関する実証研究、モデル事例の創出**
- ☆ **履修・修得の柔軟な認定**の促進
- □ **学びの多様化学校**や校内教育支援センターの設置促進
- ○ 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜　等

- □ **定時制・通信制課程における優良事例の創出**等
- ◇ **広域通信制の設置認可等に関する状況の把握**等
- □ 通信制課程に係る**情報公表**や制度等に係る**情報発信**
- ◇ 不登校生徒に対する**継続的な実態調査**
- □ **SC・SSW**の配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- □ **公立通信制高校**等の機能強化等
- □ **高校における特別支援教育の充実**に向けた体制整備
- □ **外国につながる生徒の受入れ**に向けた体制整備

3 社会に開かれた教育課程、探究・文理横断・実践的な学びの推進

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実に向けて

- □ 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた**探究・文理横断・実践的な学びの推進**
- □ **グローバル人材育成に資する拠点校**の整備、留学をはじめ**国際交流の促進、理数系教育**の更なる充実
- □ **産業界等と専門高校の連携・協働の強化**、専門高校を拠点とした**地域人材の育成・地方創生の支援**、専門高校の**魅力の発信**
- □ **DXハイスクール事業の更なる推進**
- ☆ **学習指導要領の理解や着実な実施、定着**
- ☆ 学校における**働き方改革**の推進、**教職員の配置を含む高校の指導体制の充実**
- □ 教師の資質・能力の向上のための**オンライン研修コンテンツ**の開発支援、**探究型の研修**の開発・普及
- ☆ **大学入学者選抜**を含む**高大接続改革**の推進
- ☆ **教育費の負担軽減**

※審議まとめ本文はこちら⇒ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/091/toushin/mext_00005.html

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）（抜粋）

（令和７年６月13日 閣議決定）

第３章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

２．主要分野ごとの重要課題と取組方針

（３）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化、給食無償化及び０～２歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論[249]に基づき具体化を行い、令和８年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

（中略）

我が国の発展を支える専門人材育成のため、産業界等からの人材派遣[255] 等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築を推進する。

（後略）

---

[249]「自由民主党、公明党、日本維新の会　合意」（令和７年２月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和７年６月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和６年12月27日文部科学省）等。

[255]教師等の人材が不足している分野における人材派遣の仕組みの構築を含む。

三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理（抜粋）令和7年6月11日

2. 公立高校（専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用によるPDCA の徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。
- また、子供たちの学びの質や機会を保証するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称））を踏まえ、都道府県が作成する計画（高校教育改革実行計画（仮称））に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価（高校生の声を聞くことを含む）等による明確なKPI を設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。

3. 多様な教育機会の実現（高校間での単位互換を含む）

- 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。（※上記2. の論点と関連）
- これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方創生や経済成長に貢献できる人材を育成することが求められていることを踏まえると、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化（高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む）、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。
- 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。

三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理（抜粋）令和7年6月11日

8. 公立と私立の関係

- 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称）を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画（仮称）作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
- また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の適正性を担保する仕組みの在り方について整理が必要。
- 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法人化支援など実効性のある対応が必要。
- 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。（※上記2．3．の論点と関連）

高等学校の現状

- 高等学校への進学率は**約99%**に達し、それ故、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、**高等学校の実態も多様化**している。
- 15歳人口が減少していく中で、**高等学校の数も減っていく**ことが見込まれる。

高等学校等への進学率［推移］

○ 高等学校等への進学率は、令和6年度には98.6%にのぼっている。

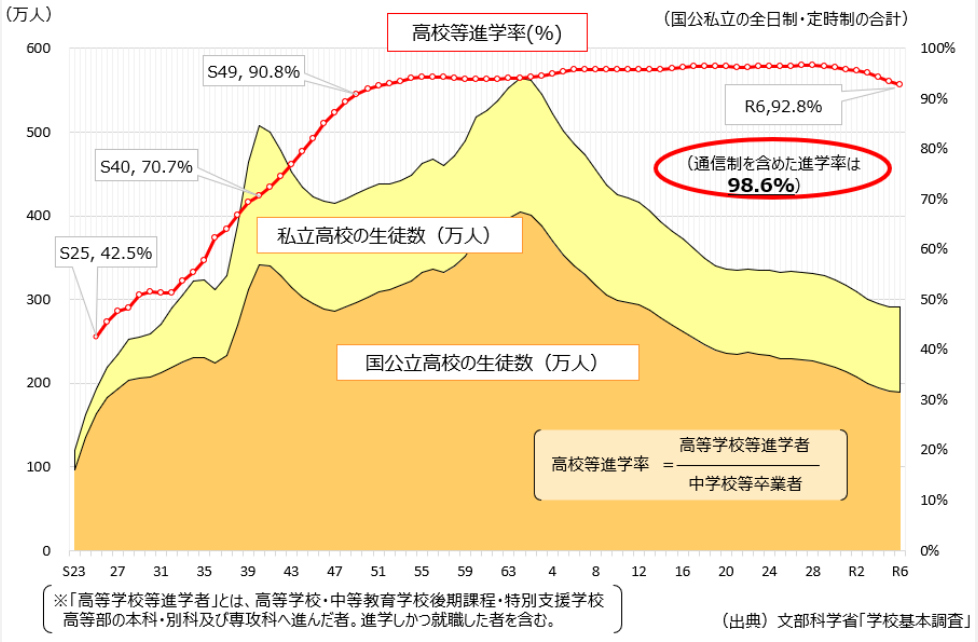

※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び専攻科へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

全日制・定時制 高等学校等の学校数と生徒数の推移

○ 全日制・定時制の高等学校等は、昭和63年度に学校数が最多の5,512校、平成元年度に生徒数が最多の5,644千人に達した。以降、学校数・生徒数ともに減少しており、令和4年度には、生徒数が初めて300万人を下回った。

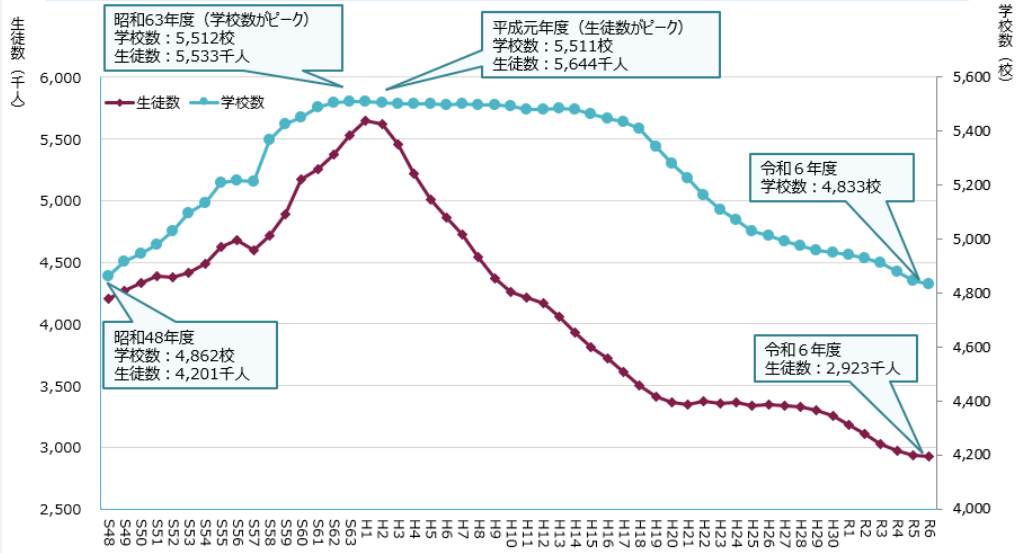

（※）学校数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。
（※）生徒数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。（専攻科、別科の生徒数を含む。）

（出典）文部科学省「学校基本調査」

生徒の多様性が高まり、地域や高校ならではの包摂・特色を模索する必要

- 全国の市区町村（1,741）のうち、**公立高校ゼロの自治体は28.9%、一つしかない自治体は35.0%、合計63.9%**となり、その**割合は増加傾向**
- 統廃合が進み、地域によっては**通学できる学校が１校のみ**となり、学校の中で**公立中学校等と同様の多様性**も生まれやすくなる中、地域や各高校ならではの包摂や特色のあり方を模索し、具現化することが喫緊の課題

高校を有する基礎自治体の割合

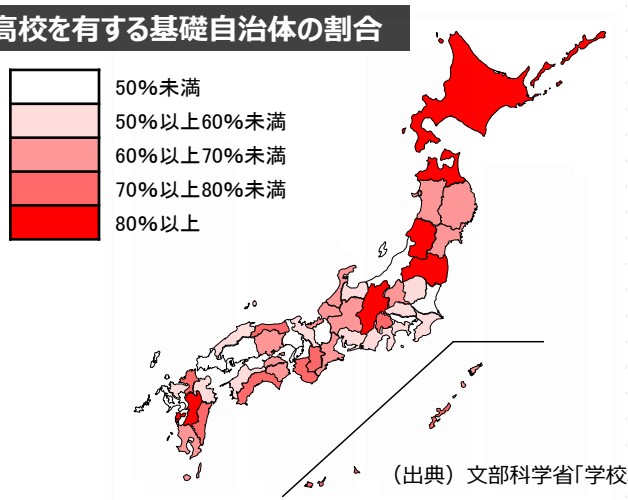

（出典）文部科学省「学校基本調査」令和６年５月１日時点

都道府県	割合	自治体数（該当数 / 総数）	内訳（立地）0校	内訳（立地）1校	都道府県	割合	自治体数（該当数 / 総数）	内訳（立地）0校	内訳（立地）1校
北海道	83.8%	(150 / 179)	55	95	滋賀県	36.8%	(7 / 19)	4	3
青森県	80.0%	(32 / 40)	22	10	京都府	50.0%	(13 / 26)	8	5
岩手県	63.6%	(21 / 33)	3	18	大阪府	48.8%	(21 / 43)	8	13
宮城県	65.7%	(23 / 35)	5	18	兵庫県	31.7%	(13 / 41)	1	12
秋田県	68.0%	(17 / 25)	9	8	奈良県	76.9%	(30 / 39)	19	11
山形県	80.0%	(28 / 35)	10	18	和歌山県	73.3%	(22 / 30)	13	9
福島県	81.4%	(48 / 59)	27	21	鳥取県	78.9%	(15 / 19)	10	5
茨城県	45.5%	(20 / 44)	6	14	島根県	52.6%	(10 / 19)	3	7
栃木県	56.0%	(14 / 25)	4	10	岡山県	63.0%	(17 / 27)	10	7
群馬県	65.7%	(23 / 35)	13	10	広島県	39.1%	(9 / 23)	1	8
埼玉県	57.1%	(36 / 63)	12	24	山口県	47.4%	(9 / 19)	2	7
千葉県	51.9%	(28 / 54)	14	14	徳島県	66.7%	(16 / 24)	9	7
東京都	32.3%	(20 / 62)	7	13	香川県	64.7%	(11 / 17)	4	7
神奈川県	51.5%	(17 / 33)	7	10	愛媛県	50.0%	(10 / 20)	1	9
新潟県	46.7%	(14 / 30)	8	6	高知県	79.4%	(27 / 34)	16	11
富山県	53.3%	(8 / 15)	2	6	福岡県	70.0%	(42 / 60)	22	20
石川県	63.2%	(12 / 19)	2	10	佐賀県	55.0%	(11 / 20)	4	7
福井県	64.7%	(11 / 17)	6	5	長崎県	38.1%	(8 / 21)	2	6
山梨県	77.8%	(21 / 27)	11	10	熊本県	80.0%	(36 / 45)	22	14
長野県	80.5%	(62 / 77)	40	22	大分県	55.6%	(10 / 18)	2	8
岐阜県	66.7%	(28 / 42)	14	14	宮崎県	73.1%	(19 / 26)	13	6
静岡県	51.4%	(18 / 35)	4	14	鹿児島県	67.4%	(29 / 43)	14	15
愛知県	50.0%	(27 / 54)	8	19	沖縄県	70.7%	(29 / 41)	18	11
三重県	69.0%	(20 / 29)	8	12	全国	63.9%	(1,112 / 1,741)	503	609

義務教育段階における児童生徒の多様性

※第５回教育課程企画特別部会 資料1-1より再掲

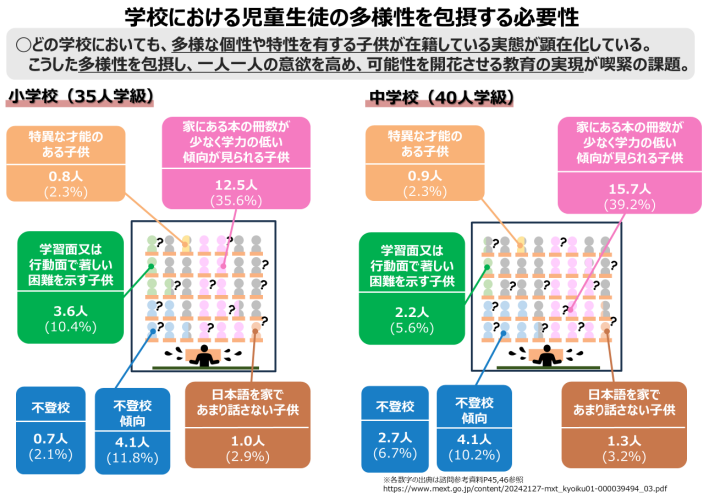

多様な特色を持つ高校も生まれつつある①

1．地域の教育資源を生かした取組など特色ある教育課程の例

事例①〈愛媛県立三崎高等学校（全日制　普通科）〉

- 普通科を「社会共創科」に改め、特色ある学校設定科目により地域に関する理解を深めつつ、２年次より地域探究コース、人文探究コース、科学探究コースを選択して学ぶ

取組の特徴・内容

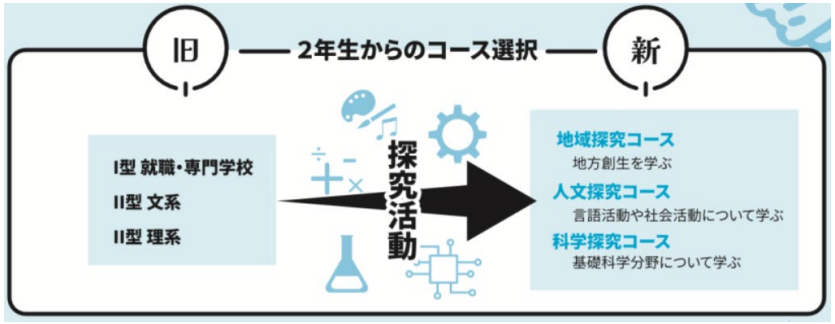

- 特色ある学校設定科目を開設

【未咲輝（みさき）学】※社会共創科のすべての生徒が履修
- 地域理解（地域の歴史や地元企業について学ぶ）
- データサイエンスを学び、RESAS、e-Stat などのビッグデータの利活用
- 地域探究活動や起業家育成プログラムなどを実施

【地域文化と国語（国語科）】
- 地域の伝承や文学者を教材とし、吟行や拓本などの体験活動を実施

【芸術探究（芸術科）】
- 地域の伝統芸能や行事に参加して地域文化に触れ、表現方法等を学習

事例②〈和歌山県立串本古座高等学校（全日制　普通科）〉

- 普通科を「未来創造学科」に改め、地域の資源を活用した学校設定科目を含む宇宙探究コース、文理探究コース、地域探究コースを入学時に選択して学ぶ

取組の特徴・内容

- 進学から就職まで幅広い進路目標に対応するため、入学時から３つのコースに分かれ、それぞれ地域の資源を生かした学校設定科目を提供 ※２年次進級時にコース変更可能

【宇宙探究コース】
- 「宇宙探究基礎」、「宇宙観測と利活用」、「宇宙と国際理解」等で宇宙について専門的に学ぶ

【文理探究コース】
- 「地域探究」、「実用英語」、「応用国語探究」等で国際感覚や科学的な視点等を学ぶ

【地域探究コース】
- 「観光経済」、「ジオパーク学探究」、「南紀食文化探究」等で地域課題について地域と往還的に学ぶ

多様な特色を持つ高校も生まれつつある②

2．多様な進路に応じたコースを提供している教育課程の例

事例①〈香川県立観音寺第一高等学校（全日制 普通科･理数科）〉

- １年次は学科を分けず全ての教科を共通に学習し、２年次からは普通科と理数科に分かれ、それぞれ特色ある学校設定教科・科目を履修しながら探究的な学びを行う

取組の特徴･内容

- 1年次にすべての教科を共通に学習。様々な進路学習や探究活動等を通して自分の適性・進路等を見極めた上で、2年次から普通科文系コース（普通コースと特色コース）、普通科理系コース、理数科を選択

- 特色ある学校設定科目を開設
  【科学探究基礎α】【科学探究基礎β】（教科「理数」）
  - 全ての生徒に科学的探究力の基礎を育成
  - エビデンスに基づいて論理的に考察し、その結果や過程を適切に表現するための力を体験的に学ぶ
  - 「科学探究基礎α」では、「情報Ⅰ」の内容も扱う

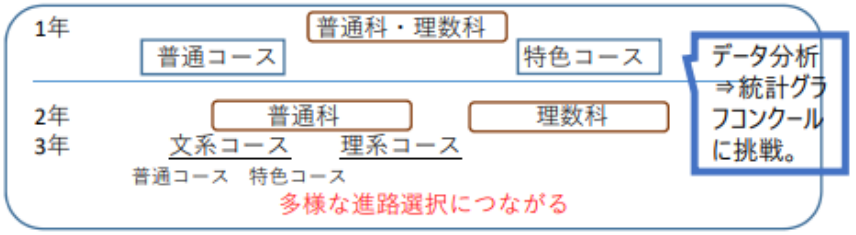

事例②〈香川県立高松東高等学校（全日制 普通科）〉

- 大学進学をめざす生徒、就職を視野に入れる生徒、芸術の分野への関心や特性を生かそうとする生徒といった、幅広い生徒のニーズに応じ、１年次よりコース別に学ぶ

取組の特徴･内容

- 多様な進路選択につなげるため、「人文コース」「文理コース」「総合コース」「芸術コース」の４つのコースから選択できるようにするとともに、それぞれのコースの目標に応じた学校設定科目を提供
  【総合コース】
  - 基礎・基本を身に付けるとともに、多様な進路の実現を目指す
  - ３年次に選択できる学校設定科目「英語総合」「情報実践」「地歴研究」等を提供し、２年次までの学習からより応用・発展した内容を学ぶ

  【芸術コース】
  - 少人数指導の強みを活かして専門的な指導を行い、芸術系大学や教育系大学等への進学を目指す
  - 書道では、「漢字創作」「総合書道」「書法研究」を学校設定科目とし、書道の発展的な理論と創造的な実践を学ぶ
  - 音楽・美術では、「器楽」「素描」などの専門的な科目を開設し、多様な生徒の可能性を最大限に伸ばせる環境を整える

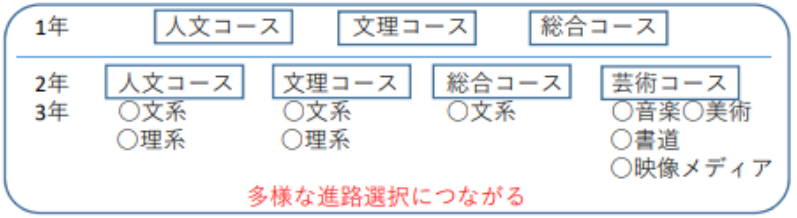

多様な特色を持つ高校も生まれつつある③

３．基礎的な内容の定着に取り組む教育課程の例

事例①〈新潟県立高田南城高等学校（定時制　普通科）〉

- 義務教育課程で学んだ内容と高等学校での学習との関連などを学び、確実な学力定着を図るため、１年次に選択して履修できる学校設定科目を開設

取組の特徴・内容

- 多様な生徒の実情に合わせ、義務教育課程で学んだ内容と高等学校での学習との関連などを学び、確実な学力定着を図ることを目的に、１年生が選択して履修できるよう、通常の科目に加えて、「社会基礎」、「英語基礎」といった学校設定科目を提供
- 「社会基礎」では、歴史総合や地理総合の教科書、地図帳等を利用して、地理・歴史分野の基礎的な内容の定着を図るとともに、特定の地域やテーマを題材とした探究学習を通して、高校の地歴公民科の学習に必要なスキルを身に付ける学習を実施
- 「英語基礎」では、英語コミュニケーションⅠ、論理・表現Ⅰの教科書などを利用して、「３～４文からなる平易な文章を読む」、「短い会話のやりとりを聞き、内容を理解する」などの、「読む、聞く、話す、書く」の４技能の基礎的なスキルを定着させる学習を実施
- 主に学力に不安をもつ生徒や不登校等により十分な授業への出席ができなかった生徒が対象

事例②〈新潟県立有恒高等学校（全日制　普通科）〉

- 数学と英語について基本的な学習スキルを身に付けることを目的に、学校設定教科「マルチベーシック」を開設し、１年次に必修で履修する

取組の特徴・内容

- 義務教育段階での基礎学力に課題がある生徒が、高等学校における学習の理解と定着のため、１年生は、通常の科目に加えて、学校設定教科「マルチベーシック」を必修で履修
- 「マルチベーシック」では、数学及び英語について、以下のような義務教育段階での履修内容について、高等学校における学習内容の理解に欠かせない基礎的事項との関連について学習

【数学】
- さまざまな数、単位・式の計算（数学Ⅰ「数と式」に接続）
- 関数・方程式（数学Ⅰ「二次関数」に接続）
- 三平方の定理（数学Ⅰ「図形と計量」に接続）
- 資料の活用（数学Ⅰ「データの分析」に接続）

【英語】
- アルファベット、英語とは、フォニックスの基本（英語コミュⅠに接続）
- 複数形、辞書の使い方、単語のきまり、ＳＶＯの基本、代名詞

高等学校共通教科の履修順や単位数（現行制度）

- 高等学校については、学年の区分を設けないことができる（単位制高校）ほか、修業年限を４年としている高等学校（定時制など）もあることから、各教科・科目において学習する年次を原則として示していないが、教科の学習内容の体系性等を踏まえ、科目の履修順等を示している場合がある。
- 教科の系統性を確保する役割を果たす一方、基礎科目を履修しないと発展科目を履修できないことから、入学年次の教育課程が過密になりがちであることや、カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章　総則
第2款　3(5)　各教科・科目等の内容等の取扱い
イ　第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

国語科

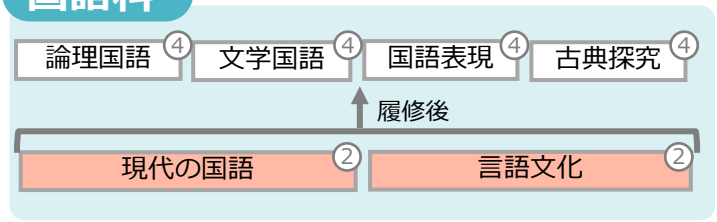

地理歴史科

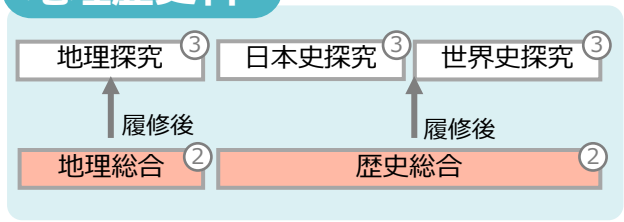

公民科

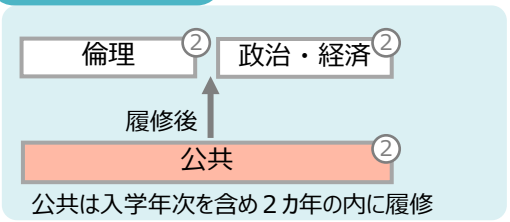

数学科

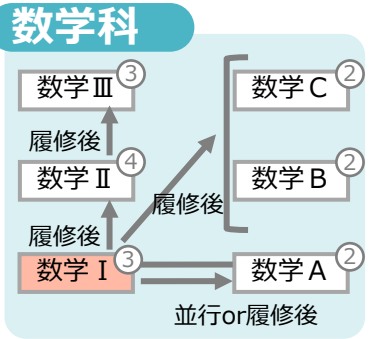

理科

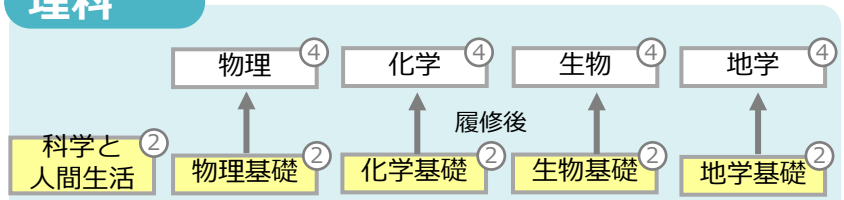

保健体育科

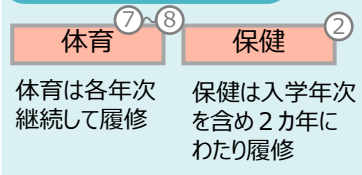

外国語科

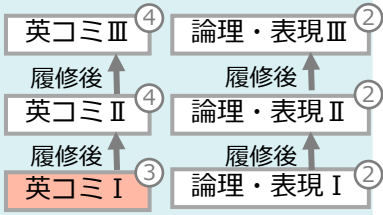

芸術科

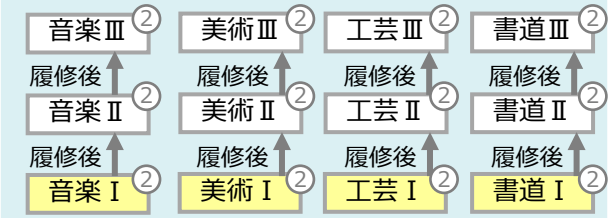

家庭科

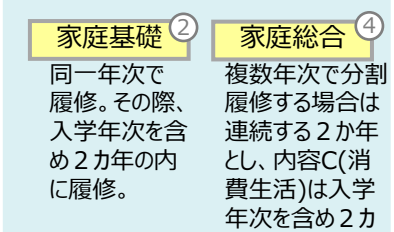

情報科

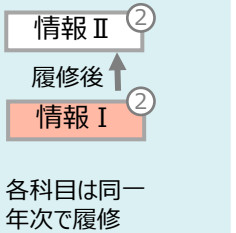

理数科

総合的な探究の時間

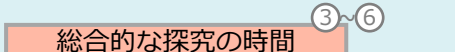

…共通必履修
…選択必履修
…標準単位数

※このほか特別活動の実施が必要（単位認定の対象ではない）

高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況（韓国）

…共通必履修　…選択必履修
…標準単位数

修了要件と単位の考え方

- 192学点（単位に相当するもの）以上の取得
- 192学点のうち共通・選択必履修：選択履修の割合は92：90単位
- １学点は16授業時数に相当

- いずれの科目でも必修科目を履修後、選択科目を履修
- 児童生徒の興味関心や進路に応じて情報、第2外国語、古典中学、リベラルアーツ等含めた領域の中から192学点のうち81学点を超えない、もしくは全体学点の50%を超えない範囲で選択科目を選択できる

以下、代表的な教科を抜粋。その他、科学、体育、美術、技術と家計経済、情報、第2外国語、古典中学、リベラルアーツから単位の取得が必要。４単位の共通必履修科目及び選択科目は１単位まで減らすことが可能

韓国語

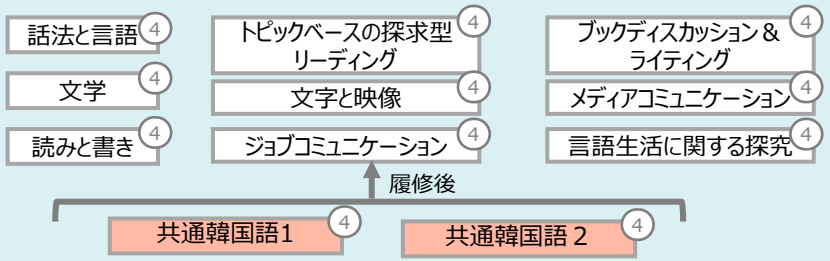

数学

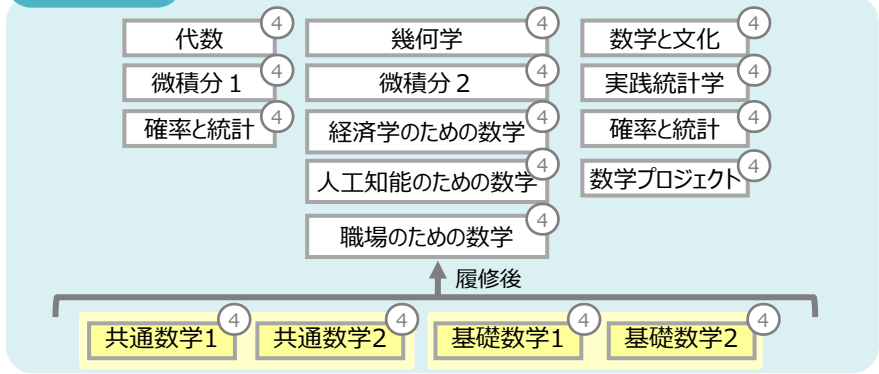

英語

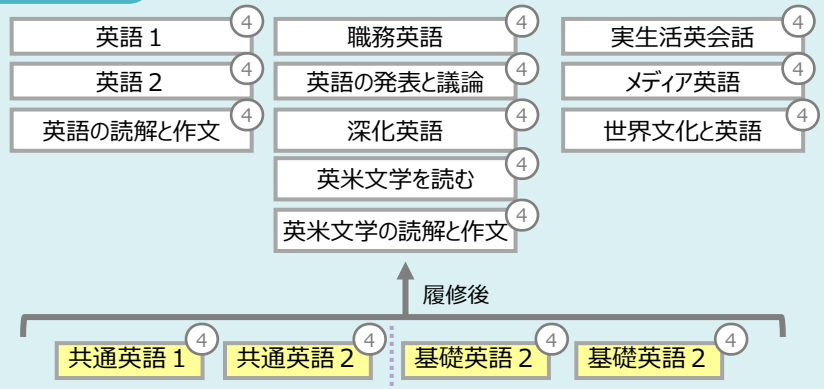

社会

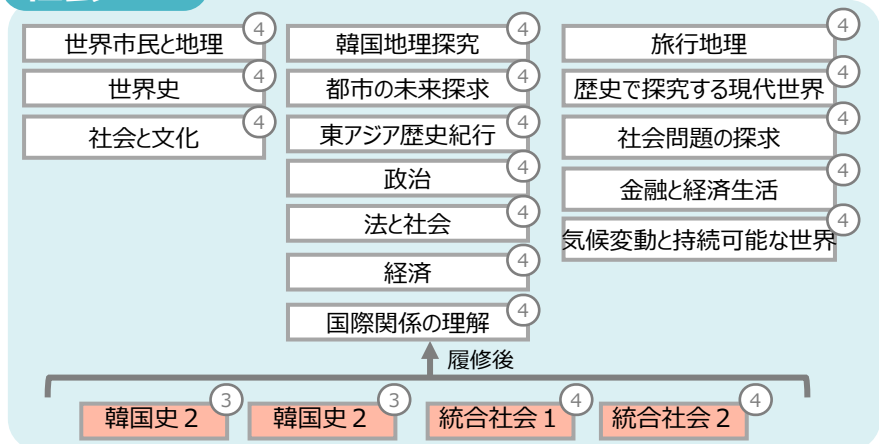

※１：高等学校は、日本の普通高等学校に相当する普通高等学校を対象に調査

（出典）韓国国家教育課程情報センターWebサイト（ https://ncic.go.kr/dwn/ogf/inventory.cs ）

高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況（フィンランド）

…共通必履修　…選択必履修

…標準単位数

修了要件と単位の考え方

- 150単位の取得と大学入学基礎資格試験の合格
- 150単位のうち共通・選択必履修：選択履修の割合は94/102：28/36単位（履修対象が応用数学か基礎数学かにより異なる）
- １単位は45分の授業19回（14.5時間）に相当

- 科目の履修順は示されておらず、履修順や学習単位の決定は基礎自治体の裁量に委ねられている

以下、代表的な教科を抜粋。その他、外国語、環境と科学、人間と科学、宗教と倫理、健康教育、美術と身体教育、ガイダンスカウンセリング、テーマ学習、学校特別選択科目から単位の取得が必要

母語と文学

インタラクション3 (2)
ライティング2 (2)
テキスト解釈2 (2)
テキストの解釈とライティング (2)
言語とテキスト認識 (1)
インタラクション1 (1)
文学1 (2)
テキスト解釈1 (1)
ライティング1 (1)
インタラクション2 (1)
文学2 (2)

※フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語、ロマ語、手話の領域から選択可能

第2母国語

環境と持続可能なライフスタイル (2)
スピーチを通じたメッセージと影響力 (2)
テキスト解釈2 (2)
学習スキルと言語アイデンティティの構築 (1)
スウェーデン語とインタラクションスキル (3)
影響力のツールとしてのスウェーデン語 (2)
持続可能な未来と科学 (3)
創造的表現のためのツールとしての言語と文化 (2)
大学院研究と仕事におけるスウェーデン語 (2)

スウェーデン　Aレベル

スピーチを通じたメッセージと影響力 (2)
持続可能なライフスタイル (2)
学習スキルと言語アイデンティティの構築 (1)
日常生活におけるスウェーデン語 (3)
文化とメディア (2)
私たちの環境 (2)

スウェーデン　B1レベル

基礎レベル1 (2)
基礎レベル2 (2)
基礎レベル3 (2)
基礎レベル1 (2)
基礎レベル2 (2)
基礎レベル3 (2)
基礎レベル4 (2)
基礎レベル5 (2)

スウェーデン　B3レベル

※その他、フィンランド語等のコースあり

数学

数と方程式 (3)

共通学習内容

3D幾何学 (2)
アルゴリズムと数論 (2)
解析と連続分布 (2)
関数と方程式1 (3)
幾何学 (2)
関数と方程式2 (2)
解析幾何学とベクトル (3)
積分学 (2)
統計と確率 (2)
誘導体 (3)
金融と数学 (1)

応用数学

数学解析 (2)
統計と確率分布 (2)
表現と方程式 (2)
幾何学 (2)
数学モデル (2)
統計と確率 (3)
金融数学の基礎 (1)
金融と数学 (1)

基礎数学

※１：高等学校は、日本の普通高等学校に相当する上級中等学校を対象に調査

（出典）フィンランド教育文化省「National Core Curriculum for General Upper Secondary Education 2019」

高等学校*の教育課程の基準における履修順等に係る状況（台湾）

…共通必履修　…選択必履修　…標準単位数

修了要件と単位の考え方

- 180単位の授業の履修（attend sessisons）と、最低150単位の取得（pass）
- 180単位のうち共通・選択必履修：選択履修の割合は118：62単位
- １セメスター（半期）の週1回の全授業に出席/出席授業総数が18に達した場合1単位に相当

以下、代表的な教科を抜粋。その他、自然科学、美術、協働学習、技術、健康と体育、国防教育、教科横断プロジェクトベース学習等から単位の取得が必要

- 科目の履修順は示されていない

言語

言語表現とコミュニケーションの応用 2
各種文学選集 2
特別なトピックのリーディングと研究 2
中国研究 2
中国語 20
必修20コマのうち10学年もしくは11学年で16コマ、12学年で４コマ取得

英語リスニング 2
英語の読み書き 2
英文作文 2
英語 18
必修18コマのうち10学年もしくは11学年で16コマ、12学年で2コマ取得

- 科目の履修順を示す

数学

数学 8
↑ 履修後
数学 16
必修16コマのうち10学年で8コマ、11学年で8コマ取得

- 必修科目と選択科目の履修学年をずらして設定し、選択科目は必修科目と並行もしくは履修後に履修
- 自然科学の教科では、履修単位数に幅を持たせる

自然科学

力学1 2
力学２、熱学 2
物質とエネルギー 2
物質の構造と反応速度 2
細胞と遺伝 2
植物の構造と機能 2
地質学と環境 2
波、光、音 2
電磁現象１ 2
化学反応と平衡１ 2
化学反応と平衡２ 2
動物体の構造と機能 2
生態学、進化、生物多様性 2
大気、海洋、天文学 2
電磁現象２、量子現象 2
有機化学とと応用技術 2
11学年もしくは12学年の間で取得

物理 2-4
化学 2-4
生物 2-4
地球科学 2-4
10学年もしくは11学年で取得

社会

歴史・民俗・ジェンダーと国家の歴史 3
技術、環境、芸術の歴史 3
地理空間情報技術 3
社会環境問題 3
現代社会と経済 3
民主政治と法 3
歴史学と探求 2
地理学と人文社会科学研究 2
11学年もしくは12学年で取得
公共問題と社会探究 2

歴史 6
地理 6
公民 6
10学年もしくは11学年で取得

※１：高等学校は、日本の普通高等学校に相当する高級中等学校を対象に調査

（出典）台湾国家教育研究院Webサイト（https://www.naer.edu.tw/eng/PageSyllabus?fid=148）

高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況（アメリカワシントン州シアトル学区）

…共通必履修　…選択必履修

○…標準単位数

修了要件と単位の考え方

- 24単位の取得
- 24単位のうち共通・選択必履修：選択履修の割合は20：4単位
- １単位は2セメスターの授業（1日約1時間、180日）に相当

- 英語や社会といった科目内の一部コースで履修学年を示している場合がある

以下、代表的な教科を抜粋。その他、キャリア関連学習（CTE：特定のキャリア準備や職業技能を提供することを目的とした教育プログラム）、健康、体育、視覚と表現芸術、個人進路コース、選択コースから単位の取得が必要。選択コースは、下記選択必履修科目から自由に選択。１単位のコースを分割して0.5単位とし、１セメスターでの開講としている場合もある。単位数を確認できないものは「-」としている

英語

- 文学と構成への導入９* (1)
- 世界文学と構成10 (1)

※その他、補助コースとして「文学と構成へのLGBTQIT導入」も設けている

- アジア文学と構成11 (1)
- アフリカ文学と構成11 (1)
- アメリカ文学と構成11 (1)
- LGBTQIA文学と構成11 (1)
- ラテン文学と構成11 (1)
- CIHS英語 (1)
- ネイティブアメリカン文学と構成11 (1)
- 民族研究と文学と構成11 (1)
- AP言語と構成 (1)
- IB言語と文学11 (1)

11学年もしくは12学年で履修

- 比較文学と構成12 (1)
- AP言語と構成 (1)
- AP文学と構成 (1)

11学年もしくは12学年で履修

- CIHS英語 (-)
- IB言語と文学 (1)

社会

- 世界史1 (1)
- 世界史2 (1)
- 民族研究世界史2 (0.5)
- AP人文地理A (-)
- AP現代史 (-)
- 世界史3 (0.5)
- LGBTQ世界史3 (0.5)
- 黒人世界史3 (0.5)
- AP人文地理B (-)
- AP世界史２ (-)
- アメリカ史 (1)
- 民族研究アメリカ史 (1)
- 黒人アメリカ史 (1)
- APアメリカ史 (-)
- IBアメリカ史 (-)
- フィリピン系アメリカ史 (1)
- ラテン系アメリカ史 (1)
- CIIHSアメリカ民族史151 (1)
- CIHS148 (-)
- CIHS147 (-)
- APアメリカ政府と政治 (-)
- IB20世紀 (-)
- アメリカ政府と市民 (0.5)

世界史1，2，3は９学年もしくは10学年で履修、黒人アメリカ史は11学年、フィリピン系・ラテン系アメリカ史は９学年から12学年いずれかで履修、アメリカ政府と市民は12学年で履修すること等が示されている。
その他、単位は付与されないがワシントン州の歴史に関するコースの履修が必要

数学

- 代数１ (1)
- 幾何学 (1)
- BUS130 (-)
- 代数２ (1)
- 金融代数 (-)
- 国際バカロレア (-)
- 世界のモデリング (-)

BUS130は、アメリカの大学やコミュニティカレッジで提供されるビジネスに関連したコースを指す

科学

- 物理A (0.5)
- 化学A (0.5)
- 生物 (1)
- 化学B (0.5)
- 物理B (0.5)

数学、科学ともに選択必履修科目に、より発展的なコースや認証されたキャリア関連学習を含めることができる

APはAdvancer Placementを指し、大学等高度なレベルの学びを提供するもの。CIHSはCollege in the high schoolを指し、在学中に大学レベルのコースを受講し、大学の単位を取得できるもの
上記図表内の履修学年は、ワシントン州シアトル学区「Introduction to High School Course Registration」で明確に示されているもののみ記載している点に留意すること。

※１：高等学校は、日本の普通高等学校に相当する上級ハイスクールを対象に調査

（出典）ワシントン州シアトル学区「Introduction to High School Course Registration」

高等学校学習指導要領「総則」関連部分抜粋

第２款　教育課程の編成
３ 教育課程の編成における共通的事項
（2）各教科・科目の履修等
　ウ　専門学科における各教科・科目の履修
　（イ）専門教科・科目の履修によって，アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては，その専門教科・科目の履修をもって，必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

（学習指導要領解説 関連部分抜粋）

③　専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって，必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は，その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは，各教科・科目間の指導内容の重複を避け，教育内容の精選を図ろうとするものであり，必履修教科・科目の単位数の一部を減じ，その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と，必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては，専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について，あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより，より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。

（４）個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み

（論点整理 P42～46関係）

主な教育課程上の特例

	日本語指導	学齢超過者	通級指導	学びの多様化学校（学校指定）
学校種	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校、特別支援学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校（小学部・中学部）	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校
対象者	日本語に通じない児童生徒	学齢を超過した者	言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の児童生徒	学校生活への適応が困難であるため、相当の期間学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒
指導内容	○日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことを目的とする指導 ○学習到達度に応じた適切な内容 ○**必ずしも学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし**	○対象者の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要な内容 ○**学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし**	○障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導 ○**必ずしも学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし**	○児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施 ○原則、教育内容の削減は好ましくないが、特別の事情がある場合には、削減を行うことができる
教育課程の取扱	学校の教育課程に**加え、又はその一部に替える**ことができる。	－	学校の教育課程に**加え、又はその一部に替える**ことができる	原則、授業時数の削減は好ましくないが、特別の事情がある場合には、**授業時数や総授業時数の削減を行うことが可能**
時数の取扱	○小・中学校 通級と合わせて、年間10単位時間～**280単位時間** ○高校 通級とあわせて**21単位**を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることが可能	必要となる授業時数を適切に確保する	○小・中学校 日本語指導と合わせて 年間10/35単位時間～**280単位時間** ○高校 日本語指導とあわせて**年間７単位**を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることが可能	
場所	**校長**は、**他の学校**で受けた授業を**在学する学校において受けた授業とみなす**ことができる。	在籍する学校	**校長**は、**他の学校**で受けた授業を**在学する学校において受けた授業とみなす**ことができる。	在籍する学校
個別の計画	法令上の個別の教育支援計画の作成義務はないが、個別の指導計画を作成することを努力義務としている。	－	法令上の個別の教育支援計画の作成義務があるとともに、個別の指導計画を作成することとしている。	－
学習評価	特別の指導については、個別の指導計画で目標を立て、その目標に照らして評価。	－	特別の指導については、個別の指導計画も踏まえ、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記入。	－

公立小中学校の校内教育支援センター設置率

設置校数　12,712校（小学校6,643校、中学校6,069校）※令和６年７月現在

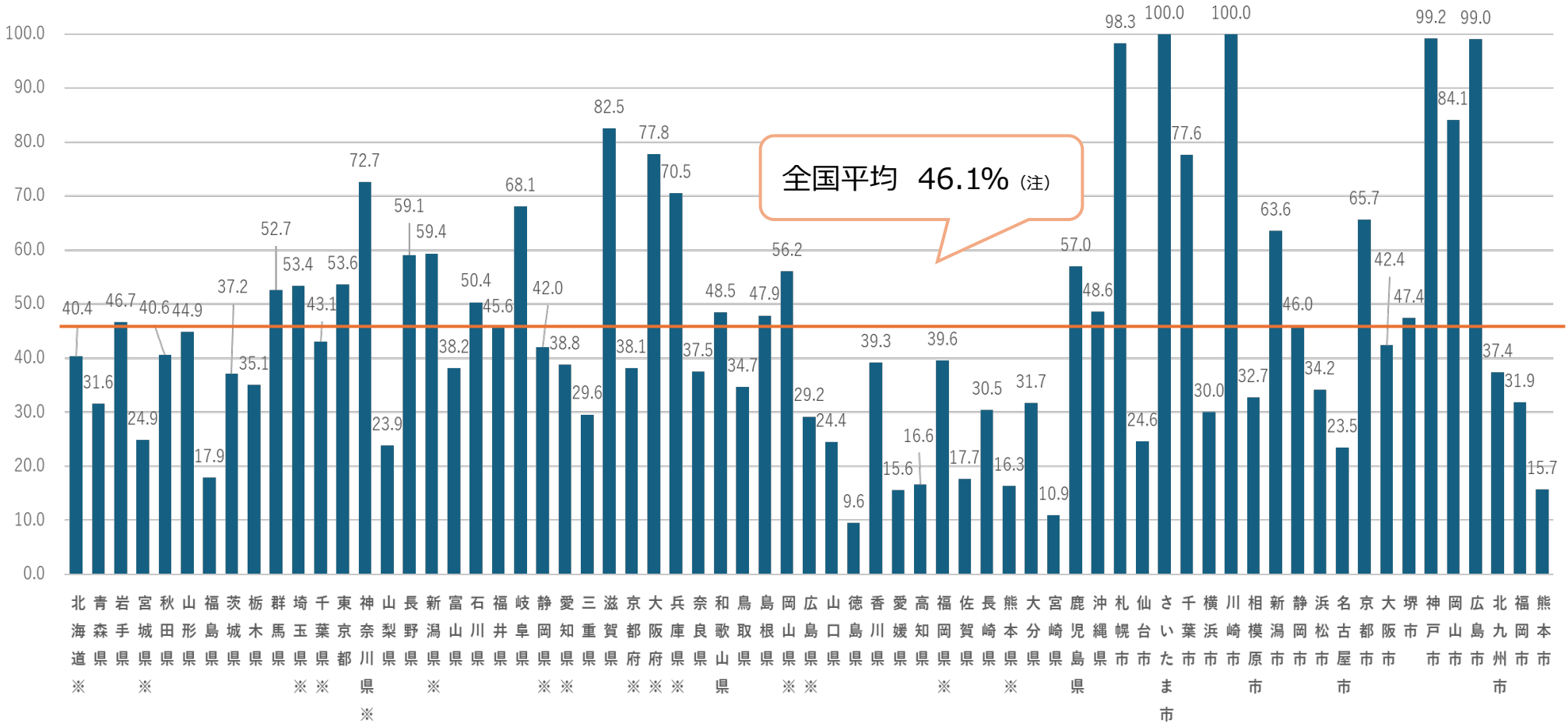

※の付く都道府県の内に、政令市の実績は含まない
（注）全国平均は、「校内教育支援センター設置校数（全国公立小中学校）」（12,712校）/「全国公立小中学校数」（27,568校）で算出

（文部科学省調べ）

教育支援センターにおける指導の状況

（※）都道府県・市町村が設置した教育支援センター

教育支援センターの数

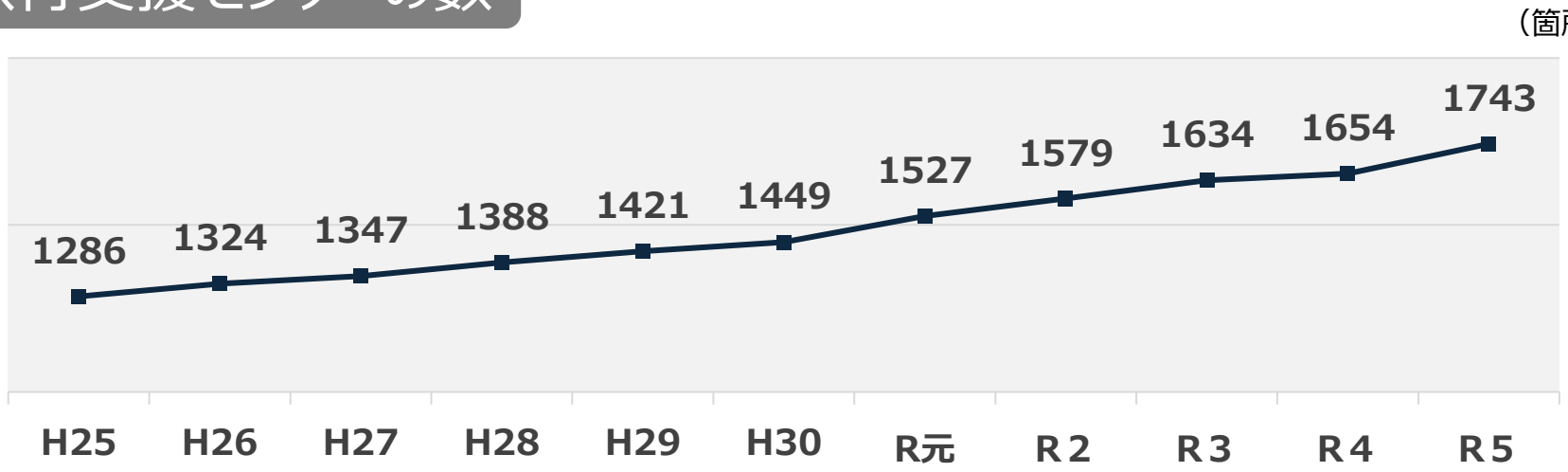

（参考）都道府県・市町村数の合計＝1765

教育支援センターにおいて指導を受けた児童生徒数

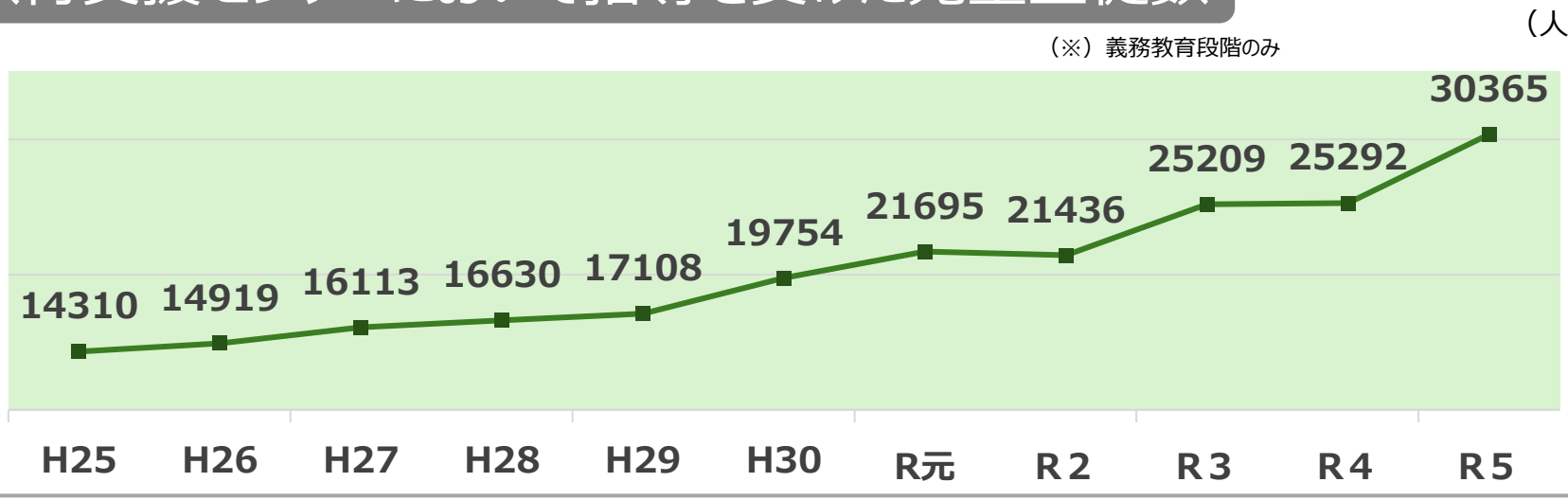

学びの多様化学校　設置状況

【R6年４月時点】
１９の都道府県（１２）＊・指定都市（７）に35校
＊域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する学びの多様化学校がある都道府県を計上。

【R7年４月時点】
２９の都道府県（１９）＊・指定都市（１０）に５８校
（23校が新規開校）

設置状況

	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	58	19	10

(参考)学びの多様化学校とは
・学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校（小・中・高等学校）。
・学校の管理機関（教育委員会・学校法人）からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。

学校種別設置状況（令和7年度）

- 小学校：　１２(8) 校　中学校：４０(２５)校
- 高等学校：１１(6)校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため学校総数と一致しない

設置形態別設置状況（令和7年度）

- 本校型：２２ (17) 校　分校型：５ (1) 校
  分教室型：２２ (13) 校　コース指定型：９ (4) 校

国公私別設置状況（令和7年度）

- 公立学校：３７ (21) 校
  （都道府県立：２校、市区町村立：３５校）
  私立学校：２１ (14) 校

※（）内黒字は令和6年度の数を記入。

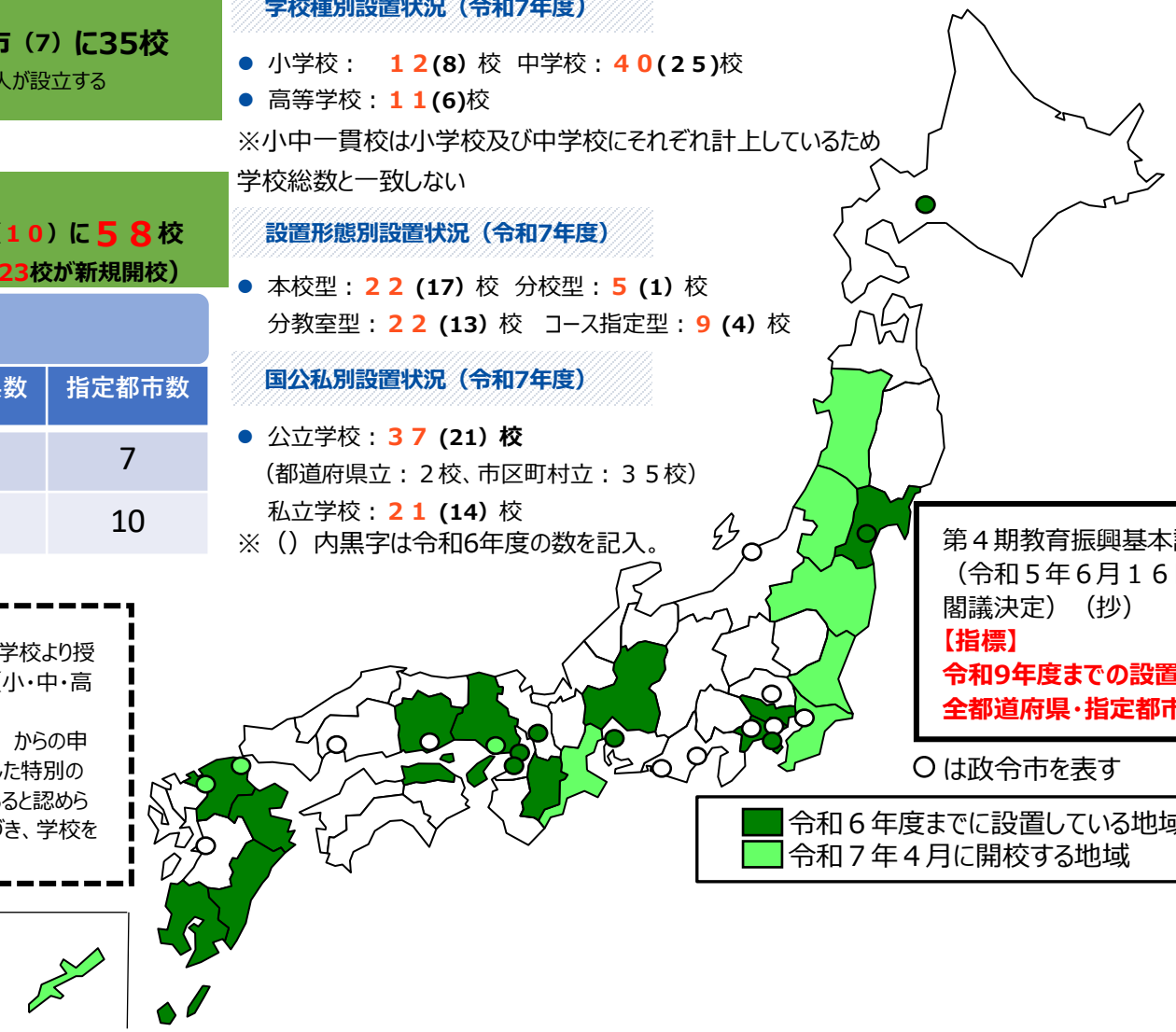

第４期教育振興基本計画（令和５年６月１６日閣議決定）（抄）
【指標】
令和9年度までの設置目標：
全都道府県・指定都市への設置

○ は政令市を表す

令和７年度以降の研究開発学校の取組

不登校児童生徒に対する、校内外教育支援センター等での学びも取り入れた、個別の指導計画に基づく特別な教育課程の編成・実施の在り方について、以下の研究開発を実施。

東京都新宿区立西新宿中学校 外13校

校内にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置し、不登校が長期化した生徒も含めた支援体制を構築。通常の教育課程より少ない授業時数で行う個に応じた特別の教育課程の編成・実施の在り方、個別の指導計画等に基づいた評価の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- 生徒の状況に応じて、下学年の内容の学び直しや発展的な学習のための「個別学習」や、情報活用能力等の育成のための「プログラミング」、個人探究の学習を進めるための「チャレンジタイム」等の教科を新設。
- 体験的な学習の充実、通常学級の生徒と会わずに学校生活を送れるような登下校時間の設定、総授業時数の削減なども含め、個に応じた特別の教育課程を編成。

実施イメージ

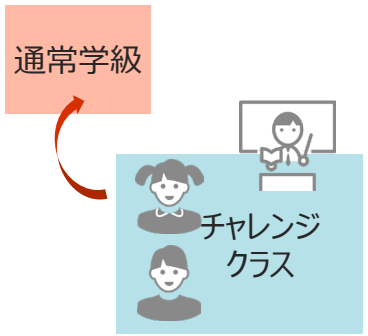

・チャレンジクラスに正規教員を配置。
・総授業時数665時間程度のゆとりある生活時程
・個別の指導計画に基づき、下学年の学習、時間割以外の学習やスクールカウンセラーとの相談なども実施
・チャレンジクラスに在籍しつつ、生徒が希望する場合は通常学級の授業に参加

広島県尾道市立因北小学校・因北中学校・尾道市教育支援センター

校内教育支援センター及び校外教育支援センター等での学びも取り入れた、特別な教育課程の編成・実施の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- 新設教科「はっさくタイム（表現）」において、各教科等から減じた時数により合科し、教科領域として表現活動、体験活動を重視した内容や、コミュニケーションやソーシャルスキルトレーニング等を重視した内容を実施。
- 新設教科「はっさくタイム（チャレンジ）」では、各教科から減じた時数により下学年の内容を個に応じて柔軟に実施。
- 児童生徒自身が、状況に適した学びの場や学習方法等を選択して履修できるようにする。

実施イメージ

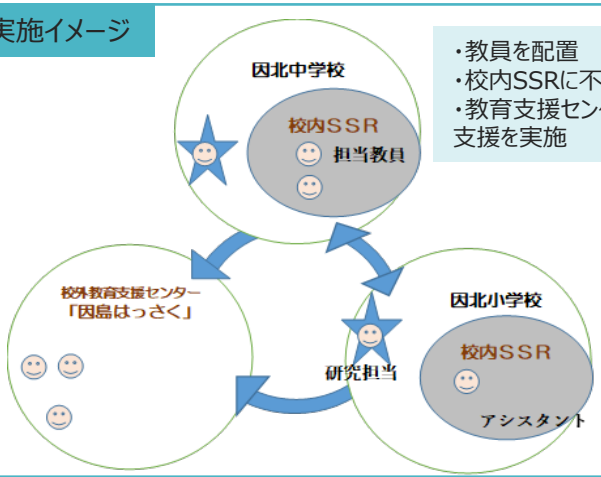

・教員を配置
・校内SSRに不登校授業アシスタントを配置
・教育支援センターの相談員やSSWとともに支援を実施

不登校児童生徒を取り巻く現状（令和5年度）

・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人（過去最多）
・不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少（R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%）
・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は着実に増加（R3 156,009→R4 184,831→R5 212,114）
・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない者は、134,368人（38.8%）
　うち、119,699人（89.1%）は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた
・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移

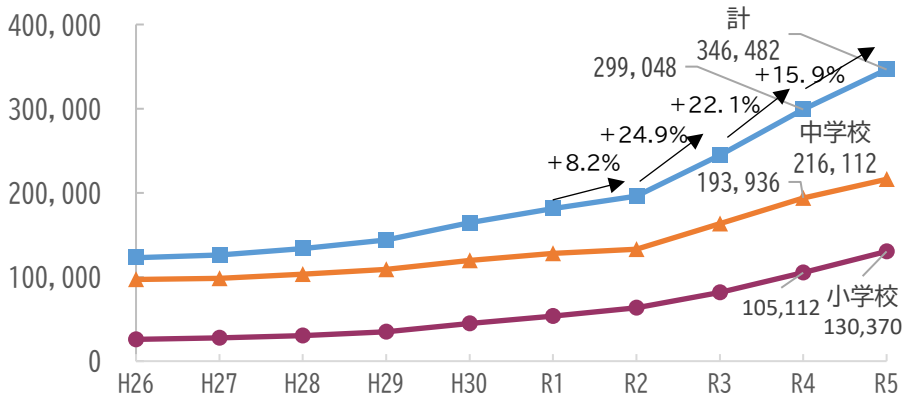

小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

	項目	人数	割合
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	111,631	32.2%
2	不安・抑うつの相談があった	80,192	23.1%
3	生活リズムの不調に関する相談があった	79,638	23.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	52,547	15.2%
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	45,972	13.3%

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※不登校児童生徒数に対する割合

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況

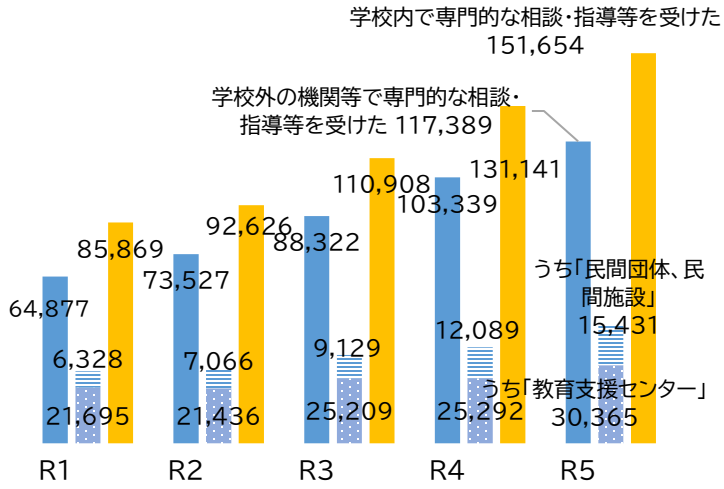

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒

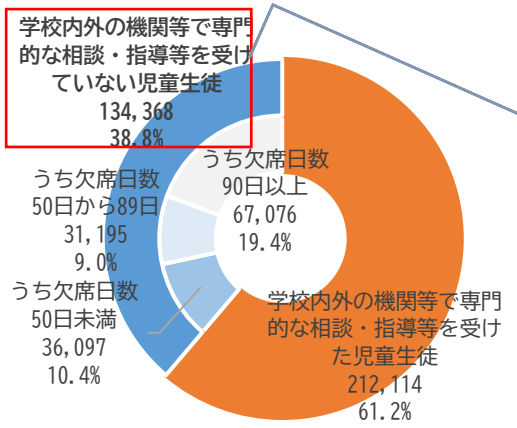

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者

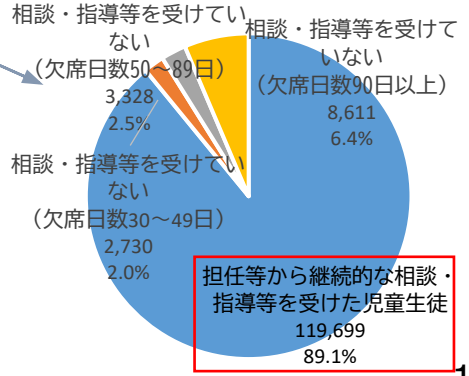

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度）

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

令和5年3月31日、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、
3つの柱を推進し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するため、COCOLOプランを策定。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

01 学びの多様化学校の設置促進
02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
03 教育支援センターの機能強化
04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
05 多様な学びの場、居場所の確保

2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
02 「チーム学校」による早期支援
03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

01 学校の風土を「見える化」
02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
05 快適で温かみのある学校環境整備
06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の多様な学びの場を整備するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポート受ける。
学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）　※令和５年８月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒

教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒

オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

「特別の教育課程」に基づく学習（学びの多様化学校）①

趣旨

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき（第79条（中学校）、第79条の6（義務教育学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）において準用）、**学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施**

指定に係る留意事項

（1）**児童生徒について**，不登校状態であるか否かは，小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上の欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが，その判断は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小学校等」という）又はその管理機関が行うこととし，**例えば，断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得る**ものであること。他方，**不登校児童生徒等以外の児童生徒については，特別の教育課程の対象にはなり得ない**こと。

（2）**特別の教育課程とは**，憲法，教育基本法の理念を踏まえ，**学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ，施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程**であること。

（3）特別の教育課程を実施するにあたっては，不登校児童生徒の実態に配慮し，**例えば，不登校児童生徒の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導，個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等），学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましい**こと。

「特別の教育課程」に基づく学習（学びの多様化学校）②

特別の教育課程として考えられるパターン

当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討されるものであり、一概に決まっているものではないが、主に以下のようなパターンが考えられる。

- **不登校児童生徒にとって望ましい教育を行う上で、必要な特例である。**
- **不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきものであり、原則として、教育内容や総授業時間数等の削減は行うべきではないが、何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある。**

小学校における教科の新設	授業時数の組み替え	指導内容の異学年への移行	総授業時数の削減	1時間当たりの授業時間の短縮
【例】 学習指導要領にない、特色ある教科を新設する。 ※中学校・高等学校においては教科の新設が学習指導要領で認められている。	【例】 A教科を削減し、削減分をB教科に補填する。	【例】 第1学年及び第2学年のA教科の学習内容の一部を第3学年へ移行する。	【例】 年間の総事業時数を1,015時間から800時間に削減する。	【例】 1時間当たりの授業時間を、50分から45分にする。 1限目だけ30分間とする。

削減した学習内容について、学校教育法又は学習指導要領に示す主旨やねらい・目的を達成するために、工夫が必要。

特別の教育課程による効果

○社会性の育成につながる

・自然と触れ合ったり、地域の方々やNPO法人の方々との触れ合いを通して、コミュニケーションの高まりが見られる。
・学年を超えた授業や行事などの異学年交流を通して、互いに役割分担をしながら、協力体制を構築することができている。

○登校へのハードルが下げられる

・授業時数はある程度確保しながらも、魅力ある学校行事等の取組を計画するなど、柔軟な教育課程は児童生徒の登校意欲につながる。
・無理なく安定した進級のため入学1年目のハードルが低くなるような教育課程を編成しており、不登校状態だった生徒にとって大きな自信につながっている。

○きめ細やかな支援が行える

・少人数集団の中で多くの職員が個別指導を含んだ支援を行うことで、児童生徒の小さな変化や成長をキャッチすることができ、児童生徒の安心感や自己肯定感の醸成につながる。
・心理的ケア家庭への福祉的な支援など多方面からの生徒支援や情報の提供ができる。
・保護者同士で不安や悩みを共有できるので、保護者の精神的な安定が見られ、保護者同士の絆がうまれる。

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の**学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価**し、**社会的自立を後押しすることは重要**であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月初等中等教育局長通知）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、**不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた**。
- 近年の**不登校児童生徒の急増**を受け、**「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」**（令和5年3月）において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、**「経済財政運営と改革の基本方針2023」**（令和5年6月閣議決定）においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、**不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進**し、**誰一人取り残されない学びの充実を一層推進**するため、**令和元年の通知の内容を法令上明確化**するもの。（施行：令和6年8月29日）

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の**不登校児童生徒について成績評価**を行うにあたっては、**文部科学大臣が定める要件**の下で、不登校児童生徒が**欠席中に行った学習の成果を考慮することができる**ことを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

01 **学習の計画・内容**が、不登校児童生徒の在学する学校の**教育課程に照らし適切と認められる**こと。

02 **学校**と不登校児童生徒の**保護者**、**教育支援センター**、**民間団体等**との間に**十分な連携協力関係**が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

03 学校が、**訪問による対面指導等**により、学習活動の状況等の**不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握**するとともに、不登校児童生徒と学校との**適切な関わりを維持するよう留意**していること。

取組例

- 1人1台端末を活用して、**教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加**している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いた**プリントや実技教科の作成キット等**を**自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映**
- フリースクールに対して、**定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼**し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで**学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒**について、その**学習成果を成績に反映**
- **民間のeラーニング教材**を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、**教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有**することで、その学習成果を成績に反映

不登校児童生徒の教育課程について

場所		出席（扱い）	指導者	教育課程	実際の学習例	課題	成績評価（根拠）
学びの多様化学校		出席	教師	特別の教育課程	・教科の新設 ・授業時数の組み替え ・指導内容の異学年への移行等が可能	―	学校教育法施行規則第57条第1項
学校内	教室	出席	教師	通常の教育課程	・通常の授業	―	学校教育法施行規則第57条第1項
学校内	校内教育支援センター	出席	教師or支援員	―	・教室の授業の配信 ・通常の教育課程（在籍校の教育課程）に沿った教材での学習 ・授業で使うプリント学習 ・体験活動 ・ソーシャルスキルトレーニング 等	・要件を満たせば、学習の一部を「出席扱い」とし、また成績評価の対象とし得るが、全体として、「教育課程」としては位置づいていない ・指導体制、評価体制等も多様であり、学びの質の確保が重要	学校教育法施行規則第57条第1項
学校外	教育支援センター	出席扱い	職員	―			学校教育法施行規則第57条第2項
学校外	フリースクール	出席扱い	職員	―			学校教育法施行規則第57条第2項
学校外	自宅	出席扱い	無し	―			学校教育法施行規則第57条第2項

※「児童生徒理解・支援シート」の作成・活用も促進

校内教育支援センターや学校外の学びの場において多様な学びが行われているが、全体として、教育課程に位置づけられた計画的・組織的な学びにはなっていないため、学びの質の確保や適切な評価の実施がなされていない場合がある

指導要録上「出席扱い」とした不登校児童生徒数・割合

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は38,632人
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,467人
- 不登校児童生徒全体に比した割合は横ばい

▌学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数（人）

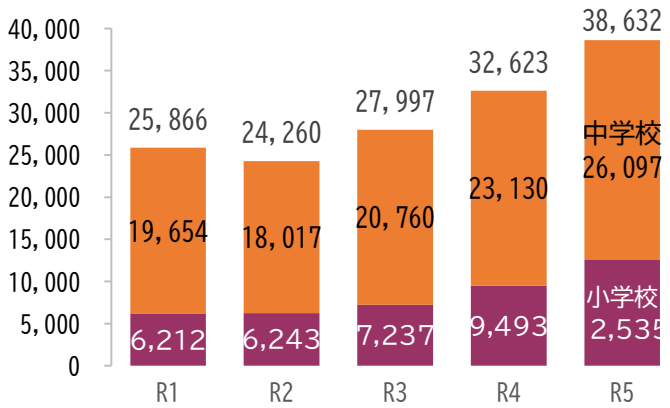

▌自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

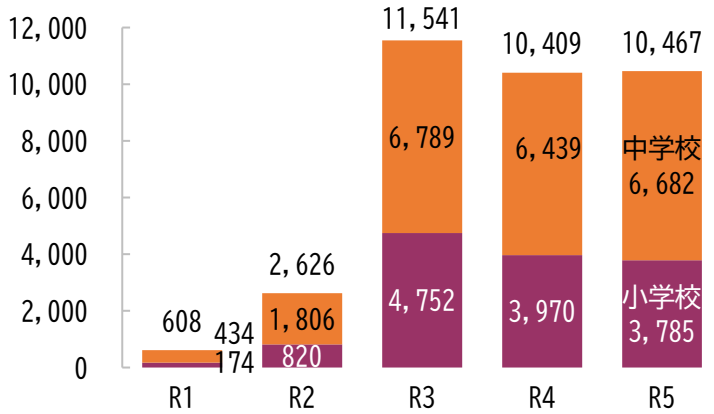

※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

▌学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒割合（人）

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた人数割合（小学校）

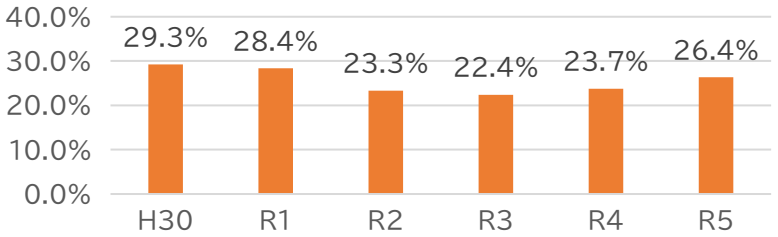

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた人数割合（中学校）

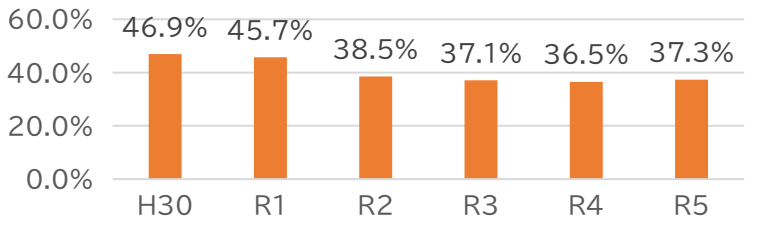

令和６年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要

令和６年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業（文部科学省）（以下、「令和６年度事業」という。）では、12団体を採択。特異な才能のある児童生徒を対象とした自治体や学校による教育支援、特異な才能のある児童生徒を対象とした支援の実態調査、研修パッケージの作成、教職員と保護者を対象とした相談支援等を実施。

分類		団体名	実施内容
特異な才能のある児童生徒への実践事例の収集		株式会社ユーミックス	• 特異な才能のある児童生徒を対象とした国内外の支援事例を調査、取りまとめ
教職員等への研修		国立大学法人愛媛大学	• 特異な才能のある児童生徒に関する研修パッケージを作成
教職員と保護者を対象とした相談支援		特定非営利活動法人日本教育再興連盟	• 特異な才能のある児童生徒の保護者と関わる教員を対象に、教育学や心理学の専門家等による相談支援体制を構築
特異な才能のある児童生徒への支援実践	学内	国立大学法人筑波大学	• 附属学校で教室内、学校内外の学びの場の設定や環境を整備し、その効果等について専門的見地から言語化等を図る
		名古屋市教育委員会	• イエナプラン教育の活動等を参考にした学級づくりの実践の改善・充実と、自由進度学習や、カリキュラムデザインの研究を実施
		国立大学法人三重大学	• 総合的な学習の時間で、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」を実施
	学内/学外	国立大学法人東京学芸大学	• 児童生徒自身が授業の内容、方法、場所等を選択した上で、教室以外の場や大学といった学外リソースも活用した学びを提供
		長野県教育委員会	• 特性を把握するアセスメント方法や特性を包み込む授業の在り方、特性に応じた教育方法を研究 • 自治体外機関と連携し、知能が高く学びの習熟が早い子や、好奇心が極めて強い子を対象としたスクール等を開催
	学外	鎌倉市教育委員会	• 外部の学びの場や事業者を用いた探究プログラム（ かまくらULTLAプログラム）を実施
		京都市教育委員会	• 市内の宮大工、京友禅、京藍染といったものづくりの担い手と連携した４日間の体験活動講座を開催
		学校法人星槎	• 学校法人星槎が運営する学校外教育施設（フリースクール）で、児童生徒に応じた学習や支援等を提供
		八王子市教育委員会	• 市内大学と連携し芸術、工学、デジタル技術等の領域の教授から高度な技術を学ぶ講座を生涯学習活動の一環として実施

○民間や高等教育機関では特異な才能のある児童生徒への支援が拡充されつつある

○一方、学校教育における児童生徒の支援や、その学びを支える教員や保護者を対象とした支援体制は未確立

○一部の自治体で学内と学外両方の場での支援事例が見られるが、教育課程や学習評価等の観点で学内と学外それぞれの学びをつなぐ仕組みは未だ不十分

令和７年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要①

（１）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

特定分野に特異な才能のある児童生徒がその特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるような学習・支援プログラムの在り方について、当該児童生徒の在籍する学校と学校外の団体が連携して研究を行う。

研究項目

- 対象となる特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える学習・支援プログラムの在り方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの成果の学校での評価への活かし方
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える学習・支援プログラムの在り方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの学校の教育課程への位置づけ方
- 対象となる児童生徒に対する個別の教育支援計画や指導計画の作成の在り方　等

国立大学法人愛媛大学

支援の種類を以下の９つの対応に分類し、それぞれどの程度の割合の児童生徒が該当し、どういったニーズを有するのか、学校、学校外の連携を含めてどのような調整が必要とされ、実行できるのかについて実証的に明らかにする。
※どのような教育課程上の特例が必要になるのかも含めて検討を行う。

特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とした教育支援の類型化に関する研究仮説

	担当教員 a	教員による連携 b	外部専門家等 c
教室内 Type I	Type I a	Type I b	Type I c
学校内 Type II	Type II a	Type II b	Type II c
学校外 Type III	Type III a	Type III b	Type III c

国立大学法人東京学芸大学

以下を組み合わせた学びの教育課程上の位置付け、評価の方法、公立学校への展開について研究を行う。

- 自分に合った場を往還しながら学べる学習環境の構築
  ①メタバース空間の活用
  ②医療機関と連携した校内支援センターを構築
  ③各機関のハブとしての保健室活用
- 探究的・研究的活動につなげられる学習プログラムの開発
  ①生成AIを活用した探究的学習の伴走支援
  ②ロボット・プログラミング等を活用した協働的な学びの実現
  ③科学実験、Fablab（ファブラボ）活用

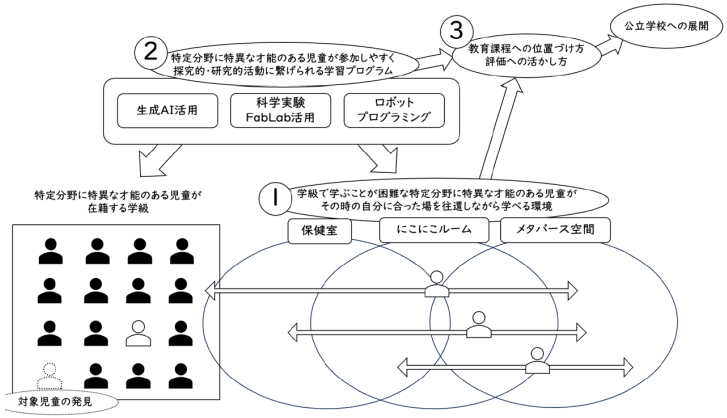

長野県教育委員会

令和５～６年度の研究成果を生かし、以下について研究を行う。

①特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方、
②学校外で行われる学習・支援プログラムの内容の成果と育成を目指す資質・能力の関連について整理
③対象となる児童生徒の学校外での取組や学習成果等を活かす評価の在り方
④学校外の学習・支援プログラムの教育課程への位置付け方

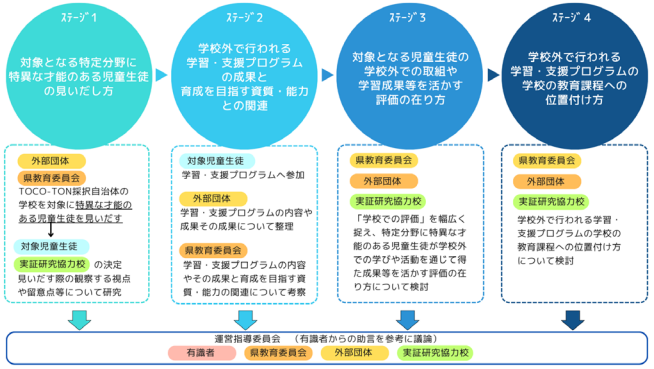

令和７年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要②

（２）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

京都府教育委員会・京都教育大学等

- 京都府教育庁、京都市教育委員会、京都教育大学が連携して相談支援体制を構築。京都教育大学の総合教育臨床センターが、府内の国公私立学校・市町教育委員会とのネットワークを活用しながら、府内全域の相談支援業務を担う。
- 特異な才能のある児童生徒本人・保護者・関係する教職員は、直接センターに相談をすることができる体制を整備し、必要に応じて積極的に学校へ訪問し相談を受け付けることも可能とする。
- 教職員等向けに、特異な才能のある児童生徒への支援に関する基礎的な内容を中心とした研修を実施。
- これらの取組を通じて、
  ①各教育委員会、各学校及び専門家等の役割分担や情報共有の在り方、
  ②相談支援による相談者の変容や継続的な支援の在り方、対応可能な地域規模や学校数 等
  について実証研究を行う。

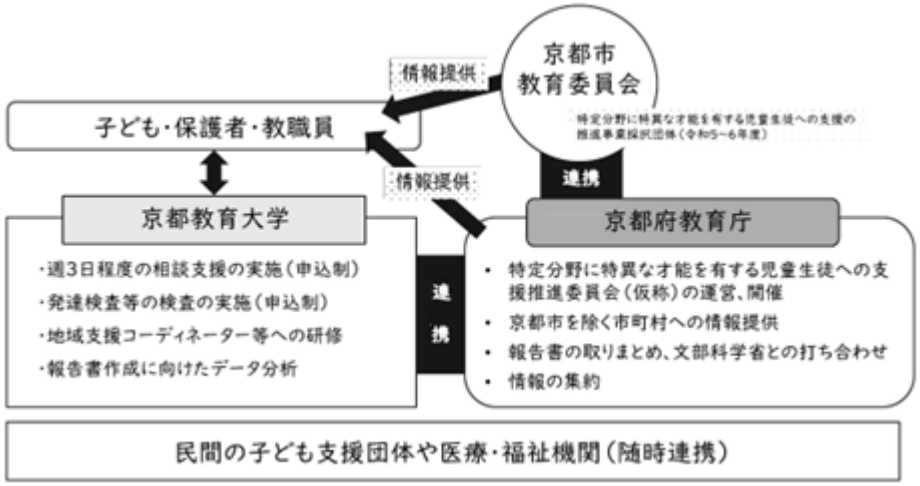

（３）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

国立大学法人愛媛大学

愛媛大学教育学部附属才能教育センター（令和７年４月１日設置）において、以下の取組を通じ、特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とする全国単位の相談支援体制の構築等に係る実証的・開発的研究を行う。

- オンライン上で当該児童生徒の特性に応じたプログラムの提供、相談及びメンタリングが可能なシステム（サイバーメンタリング・システム）の開発・実装。
- 相談支援体制として必要な分野や方策について情報を収集し、伴走支援や助言を行う人材ネットワークの構築と人材のプールを実施。この際、相談内容を分析しながら支援人材とのマッチングについても実証的に研究を行う。
- 事業を通じて得られる以下の知見を踏まえ、特定分野に特異な才能のある児童生徒の支援に関するガイドラインを作成。
  ＊相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
  ＊情報提供後の継続的な児童生徒への伴走支援の在り方
  ＊児童生徒の特性や才能に応じた人材等に関する情報収集の在り方　等

特性に応じた相談及びメンタリングが可能なシステムのプロトモデル
（愛媛大学 隅田教授 開発）

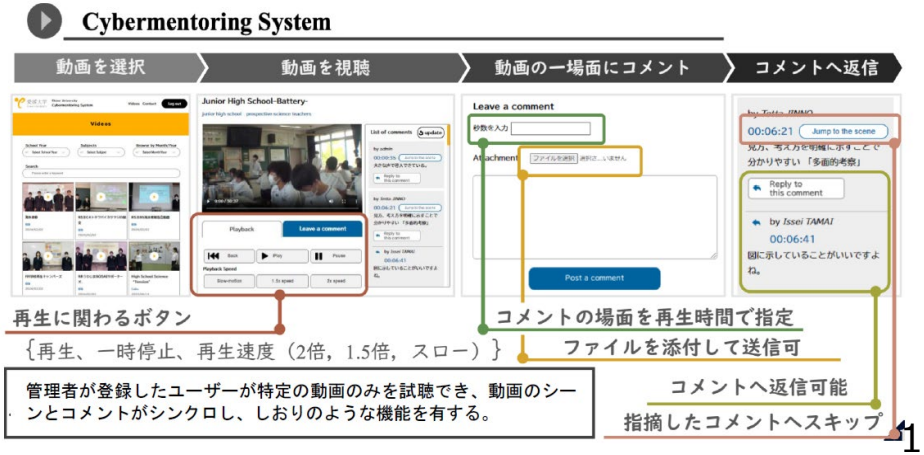

特異な才能のある児童生徒（才能を示す領域とその表出例）

- 才能を示す領域は①学問分野ごと（教科ごと等）、②様々な芸術、スポーツ、③学問分野よりも狭い特定のテーマ などの場合がある。
- 才能の程度も高いIQで示されるような突出した才能に限られず、様々なものが想定される。

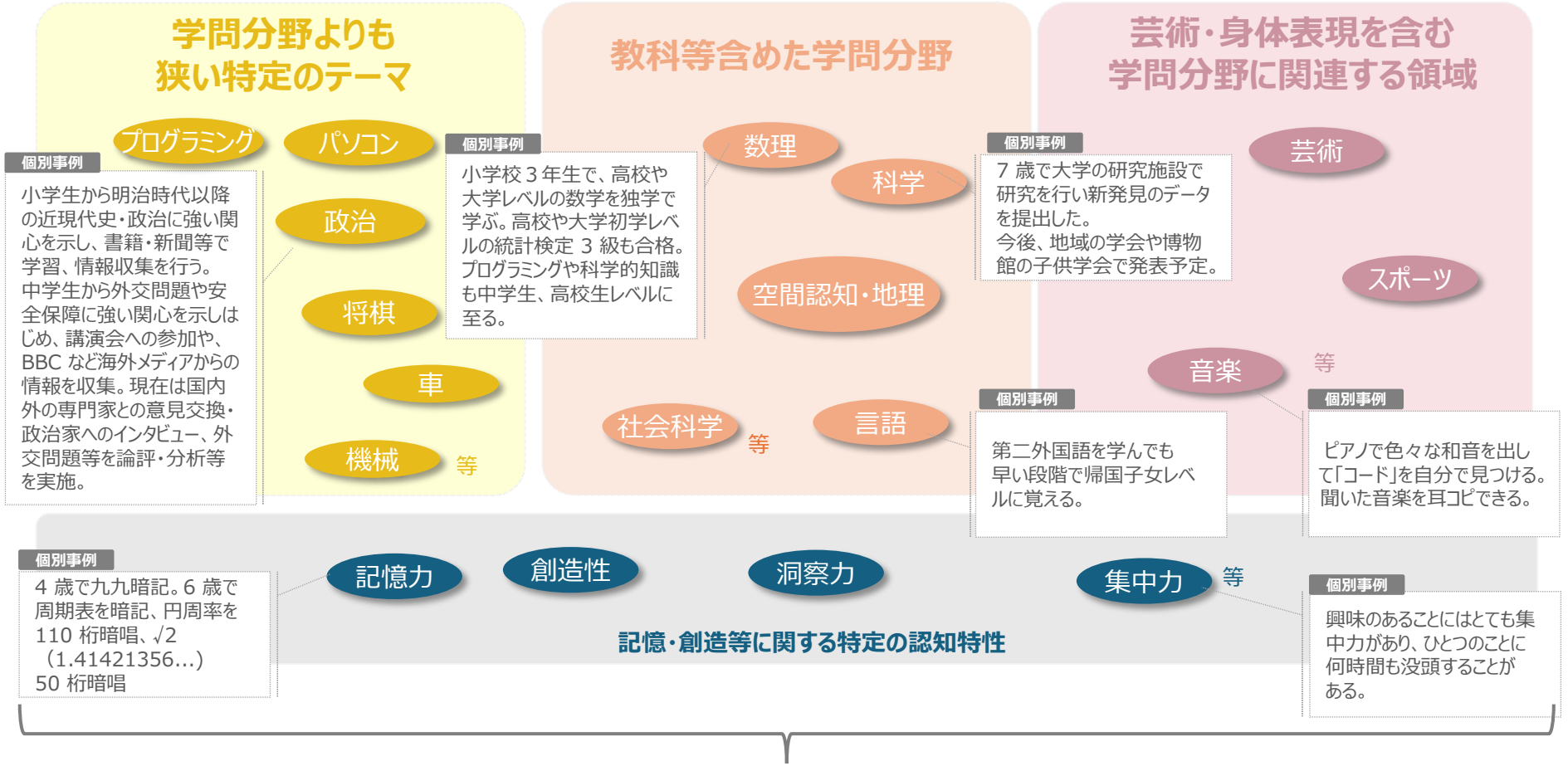

これらの認知特性やテーマ、学問分野、領域において

強い興味・関心といった内的動機や、**非常に高いIQといった測定可能な指標での才能の発露**など、
特異な才能は、様々な程度が想定される

（出典） 文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」の審議のまとめ、京都市教育委員会「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究」研究成果報告書の記載を基に文部科学省が分類、作成

特異な才能のある児童生徒（特性と困難）

特異な才能のある児童生徒は様々な特性を持つことや、特異な才能のある児童生徒の特性やそれ以外の特性が複合し、当該児童生徒が学校で様々な困難を抱えていることが示されている。

児童生徒の特性		学校での困難の事例
学習面での特性	• 早熟で学習が早い • 興味のない分野で極端に学業不振になる • 反復やドリルを嫌がる • 基本スキルの練習を嫌がる	授業の内容がすぐに理解できてしまいその先への興味が先行するが、満足できる知識は提供されず退屈してしまう 漢字の練習（同じ字を何度も練習すること）や同じパターンの計算問題が大量にある算数プリントが苦手。苦手と言う範疇を超え、ひどく嫌がり、叫び、ストレスから吃音の心身症状も出る
対人（友人）関係における特性	• 高い知的能力と比べて対人スキルが幼い • 友人と興味関心が合わない • 難しい話をしすぎることによる会話の続かなさ	言語能力の高さに反してコミュニケーションが不得意なので言いたいことを言えずに我慢していたり、どうしていいかわからない 同級生との話がかみ合わず、あまり周りに理解をしてもらえない
感情特性	• 高い知的能力と比べて感情のコントロールが困難 • 他人の感情や期待に過敏で傷つきやすい	小集団の中での言動が挑発的であったり、乱暴。自分軸でしか認識していないところがあり、状況判断ができていないため、対人トラブルが起きやすい。 早熟な知能に対して情緒の発達が遅く感情のコントロールが未熟なので、些細な事で怒ってしまったり泣いてしまったり、他の児童と言い合いになったりしてしまう
行動・認知面	• 長い時間何かにこだわり熱中する • 語彙が豊富で言語能力が高い • 人と異なる経験や行動を好む • 好奇心が強く質問が止まらない • 感覚過敏 • 退屈が苦手	授業中に過集中 or 白昼夢に突入し、先生の指示を覚えていない時がある。その様子を同級生にきつく注意されトラブルになりがち いきなり鳴る学校のチャイムやクラスメイトの大声で話す声、音楽クラスで自由に練習するときの笛の音や音のずれに不快感や恐怖を抱きやすく、授業に集中できなくなるときがある

（出典）特異な才能のある児童生徒の特性については、京都市教育委員会「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究」研究成果報告書より、当該特性に当てはまると回答した児童生徒の割合が高いものや、国立大学法人愛媛大学「特異な才能のある児童生徒に関する研修パッケージ」研修パッケージ1より抜粋。学校で経験した困難については、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」（第４回）アンケート結果まとめより記載（一部抜粋や表現を変更）

特異な才能のある児童生徒（諸外国における教育の多様性）

特異な才能のある児童生徒への教育目的や教育取組の形態は、諸外国によって多様。

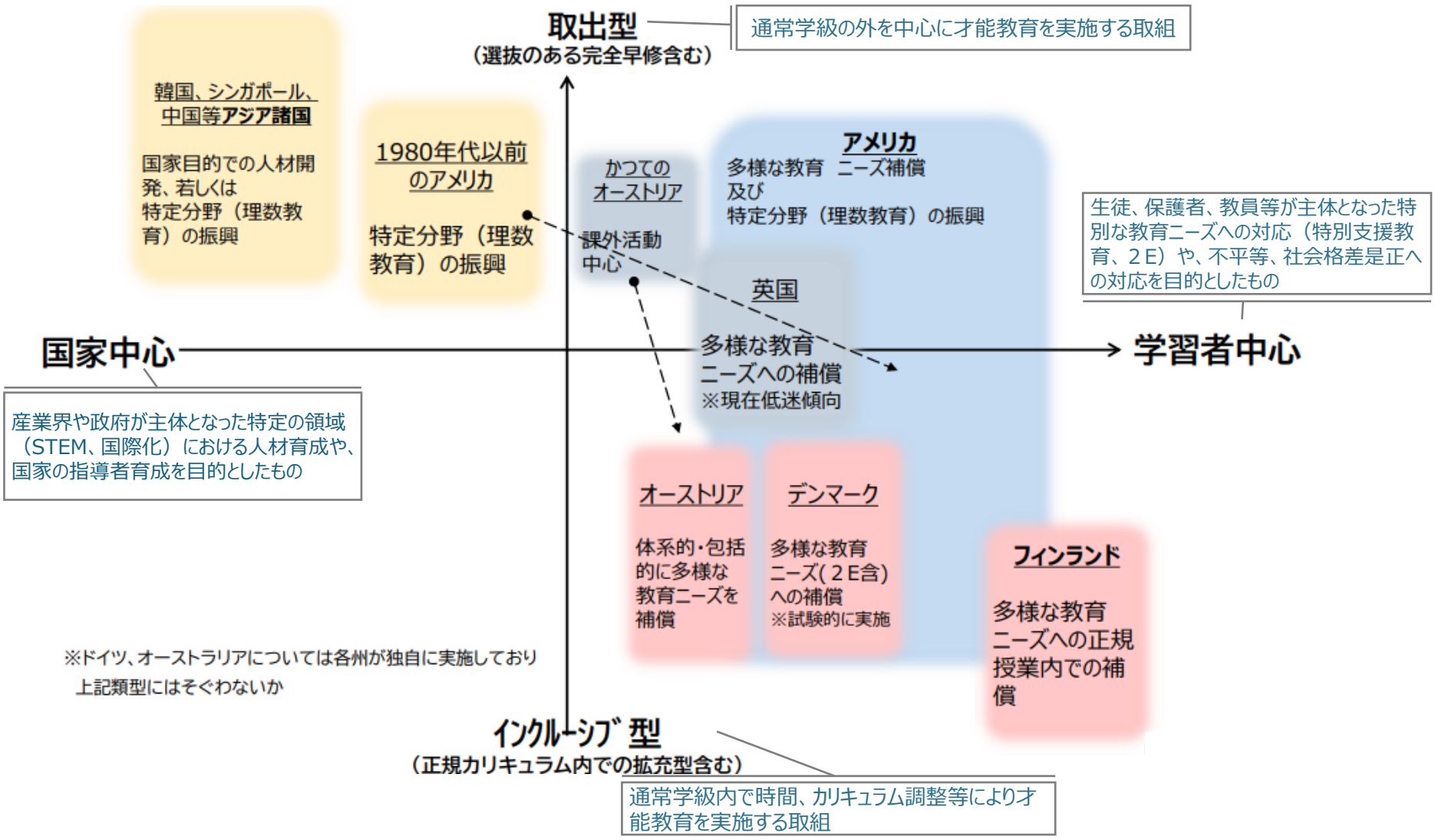

（出典）平成30年度「教育改革の総合的推進に関する調査研究～社会の持続的な発展を牽引する力の育成に関する調査研究～」（2019年、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）。図表については、文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議（第3回）」配布資料の【資料１】より抜粋。青字については、平成30年度「教育改革の総合的推進に関する調査研究～社会の持続的な発展を牽引する力の育成に関する調査研究～」調査報告書を基に文部科学省にて補記。

アメリカにおける特異な才能のある児童生徒への支援

◆特異な才能のある児童生徒を対象とした支援のうち実施割合が高い支援例*1

	支援形態（順不同）	支援内容	実施状況			支援の場*2			
			小学１～３年	小学４～６年	中学生	教室内	学校内	学校外	
1	**一般の教室内での個別的対応**（Differentiation in the general education classroom）	一般の児童生徒も含めた教室内で学習するが、発展的な内容を学習する等の個別的対応を取ること	25州	28州	28州	○			半数以上の州で提供
2	**特定教科における上位学年の内容学習**（Subject matter Acceleration）	飛び級ではなく、特定の科目において上位学年の内容を学習すること*3	38州	39州	34州		○		
3	**プルアウトプログラム**（Pull-Out program）	一般の児童生徒を対象とした授業の時間において通常学級から離れ、代替的なプログラムに参加すること*3	28州	28州	19州		○	○	
4	**優等・上級レベルクラス**（Honors/advanced coursework）	より挑戦的で難易度が高い教育課程に挑戦したい児童生徒向けに高度な学習プログラムを提供すること*4	–	–	33州		○	○	

＊1：「2020-2021State of the States in Gifted　Education」にて記載されている支援内容のうち、およそ半分以上の州（小学１～３年 総数N＝51、小学４年～中学生 総数N=48）で実施が確認できた支援内容を抜粋。
＊2：「特異な才能のある児童生徒」に対して、 その他の児童生徒と同じ教室内で支援を提供している場合は「教室内」、教室を離れ学校内で支援を提供している場合は「学校内」、大学等の学校以外の場で支援を提供している場合は「学校外」と定義している。
＊3：National Association for Gifted ChildrenWebサイトを基に記載。
＊4：California Learning Resource NetworkWebサイトを基に記載。

アメリカにおける特異な才能のある児童生徒の定義（州により異なる）＊1

		特徴
事例1 ノースカロライナ州	• 学業または知的に優れた生徒（Academically or intellectually gifted students ）は、知的領域、特定の学術分野、または知的領域と特定の学術分野の両方で高いパフォーマンス能力を発する。学業または知的に優れた生徒には、通常の教育プログラムで提供されるもの以上に差別化された教育サービスが必要である。あらゆる文化的グループ、経済階層、人間の試みにおいて、優れた能力が存在する。	知的領域や学術領域において秀でている者を定義
事例2 ワシントン州	• 非常に有能な生徒（Highly capable students）とは、同じ年代、経験、環境の他の生徒と比較して、著しく高度な学業レベルの成績をあげている、または成績をあげる可能性を示している生徒を指す。優れた能力は、生徒の一般的な知的能力、特定の学業能力、かつ/もしくは、特定の領域における創造的な産物の中に見られる。これらの生徒は、一般の集団内にいるだけでなく、RCW 28A.640章及び28A.642 章＊2に従って保護されているすべてのクラスの中にも存在する。	学業や知的能力、に加え、創造性やリーダーシップといった非認知能力が高い者を定義
事例3 テキサス州	• 才能のある生徒（Gifted and talented student）とは、同じ年齢、経験、環境にいる他の子供や若者と比較して、著しく高いレベルの成果をあげるか、またはその可能性を示す子供や若者を指し、以下のいずれかに該当する。 　• 知的、創造的、または芸術的な分野で高いパフォーマンス能力を示す 　• 非凡なリーダーシップ能力を持つ 　• 特定の学問分野で優れている	
事例4 コロラド州	• 4歳から21歳までの者で、能力、才能、達成の可能性において、1つ以上の領域で非常に優れたまたは発達的に進んだ適性や能力を持ち、教育プログラムのニーズを満たすために特別な配慮が必要な者を指す。才能のある子供（Gifted children）は、才能のある生徒（gifted students）とも言う。5歳未満の才能のある子供にも、幼児期の特別教育サービスが提供される場合がある。 • 才能のある生徒には、障害を持つ才能のある生徒（２E（twice exceptional））や、すべての社会経済的、民族的、文化的集団の中から特別な能力や可能性を持つ生徒が含まれる。才能のある生徒は、これらの才能のいずれかまたは組み合わせによって、高いパフォーマンス、卓越した成果、または卓越した学習行動を発揮することができる。 　• 一般的または特定の知的能力 　• 特定の学業適正 　• 創造性または生産的な思考 　• 視覚芸術、舞台芸術、音楽または精神運動能力	学業や知的能力、創造性等と同時に特別な配慮が必要となる障害を併せ持つ者も定義

＊1：「2020-2021State of the States in Gifted Education」を基に記載。
＊2：ワシントン州改正法典（RCW）のRCW 28A.640章では、ワシントン州の公立学校で人種、信条、宗教、肌の色等による差別を、28A.642 章では、性別に基づく差別を禁止している。

アメリカにおける特異な才能のある児童生徒の把握

- 特異な才能のある児童生徒の割合は州によって大きく異なる。（一番高いノースカロライナ州では11.7%、一番低いコロラド州では2.2%＊）
- 一番割合が低いコロラド州においても、40人学級と仮定した場合、約0.9人に相当する特異な才能のある児童生徒が存在。

各州における「特異な才能のある児童生徒」の割合（才能があると判断された生徒/州における公立学校在籍数）

事例1
ノースカロライナ州

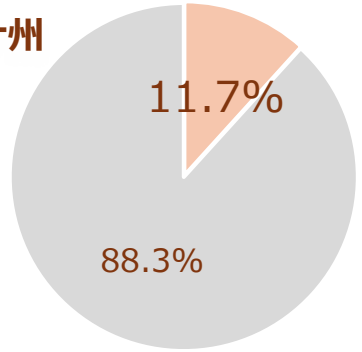

161,927人/1,380,287人

事例2
ワシントン州

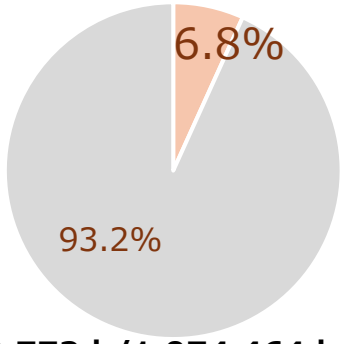

72,772人/1,074,464人

事例3
テキサス州

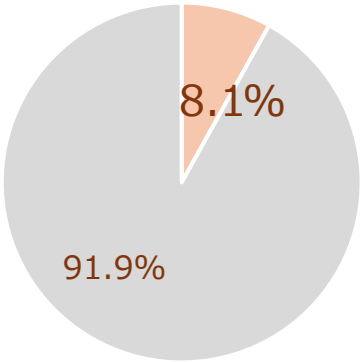

434,391人/5,371,586人

事例4
コロラド州

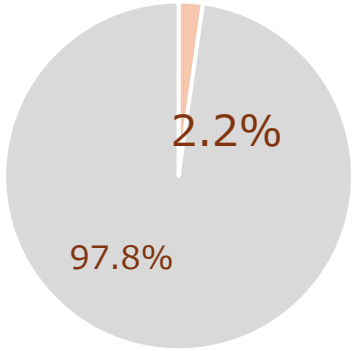

62,552人/2,791,687人

＊：「2020-2021State of the States in Gifted Education」を基に作成。2020年から2021年の値。未回答あるいはデータが無い州は全体の４割程度。

我が国における実践事例（１/２）

	観点① 一人ひとりの才能を把握・理解する仕組み	観点② 学校外のリソースの活用方法	観点③ 学級・授業の在り方、学校の教育課程や授業における学習評価との接続を図る仕組み	支援の場 教室内	学校内	学校外
鎌倉市教育委員会	• 認知特性、関心領域、思考スタイル等の特性を把握するため、学術的な根拠に基づくアセスメントを実施し、学びの特性を言語化 • 事前に参加児童生徒が在籍する学校からヒアリングを行い、支援スタッフ間で個々の支援方策の共通理解を形成 • 児童生徒の学びに携わる人を対象にプログラムに係るワークショップ研修を実施	• 特性に合わせた個別最適な学びを実現するため、教育委員会と民間事業者が連携し、鎌倉市が持つ自然環境や歴史遺産、地域企業や人材を活用した探究プログラムを開発、提供	• 教科学習の内容と相互に関連した探究プログラムを設計 • 在籍校での支援充実を図るためアセスメント結果や児童生徒の探究プログラムへの参加の様子を在籍校に共有			○
京都市教育委員会	• 自身の思考スタイルや興味関心、認知特性を知るため、ものづくりに関心や能力がある児童生徒のうち、不登校又は不登校傾向者を対象に、アセスメントツールを用いて特性を把握	• 特性や能力を十分に発揮できる体験の提供のため、市内の宮大工、京友禅、京藍染といったものづくりの担い手と連携した４日間の体験活動講座を開催	• ものづくりの体験に留まらず、得られた知識を教科学習に広げ学校での教育との連携を図る • 体験活動講座への参加状況については、児童生徒及び保護者の同意のもと、出席扱い等につなげられるよう、在籍校に情報を共有 • 教員にインタビュー等を行い、特異な才能のある児童生徒が過ごしやすい学級風土と教職員のかかわり方を研究			○
学校法人星槎	• 児童生徒の得意、不得意分野を割り出し、不得意分野への取組方針や目標を検討 • 児童生徒の自己認識力等を上げるため、社会性や情動の成長を記録、可視化。教職員と保護者にSEL＊1研修を実施 • 家庭での対応支援のため、児童生徒のSELの情報を保護者に都度共有 • 多様性の理解や心身の育成を目的にSEL教材の研究開発等を実施	• 特定分野に特異な才能のある児童生徒の対応を専門とする、学校法人星槎が運営する学校外教育施設「SEISAアカデミー」にて支援 • 興味関心に沿った授業を展開するため、科学施設、研究所等における学習や、民間企業の人材を講師として招いた多様な特別授業を実施	• 居住地の小学校に籍を持ちながらSEISAアカデミーをフリースクールとして利用。フリースクールへの出席は在籍小学校でも出席とする。 • 児童生徒に最適化した時間割・個別指導計画の検討や、ICT活用による個に応じた学習活動の日常化や支援の在り方の可視化等を実施 • 在籍小学校に毎月の出欠状況と活動内容や人間関係、成長等を共有			○
国立大学法人三重大学	• 特異な才能のある児童生徒の評価を的確に行うため、「拡充」学習のログや学習過程を専門家も交えて評価	• 一般の児童生徒を含めて応用的な能力の伸展を図るため、「拡充」として大学講師を招き、大学生レベルに近い講義を実施 • 学びの振り返りや大学との連携を容易にするため大学が利用している学習支援サイトe-Learningポータルを整備、活用	• 総合的な学習の時間を用いて、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」を実施 • 特異な才能のある児童生徒が困難を克服でき、多様性を包摂する学校環境づくりのため、学習上の困難への支援、学校内環境整備等を実施			○

＊１：ソーシャル＆エモーショナルラーニングを指し、社会性と情動の学習を指す。

（出典）文部科学省「令和６年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業」の各研究成果報告書より作成。

実践事例（2/2）

	観点①　一人ひとりの才能を把握・理解する仕組み	観点②　学校外のリソースの活用方法	観点③　学級・授業の在り方、学校の教育課程や授業における学習評価との接続を図る仕組み	支援の場 教室内	学校内	学校外
国立大学法人筑波大学	• 特異な才能を持つ子供が他の子供と比べ異なることが多い行動特性を基に構成された、才能児の不協和感（GDF）チェックリストを全生徒を対象に実施し、行動特性を調査 • 一部生徒を対象に行動特性と学校への適応状況を探るインタビュー調査を実施	• 生徒一人ひとりの興味に応じた探究活動を実施するため、学校外の機関や専門家と連携し、中学３年次及び高校２年次で、教科書の枠を超えた学びの機会を提供する少人数によるゼミナールを開講	• 附属駒場中・高等学校で教室内、学校内外の学びの場の設定や環境を整備 • 学びの場や環境の効果等について専門的見地から言語化等を実施	○	○	
国立大学法人東京学芸大学	• アセスメントに代わって児童生徒の特性を発見するため、キャンプなどの校外活動や特別授業を実施	• 児童生徒自身が授業の内容、方法、場所等を選択した上で、教室で一斉授業を受けることが難しい一部の児童は大学内の適応指導教室も活用して活動 • 一般の授業では提供できない体験を提供するため、芸術施設での鑑賞や大学研究室と連携した科学実験の授業等を実施	ー （保健室や適応指導教室、自宅での学びと、一般の児童生徒がいる教室での学びとの連携を図るも、教室での学びの時間と必ずしも時間帯が一致しないことや、姿が見えることへの抵抗感等からシームレスな連携に課題を抱える）		○	○
長野県教育委員会	• すべての児童生徒を包括する授業への改善を目的に、既存のアセスメントツール等を活用し、担任の経験や感覚だけでは気づきにくい児童生徒の特性を早期に発見 • 中学校では自己理解を目的に、生徒全員がアセスメントを活用し自分自身の特性や学び方の傾向の見える化を実施	• 児童生徒のニーズに対応し学校の枠を超えたサードプレイスとしての「学びの場」を設けるため、自治体外機関と連携し、知能が高く学びの習熟が早い子や、好奇心が極めて強い子（アドバンス・ラーナー）を対象としたスクール等を開催	• 認知や発達に特性を抱える児童生徒に対して、特性を把握するアセスメント方法や特性を包み込む授業の在り方、特性に応じた教育方法について研究	○	○	○
名古屋市教育委員会	ー	ー	• 子どもたちが自律した学び手となるため、実証研究協力校で取り組むイエナプラン教育の活動等を参考にした学級づくりの実践の改善・充実を実施 • 発展的な学びに導く児童生徒へのインストラクション等含めたカリキュラムデザインの研究も併せて実施	○		
八王子市教育委員会	• 児童生徒、保護者との面談を通して、得意分野や隠れた能力を把握 • 把握した得意分野や能力を伸ばすため、個別の指導計画を保護者、支援する大学教員等と作成	• 特異な才能としてのプログラミング技能の向上のため、市内の大学と連携し、高度なプログラミング技術を学ぶ講座等を開催 • コミュニケーション活動を苦手と感じる者が多いため、得意分野で才能を発揮できるよう地域団体と連携し、コミュニケーションスキルを学ぶ講座を開催	• 生涯学習活動の一環として、休日の土曜日に学校と連携して、才能の伸長を支援する講座を設ける • 学校内の対応支援のため、児童生徒の変容を記録する「学びの記録」を作成し、在籍校の教員に報告			○

（出典）文部科学省「令和６年度　特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業」の各研究成果報告書より作成。

京都市における特異な才能のある児童生徒の把握

京都市教育委員会が、全市立小・中学校を対象に実施した調査では、小学校では30.7%、中学校では25.0%、義務教育学校では50.0%の学校に、特異な才能のある児童生徒が在籍していることが示されている。

◆京都市教育委員会における特異な才能のある児童生徒がいる学校割合とその数

小学校	中学校	義務教育学校
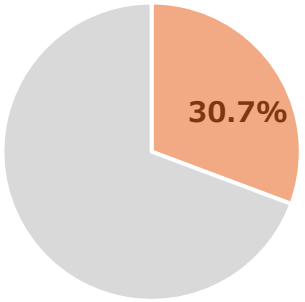	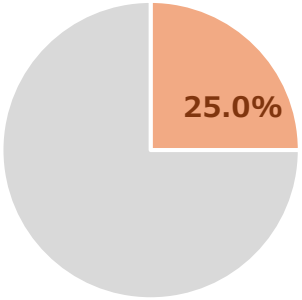	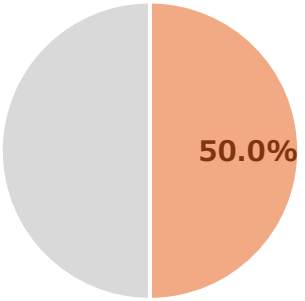
150校のうち46校	64校のうち16校	8校のうち4校

◆京都市教育委員会における特異な児童生徒の割合とその数

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
0.12%	0.09%	0.24%	0.25%	0.12%	0.20%	0.09%	0.15%	0.15%
11人	9人	23人	24人	12人	20人	8人	13人	14人

（出典）京都市教育委員会「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究」研究成果報告書の記載を基に作成。京都市教育委員会の実証研究では、特異な才能を「特定の分野において2～4学年以上進んだ能力であり、その能力の高さが習い事や塾での学習だけでは説明できないもの」として定義し、アンケート調査を実施。

現行の日本語指導のための特別の教育課程の状況

学校教育法施行規則の一部改正により、義務教育段階においては平成26年度から、高等学校段階においても令和５年度から日本語指導のための特別の教育課程が開始され、着実に活用されてきた。

特別の教育課程の対象児童生徒数及び学校数

	H26	R5
児童生徒数		
外国籍	5,788人	37,715人
日本国籍	1,238人	6,839人
学校数	1,396校※	6,394校

※学校に特別の教育課程による指導を受けている日本国籍と外国籍の児童生徒がそれぞれいる場合は二重で集計

特別の教育課程の対象割合の推移

（特別の教育課程を受けている児童生徒／日本語指導が必要な児童生徒）

	H26	R5
外国籍	19.8%	65.3%
日本国籍	15.7%	60.0%

学校現場での取り組み例

在籍学級

取り出し指導
（国際教室等）

日本語指導担当教員

＋

日本語指導支援員

母語支援員

例：「おもちゃの作り方」を文章で説明する

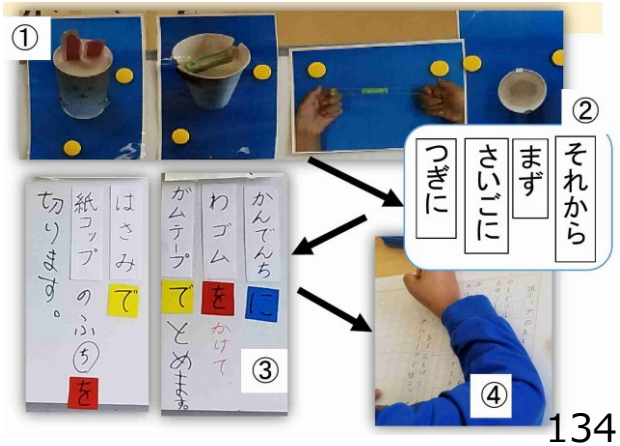

「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」（仮称）に向けて
～表面的日本語指導からの脱却～

- 日本語指導のための特別の教育課程は、初期指導等での漢字や文法等の習得に止まらず、児童生徒が自ら日本語で教科を学び、資質・能力が身に付くよう、日本語と教科の統合学習による質の向上が喫緊の課題。
- このため、日本語・母語の力を活用しつつ、日本語と各教科等の指導を通じ、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の一体的育成が不可欠。
- デジタル技術の活用で母語の力も引き出し、教科学習では学習語彙を活用しつつ、「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」の構築に向け、日本語指導の位置付けの見直しを含む抜本的改善が求められている。

日本語と母語の関係性

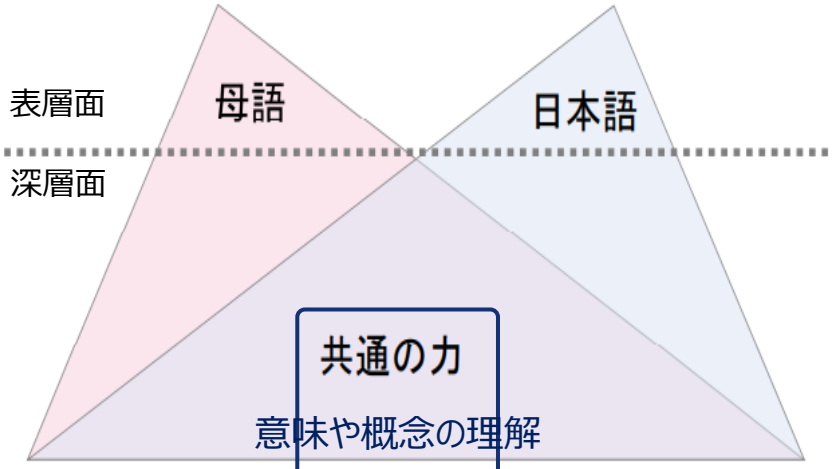

※カミンズ（1984）の二言語相互依存説を基に作成

日本語と教科の統合学習に向けた指導のイメージ

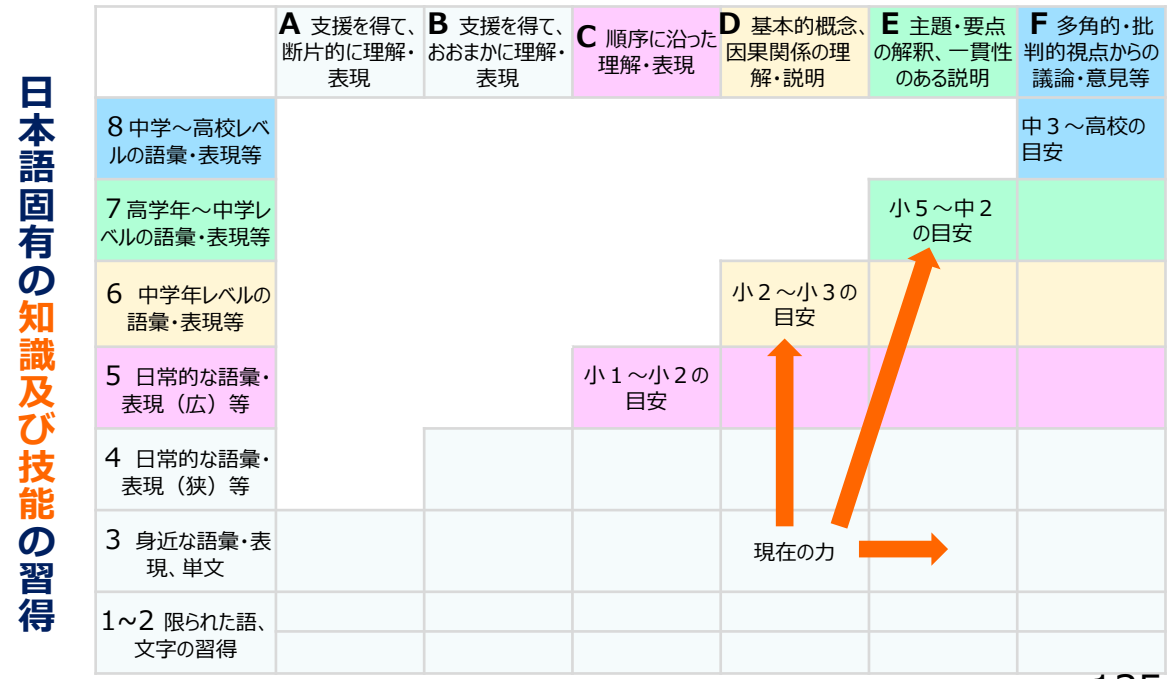

「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」（仮称）が目指す子供たちの未来（イメージ）

表面的な日本語指導

母語では理解できても、日本語で授業に参加できない

母語でなら分かるのに…日本語で出てこない…

日常会話はできるのに…

とにかく漢字や文法を教えなきゃ…

自己肯定感や日本語・教科を学ぶ意欲の低下

不登校、中退、希望する進路（進学・就職）を選べない

概念や意味の理解に至らないと、進学や就職の「壁」に

資質・能力を育成する指導

母語の力も活用しながら、日本語で各教科等を学ぶことができる

日本語で書くのはまだ苦手だけど、「ひとしい」の意味や「分数」の概念が分かった!

意味や概念の理解ができているから次に進もう。

「書く」際に論理の展開などを考えて文章の構成を工夫できるようにしよう。

翻訳ツールの活用

自己肯定感や日本語・教科を学ぶ意欲の向上

進路（進学・就職）の選択肢が広がる

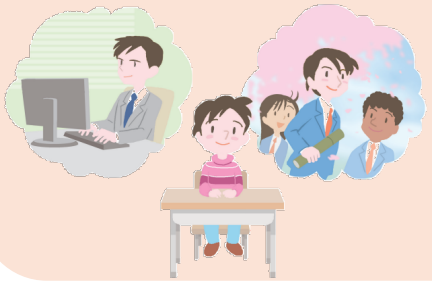

資質・能力の一体的獲得により、学校教育で身に付けた知識・技能を活用しながら未知の場面でも課題を解決できる人材に

日本語指導でのデジタル技術の活用例と学習語彙の概要

デジタル技術の活用例

一人一台端末の翻訳機能や多言語翻訳アプリの活用

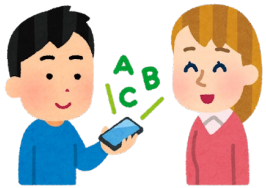

（出典）StuDX Style 教師と子供がつながる
2-⑤翻訳機能を使ってサポート

教科書の内容を音声化した音声教材の活用（R6～）

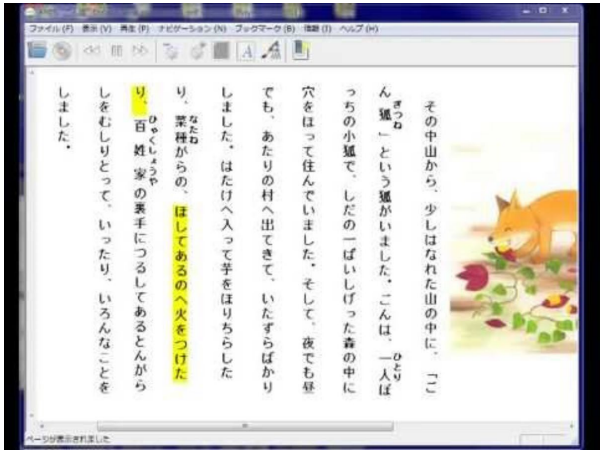

その中山から、少しはなれた山の中に、「ごん狐」という狐がいました。ごんは、一人ぼっちの小狐で、しだの一ぱいしげった森の中に穴をほって住んでいました。そして、夜でも昼でも、あたりの村へ出てきて、いたずらばかりしました。はたけへ入って芋をほりちらしたり、菜種がらの、ほしてあるのへ火をつけたり、百姓家の裏手につるしてあるとんがらしをむしりとって、いったり、いろんなことをしました。

（出典）公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会youtube

オンラインを活用した遠隔教育等の実施

（出典）遠隔教育システム活用ガイドブック（第2版）

学習語彙について

- 英語圏では、移民の児童生徒が日常会話に十分な英語力が備わったのにも関わらず、教科学習に困難をきたすケースが多い理由として、学習言語の習得が不十分であることが挙げられてきた。
- バトラー（2011）は英語圏での先行研究を踏まえ、学習言語のうち、児童生徒の教科学習において要となる「学習語彙」に着目。教科書で使用される言語はその教科に特化した専門語（例：光合成、電磁波）が多く、それらは教科書で定義が説明されていたり、教師が授業で説明するが、専門語ではないゆえに十分な説明がされないものの、教科の内容理解に不可欠かつ日常的にはあまり使用されない語彙である「学習語彙」（例 ：比較、分析）の重要性を説いている。
- 我が国においても、令和７年度からお茶の水女子大学附属中学校が研究開発学校として、教科を超えて学習語彙を整理し、その実践的な活用を支援することを目的とした研究に取り組むなど、教科学習に向けた学習語彙の研究が進み始めている。

（出典）バトラー後藤裕子（2011 ）「学習言語とは何か―教科学習に必要な言語能力」

日本語指導が必要な児童生徒の現状

1 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒

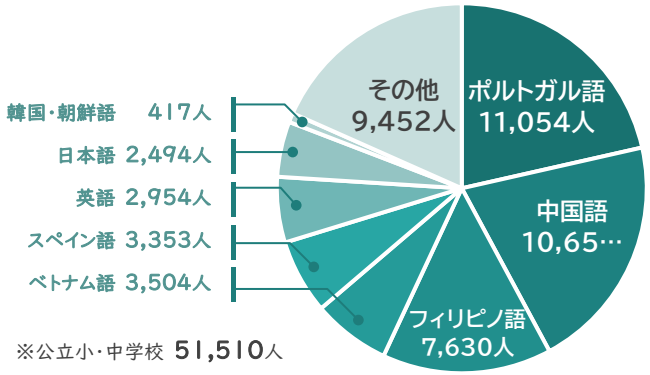

※公立小・中学校 51,510人

日本国籍児童生徒

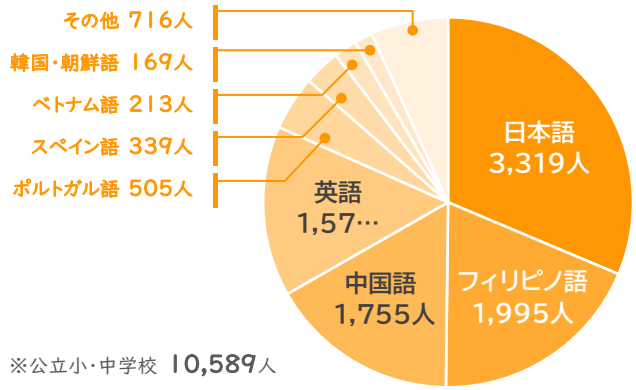

※公立小・中学校 10,589人

「その他」の言語

インドネシア語
ウルドゥ語
タイ語
ネパール語
ベンガル語
モンゴル語
ロシア語
アラビア語
ウクライナ語
パシュトゥー語 等

2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

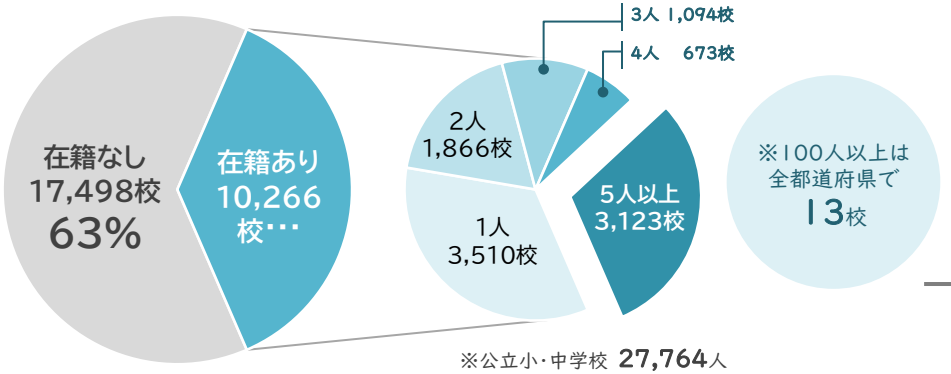

※公立小・中学校 27,764人

都道府県別 日本語指導が必要な児童生徒数

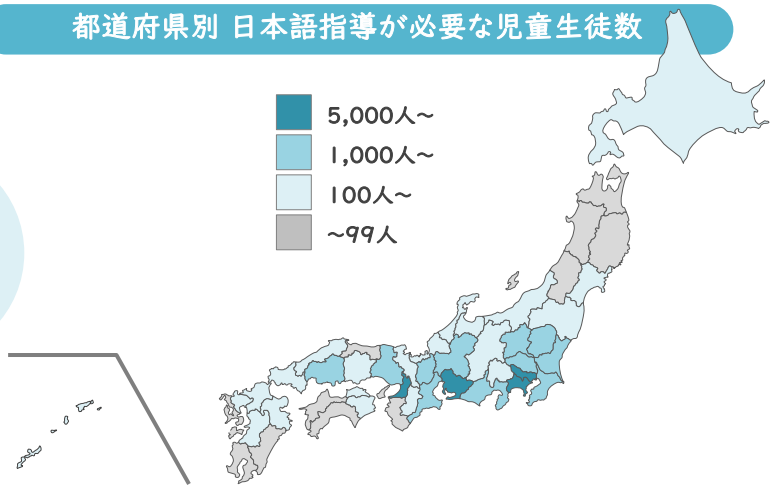

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

日本語指導の主なプログラムと配置について

▼日本語指導の主なプログラム

初期指導

❶サバイバル日本語	日本の学校生活や社会生活について必要な知識、日本語を使って行動する力を付けることが目的の学習（挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現）
❷日本語基礎	文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能の学習 （（A）発音の指導、（B）文字・表記の指導、（C）語彙の指導、（D）文型）
❸技能別日本語	「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習
❹日本語と教科の統合学習	児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせた学習
❺教科の補習	在籍学級で学習している教科内容を取り出し指導で復習的に学習したり、入り込み指導として、担当教師や日本語指導の支援者の補助を受けたりしながら取り組む学習

▼プログラムの配置

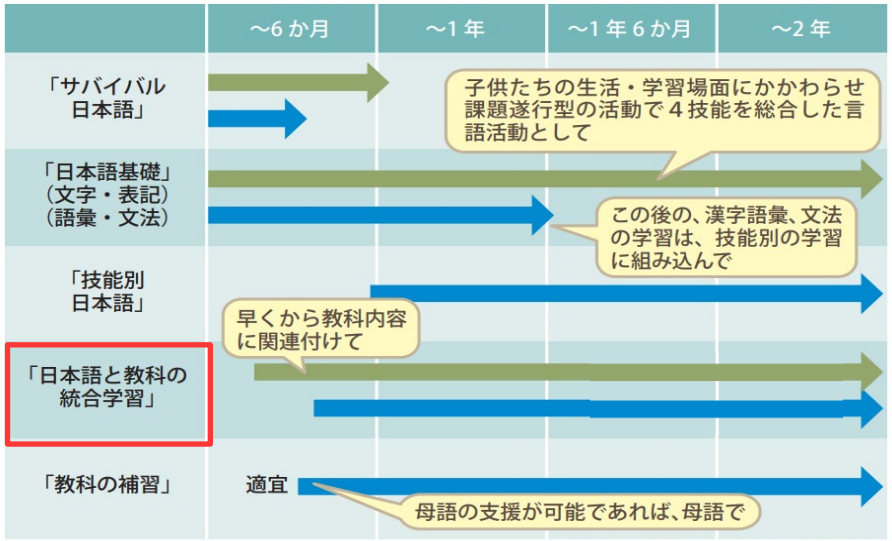

緑：小低・中学年　青：小高学年以上

例）ロイさんの指導計画（来日3年目・小5・家庭内はネパール語）

日本語はもう大丈夫。でも、勉強は分からない。社会科見学とか好きだけど、教科書は知らないことばっかりだし、漢字がいっぱいある。言いたいことがあっても、なんて書けばよいかわからないから、書くのは苦手。

プログラム／期間	～6ヶ月	～1年	～1年6ヶ月	～2年
日本語基礎	初級文型や基礎的な文法項目について習得状況を確認し、必要に応じて指導。 継続的な漢字学習（在籍学級での国語科の授業に関連づけて）			
技能別日本語	ロイさんの関心にもとづき、ジャンルを決めて作文の指導をする。			
	文と文のつなぎ、紹介文「ネパールの遊び」等	文章構成、説明文「新幹線の種類」等	根拠を示した主張、語彙・表現意見文「ユーチューバーの仕事」等	
日本語と教科の統合学習	ロイさんが好きだが日本語で躓いている社会科で内容と日本語の統合学習を実施する。各単元に先行して1時間、単元の重要な内容・概念を、絵図・写真等の読み取りを通して理解を促す。			
キャリア／母語母文化教育	中学校生活をイメージさせる。	ネパール語と日本語の特徴	将来の仕事、社会との関わり	親に来日理由をインタビュー

<ポイント>・学習言語能力の発達を促すための、指導（技能別日本語、日本語と教科の統合学習）を中心に
・自身の背景文化へのアイデンティティを安定化させ、将来像を描けるように

日本語指導が必要な中高生等の進路状況等について

- 日本語指導が必要な中高生は、進学率が低い一方で、中途退学率や非正規就職率が高い傾向にある。

	日本語指導が必要な生徒		全生徒
進学率（中学生）※1	90.3%	進学率が低い ＜	99.0%
（高校生）※2	46.6%		75.0%
高校生の中途退学率	8.5%	＞ 中途退学率や	1.1%
高校生の就職者における非正規就職率	38.6%	非正規就職率が高い ＞	3.1%

※1 専修学校（高等課程、一般課程）、公共職業能力開発施設等を含む

※2 短期大学、専門学校、各種学校を含む

（出典）文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（令和5年度）」等
文部科学省「令和6年度 高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」